

日本赤十字北海道看護大学

自己点検・評価報告書

令和 5 年度

令和 6 年 7 月

目 次

第1章	理念・目的	1
第2章	内部質保証	11
第3章	教育研究組織	20
第4章	教育課程・学習成果	26
第5章	学生の受け入れ	48
第6章	教員・教員組織	65
第7章	学生支援	78
第8章	教育研究等環境	88
第9章	社会連携・社会貢献	103
第10章	大学運営・財務	
第1節	大学運営	112
第2節	財務	122

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

〈1〉大学全体

赤十字は、スイス人アンリー・デュナンの提唱した「人の命を尊重し、苦しみの中にいる者は、敵味方の区別なく救う」ことを目的に設立された。赤十字は国境、国籍、人種、宗教の壁を超え、分け隔てなく人の命と健康と尊厳を守り、世界中へ人道ネットワークを広げていくことを理念とし、人道・公平・中立・独立・奉仕・単一・世界性を赤十字基本7原則に掲げている。

本学の建学精神は、このような赤十字の理念、基本7原則を基礎とし、大学の理念・目的を「本学は、建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術を中心として、広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究するとともに、知性、道德及び応用的能力を養い、もって国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与することを目的とする」としている。

〈2〉学部

学部は、大学の理念・目的を踏まえ、以下のような目的、教育目標および目的を具体化した3つのポリシー、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）・教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）・学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を定めている。

目的

本学は、建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術を中心として、広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究するとともに、知性、道德及び応用的能力を養い、もって国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与することを目的とする。

教育目標

1. 赤十字の人道理念を実践できる看護人材を育成する。
2. 人格的成熟・自立を図り、他者との関係性を発展させることができる能力を培う。

3. 事実を的確に判断し、問題を抽出し、創造的に解決できる能力を育む。
4. 看護の基礎を踏まえ、科学的・倫理的判断に基づくケアを提供できる能力を養う。
5. 社会的責任を自覚し、生涯学習し続け、他の専門職と協働活動し得る能力を養う。
6. 常に世界に関心を持ち、看護実践を通じて国際貢献できる能力を養う。

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

本学は、以下に掲げる能力を身に付け、所定の単位を修得した者に、学士（看護学）の学位を授与する。

1. 赤十字の理念に基づいた看護を実践する。
2. 広い視野と豊かな人間性を備え、人との関係を創る。
3. 事実を的確に捉え、知識や体験等を活かして、個別性を捉えた看護を実践する。
4. 看護の専門的知識と技術を踏まえ、根拠に基づいて科学的に思考し、的確な判断に基づくケアを、倫理的な配慮をもって提供する。
5. 保健・医療・福祉の分野において、看護が担う役割を認識し、他の専門職と協働してケアを提供する。
6. 看護の社会的責任を自覚して、生涯にわたり学修し続ける必要性を理解し、自ら学ぶ力を身に付けている。
7. 国際社会において人々の健康の維持・増進に貢献できる基礎的能力を身に付けている。

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

本学のカリキュラムの目的は、建学の精神である赤十字の理念に基づき、社会における看護専門職の役割を認識し、学際的・創造的に看護を実践していく基礎的能力を有する人材、看護学の発展に貢献する人材および国内外で活躍する人材を育成することである。

その目的を達成するため、「人間」「環境」「健康」「看護」「赤十字」の5つの基本概念を基に、カリキュラムを構成している。（以下、学生便覧の原文のとおり記載している。）

1. 教育内容

- 1) 赤十字に関する知識と態度を身につけた看護を実践するために、4年間を通して段階的に赤十字関連科目を配置しています。また、赤十字の一員であることを自覚し、指導的立場で活動できるよう、日本赤十字社が付与している各種資格を取得できる選択科目も配置しています。
- 2) 基礎科目では、人間性や社会性の資質形成と、看護の対象である人間を全人的に理解し、他者との関係性を発展させるために、人文科学、社会科学、自然科学および語学などを設けています。
- 3) 専門基礎科目は、生命、環境、健康などを多面的に理解し、看護を実践するための基

礎的知識を修得できるよう、生命科学・保健科学などで構成しています。

- 4) 専門科目を、1 年次から段階的に配置し、看護の専門的知識と技術を 4 年間にわたって連続的に学修し、習熟度を高めるようにします。
- 5) 個別性を捉えた看護を実践するために、事実を的確に捉え科学的かつ論理的に思考したり、倫理的な視点から看護課題に取り組む機会を、基礎科目、専門基礎科目および専門科目のなかで取り入れています。
- 6) 看護専門職の責任を自覚し、自ら学ぶ力を高め、自分の看護観を形成できるよう、管理・教育・研究に関する科目を配置しています。
- 7) 保健師国家試験受験資格を取得できるコース（選抜制）を設置しています。これらの科目の中には、地域で暮らす人々の健康と生活を支える看護に対応できるよう、全ての学生が履修できる科目も設けています。
- 8) 国際社会に関心を持ち、看護専門職として国際的に活動できるよう、科目を配置しています。

2. 教育方法

- 1) 1 年前期に開講する看護学入門では、大学で学ぶ上で必要な基本的態度や基礎的知識・スキルの修得をはかります。
- 2) 主体的な学習をすすめるため、グループワークを取り入れた授業を行います。
- 3) 臨床実践に近い状況を想定し、臨床看護実践に必要な技能試験を組み込んで、看護実践能力の向上をはかります。
- 4) 臨地実習は、指導教員および臨地指導者から直接指導を受けながら学修を深めます。問題の発見や根拠に基づく問題解決方法の修得をはかるために、グループ学習も行います。
- 5) 複数領域の知識を統合するための科目を設け、さらに、その能力を確認するための外部テストを導入することにより、国家資格に求められる能力修得をはかります。

3. 教育評価

- 1) 科目ごとに規定に基づいた評価を行います。その結果を基に、履修者全体と各学生の到達状況を周知し、学生が自分の課題を把握できるようにします。
- 2) 科目ごとに学生による授業評価を行い、授業内容の改善をはかります。
- 3) 2 年次の臨地実習開始前に臨床看護実践に必要な技能試験を行い評価します。
- 4) 臨地実習には、各領域の授業科目の単位修得がないと履修できないという履修要件を設けています。
- 5) 1～2 年次終了時には、基礎看護学分野における臨地実習科目の単位修得がないと進級できないという進級要件を設けています。
- 6) 1～3 年次終了時には、卒業要件に係る科目の未修得科目が 2 科目以下でないと進級できないという進級要件を設けています。

学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

日本赤十字北海道看護大学は、建学の精神である赤十字の理念に基づき、社会における看護専門職の役割を認識し、学際的・創造的に看護を実践していく基礎的能力を有する人材、看護学の発展に貢献する人材および国内外で活躍する人材を育成することを目指しています。それらを達成するために、次のような人材を求めている。

＜求める学生像＞

1. 赤十字の理念である“人道”や赤十字の活動に関心がある。
2. 看護師や保健師を目指す明確な意志がある。
3. 人間や人間の生活、健康の維持・増進に深い関心がある。
4. 異なる価値観や文化を理解し、ひとりひとりを尊重した良好な関係を築ける。
5. 自らの力で考え、意見を述べ、責任を持って行動できる。

＜高等学校段階までに身につけておいてほしいこと＞

1. 高等学校や中等教育学校で履修する教科・科目全般に関する基礎的な学力と日々の学習習慣。

とくに、「国語」、「英語」、「数学（数学Ⅰ・A）」、「理科（化学基礎および生物基礎）」をとおして培われる以下の力。

「国語」：物事や事象を思考し、判断する力と他者に的確に伝えるための表現力。

「英語」：英語の4技能（読む、聞く、話す、書く）を身に付け、英語による情報や考えなどを理解し、適切に表現し、伝え合う能力。

「数学（数学Ⅰ・A）」：根拠に基づく論理的かつ数学的な思考力。

「理科（化学および生物基礎）」：物事を化学や生物学の視点から探究する力と科学的な思考力。

2. 高等学校や中等教育学校の特別活動（生徒会活動や部活動等）やボランティア活動等に参加する意欲と他者を尊重し、それらをやり遂げる力。
3. 自ら課題を見つけ、それらを解決していく力。
4. 健康に生活するための基本的な生活習慣と基礎的な体力。

＜入学者選抜の基本方針＞

本学が入学者に求める学力の3要素（「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」）を多面的・総合的に評価するとともに、複数の受験機会を提供するため、次の入学者選抜区分により入学者を選抜する。

1. 学校推薦型選抜（公募推薦選抜、指定校推薦選抜、赤十字特別推薦選抜）
2. 一般選抜（一般型選抜、大学入学共通テスト利用選抜（前期・後期）、赤十字6看護大学連携併願選抜）
3. 社会人学士等選抜

〈3〉研究科

研究科も学部と同様に、大学の理念・目的を踏まえ、以下のような目的、教育目標及び目的を具体化した3つのポリシー、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）・教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）・学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を定めている。

大学院の目的

本大学院は、建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術の中心として、広く看護の実践と教育・研究に関する理論と専門技術を教授研究し、深い学識及び卓越した感性と人間性を備えた高度な看護専門職の育成を図り、看護学の発展とともに世界の人々の健康と福祉の向上と豊かな生活の創造に寄与することを目的とする。

〈3-1〉修士課程

教育目標

1. 高度専門職業人としてリーダーシップを発揮できる看護職者の育成
2. 看護職者の育成及び生涯教育を担うことができる看護教育者の育成
3. 学術的な看護研究を推進できる研究者の育成
4. 看護実践の場で、効果的に看護管理を行う人材の育成
5. 国内外における災害救護に尽力できる看護職者の育成
6. 自律した助産師の育成

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

修士課程に所定の期間在学し、本大学院の修了要件となる単位数を修得するとともに、学位論文審査と口頭試験に合格し、以下の要件を満たす者に、修士（看護学）の学位を授与する。

1. 人間の尊厳と権利を擁護し、倫理観をもとに問題を探究する能力
2. 臨床現場のさまざまな課題を幅広い視点から捉え探究する能力
3. 保健医療福祉システムにおいて、多くの専門職と協働し、看護の対象に看護職としての役割を発揮する能力
4. 研究に取り組むための基礎的能力

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

本大学院には4分野12専門領域の教育課程を開講し、それぞれのカリキュラムを編成する。助産学分野には、資格取得のために「助産師養成課程」を設置する。

本大学院においては、その掲げる教育理念および教育目的を達成するため、以下の方針に基づき教育課程を編成する。

1. 広い視野に立って、学際的な教育・研究をする能力を強化するため、共通科目と専門科目をおく。
2. 12の専門領域における専門性を高め、学術的な課題を深く探究するため、必要な科目をおく。
3. 看護の専門的知識や実践能力を多面的に発展させることができるよう、専門分野を超えた科目の選択を可能とする。
4. 専門看護師認定試験受験資格に必要な科目をおく。
5. 助産師国家試験受験資格に必要な科目をおく。
6. より広範な研究能力の修得を支援するため、看護学以外の学問領域の教員を含め、総合的な教育・研究指導体制とする。

学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

本大学院では、次のような人を歓迎する。

1. 赤十字の理念である人道に共感できる人
2. 人々の健康問題に深い関心を持ち、看護学を探究したい人
3. いのちに対して豊かな感性を有し、助産学を探究したい人
4. 赤十字の役割である災害看護を探究したい人

〈3-2〉後期3年博士課程

教育目標

共同看護学専攻では、次のような能力を養うことを目標とする。

1. 研究者として、自立して研究活動を行うために必要な高度の研究能力を養う。
2. 知的な教養と柔軟性、先見性を兼ね備え、質の高い看護学の教育を行うための教育開発能力、教育能力、課題解決能力を養う。
3. 臨床看護実践や教育の場において、リーダーとして活動するための俯瞰力と指導・調整力を養う。
4. 国内外の保健・医療・福祉の分野で広く活躍できる能力を養う。

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

修了要件となる単位を取得するとともに、博士論文の審査及び最終試験に合格し、次の条件を満たすものに博士（看護学）の学位を授与する。

1. 看護学において、高度な専門的業務に従事する上で必要な学識・技術・応用力に基づいて、自立的な研究活動を担える能力を有している。
2. 高度な専門性と倫理観を有した、実践者、指導者、管理者、教育者、研究者として、多角的なリーダーシップを発揮できる資質と力量を有している。

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

共同看護学専攻の設置の趣旨及び教育目標を達成するため、科目区分を設け必要な授業科目を配置するとともに、当該科目区分ごとに履修要件単位数を定め、体系的なコースワークによる教育課程を編成している。

1. 看護学を導く理論を探究するとともに、高度な実践知を基盤とした理論を構築するための方法および研究方法を学修し、博士学位論文の作成に結びつけるために共通科目をおく。
2. 看護における知識や技術の検証、新たな理論や方法論の創設等、より高度な研究能力を身につけ、広範な健康問題や看護課題について実践的な研究を行うために専門科目をおく。
3. 自らの研究テーマに関わる事例や先行研究を分析し、課題解決のための理論と方法論、技法について実証的に研究する手法を探究するために演習をおく。
4. 博士学位論文作成に向け、専門領域の垣根を越え異なる専門性の観点から、実現可能な研究に向けての方向性を明確化するために合同研究ゼミナールをおく。
5. 保健・医療・福祉の場で科学的視点を持ち教育・研究能力が発揮できる高度専門職業人に必要な研究能力の修得を目指すため特別研究をおく。

学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

共同看護学専攻では、赤十字の理念である「人道(humanity)」のもとに、いかなる場合でも個人の尊厳を守り、人々が有する平和と健康に生きる権利について看護を通して実現する人材の育成を目指すため、入学者選抜試験を実施し、次のような資質と能力、意欲をもった人材を幅広く求めている。

1. 保健・医療・福祉の専門知識を有し、さらに深く追求する意欲のある人
2. 常に探求心をもち、赤十字の看護活動を担う意欲のある人
3. 自らの活動範囲を拡げ、看護を発展させる意欲のある人
4. さまざまな分野の専門家とともに、独創的な研究を志す人
5. 社会での実践から得た知識と経験を体系化し変革する意欲のある人
6. 国際的な視座で、国内外へ向けて広く成果を発信する意欲のある人
7. 真摯に学び、高い倫理性と豊かな人間性をもつ指導者を志す人

また、本学の理念・目的を成就するために、図書館及び看護開発センター、災害対策教育センター、IR 推進室を設置している。

2021（令和3）年度大学基準協会による大学評価において、「理念・目的は、学部（大学）の理念・目的のもと、研究科の目的が設定されている形となっている。早急に学部（大学）、大学院の理念・目的の関連性を検討することが必要である。」との指摘を受けており、今後、検討が必要である。令和5（2023）年度現在検討している段階である。

点検・評価項目② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な表示 評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表
--

大学の理念・目的は日本赤十字北海道看護大学学則第1条に明示している。学部の目的は日本赤十字北海道看護大学学則第1条、第5条、日本赤十字北海道看護大学ポリシーに明示している。研究科の目的は日本赤十字北海道看護大学大学院学則第1条、第5条、日本赤十字北海道看護大学大学院ポリシーに明示している。

大学の理念・目的及び学部・研究科の目的、教育目標および目的を具体化した3つのポリシー、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）・教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）・学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は、学生便覧、履修の手引き、大学案内パンフレット、大学院案内パンフレット、学生募集要項、及び大学ホームページに明記しており、教職員及び学生だけではなく、受験生を含む社会一般の方々にも広く公表、周知を行っている。

公表、周知は具体的に以下のとおり実施している。

- a. 学生便覧（学部）、履修の手引き（研究科）を毎年作成し、教職員及び学生に配付するとともに、新入生及び新年度開始時のガイダンス等において学生便覧、履修の手引きを活用して学生全員に周知を行っている。
- b. 大学案内パンフレット、大学院案内パンフレットを毎年更新し、学生募集要項とともに入学志願者だけではなく北海道内の全高等学校、教育委員会、看護専門学校及び過去に志願者のあった北海道外の高等学校等に配布している。
- c. オープンキャンパス、高校訪問、入試説明会、進学相談会、出前講義等の実施時には大学案内パンフレットを使用して、本学の教育理念・3つのポリシーを説明している。大学院志願者にはオープンキャンパス、大学院説明会、病院訪問等の機会を利用し説明している。
- d. 大学ホームページには、「大学の教育理念・目標・方針」という項目を作成し、理念・目的、教育目標、3つのポリシーを広く社会に公表している。また、ホームページにはデジタルパンフレットを掲載しており、パンフレットからも確認できるようになっている。

しかしながら、令和3（2021）年度大学基準協会による大学評価による指摘事項として、「いずれの媒体でも、大学の理念・目的が学部・研究科の目的と同一であることを明示していないため、この事実を適切に周知・公表することが必要である。」との指摘を受けており、今後、検討が必要である。令和5（2023）年度現在検討している段階である。

点検・評価項目③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定 ・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定
--

学校法人日本赤十字学園では第三次中期計画（令和元（2019）年度～令和5（2023）年度）を策定している。その中で、学園全体及び6つの日本赤十字看護大学（北海道、秋田、東京、豊田、広島、九州）において、以下の項目についての中・長期の計画・その他の諸施策を設定している。

- I. 学園の理念・目的とビジョン
- II. 内部質保証・組織体制
- III. 教育課程・学修成果等
- IV. 教育研究等環境整備
- V. 社会連携・社会貢献
- VI. 業務運営・財務

学園全体の理念・目的とビジョンとして以下の6項目を設定している。

- 1. 質の高い教育を実践する大学
- 2. 情報通信技術（ICT）を活用した教育を実践する大学
- 3. 学園大学間の連携を活かした大学運営
- 4. 地域社会との連携及び社会貢献へ積極的に取り組む大学
- 5. 健全な経営基盤に立つ成長する大学
- 6. さいたま看護学部の開設及び安定運営

本学における大学の理念・目的とビジョンについての具体的な取組みは、以下のように掲げている。

赤十字精神に基づく人間性豊かな医療人の育成を行うことを理念とし、道内赤十字病院との連携及び高度な看護教育を受けた人材の供給と積雪寒冷地の地域特性を考慮した災害救護研究の推進と社会貢献を目的とする。また、JICA（国際協力機構）などとの連携による

看護関係者の受け入れや派遣等に関しても地域自治体と協力の下、積極的な活動を推進・継続する。

高度な看護教育を受けた人材を地域社会（道内）に輩出するため、内部質保証の充実及び適切な公表のための体制作りに取り組み、併せて地方に残る大学としてのリカレント教育や情報通信技術（ICT）の有効活用による学園大学間の遠隔教育システム等の環境整備・充実を図るべく推進する。また、教員・職員の情報共有による連携強化を図り、健全な大学運営を継続するため優秀な学生の確保は勿論のこと、経常費補助金確保や科学研究費等（寄附金）の積極的な受け入れを目指し、財源確保に努める。

（２）長所・特色

1. 大学の理念・目的、教育目標、3つのポリシーは、系統的、階層的に適切に設定され、種々の手段で適切に公表されている。
2. 大学の理念・目的、学部・研究科における目的を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定している。

（３）問題点

現状、理念・目的は、学部（大学）の理念・目的のもと、研究科の目的が設定されている形となっている。今後、学部（大学）、大学院の理念・目的の関連性を検討する必要がある。

（４）全体のまとめ

本学の建学精神は、赤十字の理念・基本7原則に基づいている。大学の理念・目的、学部・研究科の目的は学則、ポリシーに明示され、学生便覧、履修の手引き、大学・大学院案内パンフレット、学生募集要項、及び大学ホームページにて、広く公表、周知が行なわれている。

大学の理念・目的、学部・研究科の目的を実現していくため、第三次中期計画（令和元（2019）年度～令和5（2023）年度）を策定し、中・長期の計画・その他の諸施策を設定した。最終年度となる令和5（2023）年度において、最終評価を実施した。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目① 内部質保証のための全学的な方針及び手続きを明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続きの設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

学則第61条に、「教育研究水準の向上を図り、第1条の目的を達成するため、本学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価（以下「自己点検・評価」という）を行い、その結果を公表する。」と規定されている。これに基づき、内部質保証に関する規程が定められており、その第1条に「継続的な自己点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努めることを通じて、教育研究の水準を保証し向上させ、本学に対する社会の信頼を一層確実なものとすることを目的とする。」と、内部質保証のための全学的な目的・方針が示されている。また、その手続きについても内部質保証に関する規程に明示されており、第2条に委員会組織、第4条に内部質保証委員会の機能、第8条に自己点検・委員会の報告義務、第9条に内部質保証委員会の報告書公表義務、第10条に自己点検・評価活動の適切性の評価の確保が規定されている。

内部質保証の推進に責任を負う全学的組織として、内部質保証委員会が置かれ、その下部組織として、実務を担当する組織としての自己点検・評価委員会が置かれている。日常的な自己点検・評価に関する実務は、看護学部看護学科、大学院看護学研究科、各委員会、および事務組織の各部署が担当している。

令和元（2019）年10月に、学則、内部質保証に関する規程、自己点検・評価委員会規程の整合性を整え、内部質保証体制の再構築、充実化を図った。

点検・評価項目② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

本学の内部質保証体制は、内部質保証に関する規程第2条に規定されており、自己点検・評価を継続的かつ総合的に実施するため、学長のもと、自己点検・評価に関する総括委員会「内部質保証委員会」が置かれ、その下部組織として、自己点検・評価に関する定期的な実務を担当する組織として、自己点検・評価に関する実務者委員会「自己点検・評価委員会」が置かれている。自己点検・評価に関する日常の実務については、看護学部看護学科、大学院看護学研究科、各委員会、及び事務組織の各部署が担当している。

本学の内部質保証の推進に責任を負う全学的組織である内部質保証委員会の構成メンバーは、学長、事務局長、学部長、研究科長、図書館長、及び自己点検・評価委員長となっている。学長、事務局長、学部長、研究科長、図書館長は本学組織分掌規程第14条の規定に基づき設置されている経営会議構成メンバーと同一であり、令和2年度までは、図書館長が自己点検・評価委員長の職を兼ねていた。しかし、それぞれの組織の役割を担保するため、新たに委嘱することとした。

点検・評価項目③ 方針及び手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
評価の視点2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
評価の視点3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
評価の視点7：点検・評価における客観性、妥当性の確保

学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針の策定は本学の理念・目的、教育目標に基づき、学部においては学部カリキュラム検討委員会、研究科においては研究科カリキュラム検討委員会にて検討されている。その策定・改正過程においては、全教職員参加のFD・SD研修会が開催され、その研修会を通じて全教職員が理念・目的、教育目標および3つのポリシーを共有するプロセスを継続している。カリキュラム検討委員会にて審議された学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針は、内部質保証委員会の議を経て、教授会及び研究科委員会に報告される。

学部は、カリキュラム（平成28（2016）年4月開始）施行に合わせ、平成27（2015）年

4月から3つのポリシーを提示し、令和2（2020）年2月に改正した。また、令和4（2022）年のカリキュラム改正に向けて、学部カリキュラム検討委員会において3つのポリシーの改正を行った。

研究科は、平成29（2017）年3月に3つのポリシーを策定、提示したが、令和2（2020）年4月のカリキュラム改正に合わせ、令和2（2020）年3月に3つのポリシーを改正した。

また、前年度からの検討事項を踏まえ、令和3（2021）年5月に文部科学省へ学則（教育課程）変更承認申請書類を提出した。令和3（2021）年7月に修正・確認依頼を受け、修正書類の提出後、令和3（2021）年10月13日付で学則（教育課程）変更について承認された。

サイクルの運用プロセスは、内部質保証に関する規程第4条および図（図2-1. 内部保証システム）に明示されている。

- ① 学部および研究科の各委員会は毎年3月に自己点検・評価を行い、委員会報告書を自己点検・評価委員会に提出する。
- ② 自己点検・評価委員会は委員会報告書を精査し、改善すべき事項（改善課題）を抽出、その内容について各委員会に質問・照会を行う。
- ③ 各委員会は指摘された改善課題に対する改善に努め、自己点検・評価委員会に改善内容を含め質問・照会事項の回答を行う。
- ④ 自己点検・評価委員会は各委員会からの回答を精査し、自己点検・評価の結果を取り纏め、内部質保証委員会に報告する。
- ⑤ 内部質保証委員会は、自己点検・評価委員会から提出された点検・評価結果について審議し、課題等に関する方針の策定、実施、点検および改善策について検討し、必要な場合、各委員会に是正勧告を行う。

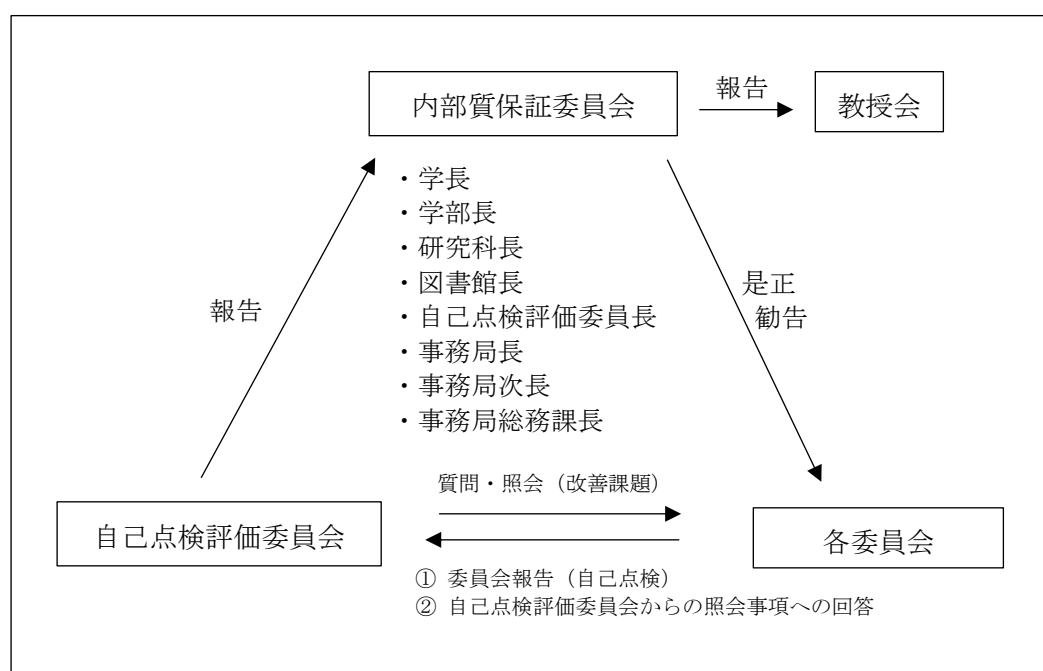


図2-1. 内部保証システム

行政機関、認証評価機関等からの指摘事項に対する対応に関しては、令和 3（2021）年の大学基準協会の大学評価で、改善課題として以下の指摘があった。

「改善課題」

内部質保証の中心的な役割を担う組織として「内部質保証委員会」を設置しているものの、令和元（2019）年 9 月以降、同委員会開催は不定期で、1 年弱の間、会議の開催が無かった状況も見受けられるほか（追加資料 2-15）、実態としては学内における諸課題への対応は「経営会議」や該当委員会又は学長のマネジメントにより遂行されており、内部質保証体制のもとでのマネジメントが行われているとは言い難い。

令和 5（2023）年度の内部質保証委員会は年 4 回開催し、内部質保証の協議を進めた。次年度に向けて更なる取り組みを行う予定である。

本学は、小規模な大学であり、大多数の教員は複数の委員会において委員を担わざるを得ない。

北見市において、令和 2（2020）年 2 月 28 日（金）に北海道で最初となる COVID-19 のクラスターが発生し、3 月 2 日（月）に臨時の経営会議を開催（学校医＋学務担当課長を招集）し、今後の対応を協議することを決定した。この COVID-19 に対応するため、臨時の経営会議を毎週 1 回開催し、教職員や学生に対し、いち早く決定事項を通知し対応することとした。また、令和 2（2020）年 4 月より、新型コロナウイルス感染防止対策本部会議と名称を変更して対応にあたった。

COVID-19 への対応では、本学から感染者が発生した場合には、全ての実習先において実習生受入が認められなくなることが予想されることから、感染者を発生させないための対策の舵取りが極めて重要となり、日々感染状況が変化する中で、学校行事、講義、実習、学生指導、感染対策、実習先への対応等を迅速に決定しなくてはならない。

このため、内部質保証委員会が行うべき新型コロナウイルス対応を一括して、新型コロナウイルス感染防止対策本部会議が担い、スピード感をもって対応を進めることにより、PDCA サイクルを回していくこととした。

しかしながら、この方法については、評価委員から一定の理解は得られたが、質保証の点からは適切ではないことが指摘された。

また、本学では、教授会開催前に、経営会議構成委員により「資料の事前確認」を内部質保証委員会として実施していたが、会議次第、議事録を作成しておらず、委員会の体を成していないため、会議の趣旨を明確にしたうえで実施するよう努めることとした。

点検・評価における客観性、妥当性の確保に関しては、学内において、内部質保証委員会が、自己点検評価委員会から提出された点検・評価結果について審議し、課題等に関する

る方針の策定、実施、点検および改善策についての検討を行っているが、学外の意見を反映させるため、学外有識者および経営会議メンバーで構成される運営懇話会が、年1回開催され、大学の運営状況や地域・社会貢献活動等について、学外者の点検・評価を受ける機会を設けている。

点検・評価項目④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表 評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性 評価の視点3：公表する情報の適切な更新

本学の自己点検・評価の取り組みは、平成12(2000)年1月に自己点検・評価委員会準備会を発足させ、授業評価表と臨地実習評価表を作成し、各教員に自発的評価を促した。平成13(2001)年6月に、自己点検・評価委員会が組織され活動方針、点検項目等を審議した。その後、看護学部の開学から完成年度までの4年間の教育、研究、組織運営および施設整備等について自己点検・評価を行い、平成16(2004)年に「日本赤十字北海道看護大学自己点検・評価報告書ー現状と課題ー」を発行した。また、平成15(2003)年度から平成17(2005)年度までの期間を大学基準協会の示す点検、評価項目に基づき自己点検・評価を実施し、平成20(2008)年3月11日付で大学基準協会から「大学基準に適合し、正会員への加盟・登録を承認する」と認定を受けた。平成20(2008)年5月には、この自己点検・評価の結果および大学基準協会の評価結果を、「日本赤十字北海道看護大学自己点検・評価報告書ー大学基準協会による大学評価結果ならびに認証評価結果ー」として発行した。さらに、平成24(2012)年には、新たに示された点検・評価項目に基づき平成23(2011)年度の活動の点検・評価を行い、「平成23年度年報(自己点検・評価報告書)」を作成し、ホームページに掲載した。平成26(2014)年3月、令和3(2021)年3月に点検・評価報告書を作成し大学基準協会へ提出、大学評価(認証評価)を受け、大学基準に適合していると認定された。現在は、毎年、自己点検・評価報告書をホームページ上(大学情報の公表7.自己点検評価報告(2))に公開している。

日本赤十字学園では、傘下の6大学(北海道、秋田、東京、豊田、広島、九州)の情報を取り纏め、学生数、中期計画、事業計画、事業報告、財務情報などをホームページで公開している。

本学においては、以下の 8 項目の情報を適時更新しながらホームページ上に公開している。

1. 教育研究活動等の状況についての情報

- (1) 大学の教育研究上の目的に関する事。 (大学の教育理念・目標、看護学専攻 (修士課程) の教育目標、共同看護学専攻 (博士課程) の教育目標、学則、大学院学則)
- (2) 教育研究上の基本組織に関する事。 (業務組織及び運営組織)
- (3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事。 (看護学部教員一覧・専任教員数、年齢構成及び専任教員と非常勤教員の比率、大学院教員一覧・専任教員数、年齢構成及び専任教員と非常勤教員の比率、各教員が有する学位等、各教員が有する業績等)
- (4) 入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学者数、卒業 (修了) 者数並びに 進学者数及び就職者数、その他進学及び就職等に状況に関する事。
(入学者に関する受け入れ方針、入試情報、入学定員、収容定員、在学者数等、卒業 (修了) 者数、退学・除籍者数及び中退率並びに留年者数、就職状況)

2. 教育上の目的に応じ、学生が修得すべき知識及び能力に関する情報

- (1) シラバス (看護学部シラバス、看護学専攻 (修士課程) シラバス、共同看護学専攻 (博士課程) シラバス)
- (2) カリキュラム、必要取得単位取得数 (看護学部カリキュラム、看護学専攻 (修士課程) カリキュラム、共同看護学専攻 (博士課程) カリキュラム)
- (3) 取得可能学位
- (4) 校地・校舎等の施設その他の学生の教育研究環境 (施設案内、耐震化の状況)
- (5) 授業料・入学料その他の大学等が徴収する費用
- (6) 学生の修学、進路選択および心身の健康などに係る支援

3. 国際交流・社会貢献等の概要

国際交流、社会貢献活動、大学間連携等

4. 動物実験等に関する情報

5. 財務情報

- (1) 資金収支計算書
- (2) 事業活動収支計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録
- (5) その他
 - ①経年比較表
 - ②財務比率表
 - ③学校法人会計の特徴や企業会計との違い及び各科目の説明
 - ④構成比率

6. 【共同設置】設置に係る設置計画履行状況報告書

7. 自己点検・評価報告

(1) 大学評価結果・認証評価結果

(2) 自己点検・評価報告書

8. 授業評価アンケート結果報告

また、教員の教育研究活動は、日本赤十字北海道看護大学紀要に著書、原著、学会発表、その他学会、社会活動等の項目を掲載し、公表している。情報公開請求については、「学校法人日本赤十字学園の保有する情報の公開に関する実施要綱」及び「学校法人日本赤十字学園における情報公開の実施に係る事務取扱要領」に基づき事務局が窓口となって対応している。

令和3（2021）年度の大学基準協会の大学評価において、大学院の成績評価基準について「履修の手引き」には記載があるもののホームページ上に記載していないため改善が望まれるとの指摘があった。令和4年度に掲載方法を検討し、令和5年度には「履修の手引き」をホームページに掲載し公表した。

点検・評価項目⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性の定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

平成25（2013）年に内部質保証に関する規程を制定し、内部質保証システムを構築、PDCAサイクルを適切に運用し、改善を図っていくとした。しかしながら、平成26（2014）年3月に点検・評価報告書を作成した後、平成26（2014）年4月から平成29（2017）年3月までの3年間は、自己点検・評価は全く行われなかった。平成29（2017）年4月から継続的に自己点検・評価を行い、毎年、自己点検・評価報告書を作成、ホームページ上に公開している。また、平成31（2019）年度から内部質保証委員会が定期的に開催され、『自己点検・評価報告書』の審議のみならず、種々の課題に関する方針の策定、実施、点検及び改善策についての審議を継続的に行っている。

適切な根拠に基づく内部質保証システムの点検・評価を行うため、根拠（資料、情報）を作成・提供する組織として、平成31（2019）年4月に本学組織分掌規程第4条に規定する教育研究施設としてIR推進室およびIR推進会議を設置した。

IR 推進室の行う事業は IR 推進室設置規程第 3 条に以下の 6 項目が規定されている。

- (1) 教育、医療・福祉に関する最新情報の収集。
- (2) 学生募集や在学歴のデータ収集及び分析に関すること。
- (3) 学修成果のデータ収集及び分析に関すること。
- (4) 学生の満足度や学修度のアンケート内容のデータ収集及び分析に関すること。
- (5) 卒業生のデータ収集及び分析に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その他の IR 推進室に関すること。

IR 推進会議は IR 推進会議規程第 1 条に IR 推進室運営に関する重要事項を審議し、その円滑な運営を図るために置くとあり、IR 推進室で収集、分析された上記(1)～(6)のデータを審議し、教授会に報告している。IR 推進室は IR 推進室長と IR 推進副室長の 2 名で構成され、IR 推進会議は学長、事務局長、学部長、研究科長、図書館長および IR 推進室長から構成されている。現在は、evidence based policy making (EBPM) のコンセプトの下、教学 IR データを内部質保証システムの点検・評価に有効活用していく。特に、データに基づいた、入学時の成績及び入試区分と入学後の成績の推移を分析し、学校推薦型選抜の定員を増やす等の改善・向上の取り組みに結びつけている。

令和 3 (2021) 年度の大学基準協会の大学評価において、内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価し、その結果に基づく改善・向上を図る体制は整備されていないため、改善が望まれるとの指摘があり、体制の整備に向けて今後検討していく。

内部質保証推進組織等は、内部質保証システムを機能させる観点から、内部質保証に関する手続や全学及び学科等を単位とした PDCA サイクルの運営などにおいて、COVID-19 への対応・対策としてどのような措置を講じたか

内部質保証委員会が行うべき新型コロナウイルス対応については新設した「新型コロナウイルス感染防止対策本部会議」に権限を委譲し、迅速に対応を進めることとした。

本会議は経営会議メンバーと学務課長により構成されており、毎週行われる会議の議題によっては、各委員長（教務委員会・実習検討委員会・入学試験委員会等）を招集して討議した。なお、令和 5 年 5 月に新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行したことから本会議は解散し、以後、係る案件が発生した場合には経営会議にて審議することとした。

学内組織を総動員して、各種問題に対し迅速に取り組み、教育面では、対面授業や病院実習を完全に実施することを目標に感染対策を不断に見直しながら徹底した。

対面授業や臨地実習については、全国的にも高い水準で、感染症禍前に近い状態で実施することができた。

さらに、感染対策としては、ワクチン接種を進めることが最重要課題であり、学生や教職員の職域でのワクチン接種を令和 4 年度まで実施した。

（２）長所・特色

1. 内部質保証システムが再構築され、内部質保証委員会を中心とした PDCA サイクルが機能的に回り始めている。
2. 内部質保証システムに適切な根拠を提供する組織として、IR 推進会議、IR 推進室が設置され、積極的に活動している。

（３）改善点

1. IR 推進室からの分析データについては、各委員会にて活用中で効果は上がっているものの、令和 3（2021）年度の IR 推進会議の開催が「0」回であったため、改善が求められるとの指摘があった。令和 5 年度は推進会議を 1 回開催し、分析データについて学内で共有を図ることができた。
2. 内部質保証の中心的な役割を担う組織として「内部質保証委員会」を設置しているものの、実態としては学内における諸課題への対応は「経営会議」や該当委員会又は学長のマネジメントにより遂行されているため、内部質保証体制の整備を行っていく。
3. 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価し、その結果に基づく改善・向上を図る体制は整備されていないため、改善が望まれるとの指摘があり、体制の整備に向けて今後検討していく。

（４）全体のまとめ

内部質保証システムは内部質保証に関する規程第 4 条および図に明示されたプロセスにより、PDCA サイクルが機能するよう運用されている。継続的に自己点検・評価を行い、『自己点検・評価報告書』を作成しホームページ上に公開している。また、内部質保証委員会は、『自己点検・評価報告書』の審議のみならず、種々の課題に関する方針の策定、実施、点検および改善策について審議している。

根拠に基づいた内部質保証システムの点検・評価を行うため、IR 推進室および IR 推進会議が設置され、適切な根拠を作成・提供し成果を上げている。令和 5 年度においては IR 推進会議を 1 回行い、各種データの共有を行っている。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性（対象外）

評価の視点4：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学の教育研究組織は、本学の理念・目的に沿って、学部、研究科、図書館、看護開発センターが設置されている。また、平成27（2015）年4月より災害に対する研究開発・教育を行い、赤十字の理念のもと地域社会に貢献することを目的とした、災害対策教育センターを開設した。

学部は看護学科1学科のみで、本学の理念・目的に基づき看護学の基盤となる能力を養う基礎科学系の5つの領域と看護学の7つの専門領域で構成されている。看護学部は、建学の精神である赤十字の人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術を中心として、広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究するとともに、知性、道德および応用的能力を養い、もって国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与することを目的としている。その目的を達成するために6項目を教育目標とし、①赤十字の人道理念を実践できる看護人材を育成するために、4年間を通して段階的に赤十字関連科目を配置し、日本赤十字社が付与している各種資格を取得できる選択科目も配置している。②人格的成熟・自立を図り、他者との関係性を発展させることができる能力や、③事実を的確に判断し、問題を抽出し、創造的に解決できる能力を育むために、基礎科学系の5つの領域を設置し、基礎科目および専門基礎科目を設定している。また、④看護の基礎を踏まえ、科学的・倫理的判断に基づくケアを提供できる能力や、⑤社会的責任を自覚し、生涯学習し続け、他の専門職と協働活動し得る能力を養うために、1年次から段階的に配置し、看護の専門的知識と技術を4年間にわたって連続的に学修できるように構成されている。4年間を通して、看護専門職の責任を自覚し、自ら学ぶ力を高め、自分の看護観を形成できるよう、管理・教育・研究に関する科目を配置している。⑥常に世界に関心を持ち、看護実践を通じて国際貢献できる能力を養うために「赤十字と国際活動」、「国際保健学」を設置している。

研究科は、建学の精神である赤十字の人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術の中心として、広く看護の実践と教育・研究に関する理論と専門技術を教授研究し、深い学識及び卓越した感性と人間性を備えた高度な看護専門職の育成を図り、看護学の発展とともに

に世界の人々の健康と福祉の向上と豊かな生活の創造に寄与することを目的としている。修士課程では、その目的を達成するために6項目を教育目標とし、①高度専門職業人としてリーダーシップを発揮できる看護職者の育成、②看護職者の育成及び生涯教育を担うことができる看護教育者の育成、③学術的な看護研究を推進できる研究者の育成するために、4分野（基盤看護学・臨床看護学・広域看護学・助産学分野）に12の領域をおき、そのうち3領域に高度な専門知識・技術を深めたリーダーシップを発揮できる専門看護師を育成する「専門看護師(CNS)コース」を設定している。また、④看護実践の場で、効果的に看護管理を行う人材の育成ために看護管理学領域、⑤国内外における災害救護に尽力できる看護職者の育成のために災害看護学領域、⑥自律した助産師を育成するために助産学領域を設置している。

後期3年博士課程は、平成28（2016）年度に日本赤十字北海道看護大学、日本赤十字秋田看護大学、日本赤十字豊田看護大学、日本赤十字広島看護大学、日本赤十字九州国際看護大学の看護学研究科に博士課程の共同教育課程として設置された。共同看護学専攻では、赤十字が培ってきた看護独自の知識や技術を体系的にかつ柔軟に用いるとともに、~~5-5~~大学が協働して、赤十字の理念である「人道(humanity)」の実現を目指し、いかなる場合でも一人ひとりの尊厳を守り、人々が有する平和と健康に生きる権利について看護を通して実現することを共通の理念としている。また、看護学研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる幅広く豊かな学識を養うことを目的としている。

その目的を達成するために、①研究者として、自立して研究活動を行うために必要な高度の研究能力を養う。②知的な教養と柔軟性、先見性を兼ね備え、質の高い看護学の教育を行うための教育開発能力、教育能力、課題解決能力を養う。③臨床看護実践や教育の場において、リーダーとして活動するための俯瞰力と指導・調整力を養う。④国内外の保健・医療・福祉の分野で広く活躍できる能力を養う、の4項目を教育目標とし、1. 課程制大学院の趣旨に沿った教育課程・研究指導、2. オムニバス科目による効果的な教育の実施、3. 多彩な教授陣による研究指導体制を取り入れ、教育・研究を行っている。

看護開発センターおよび災害対策教育センターは、学部・研究科を横断する形で構成されている。看護開発センターは、看護学の教育・研究に関する開発を行い、実践を通して地域へ貢献することを目的としている。その目的を達成するため、看護研修活動（継続教育、研究開発、地域貢献）をセンター開設時より継続的に実施している。また、国際交流においても令和元（2019）年度 JICA 草の根技術協力事業に対して、モンゴルへの専門家派遣の協力および研究員の受け入れを行った。なお、大学院生および学部生を対象に実施していた海外研修は、本学の「新型コロナウイルス感染防止対策本部会議」の決定に従い、令和元（2019）年度から令和4（2022）年度は中止となっていたが、令和5（2023）年度は、日本赤十字秋田看護大学と合同で実施し、8名の学生がオーストラリアでの海外研修に参加している。

災害対策教育センターでは、大学の知的資源を有効に活用し、各組織・機関、教育現場、

地域と協働して災害対策に係る充実、推進を図るとともに、災害対策の教育の充実と情報発信により地域へ貢献することを目的としている。その目的を達成するため、赤十字救護訓練等への参加、岩手県陸前高田市における救急法や AED の普及活動、道内外の赤十字スタッフをはじめ、国・道・市町村の防災関係担当者を対象にした厳冬期演習なども実施している。さらに、平成 29（2017）年度から、保健師のための災害懇話会を開催している。しかし、本学の「新型コロナ感染防止対策本部会議」での検討の結果、一部の活動（岩手県陸前高田市での活動、厳冬期演習および小学生を対象の災害学習イベント「オホーツク de あそぼうさい」）については令和元（2019）年度から自粛しているが、令和 5（2023）年度は、北海道主催の防災訓練「北海道シェイクアウト」への参加、安否情報システム（ANPIC）による安否確認の訓練報告を実施しており災害対策の教育・普及に努めている。なお、開催を予定していた令和 5（2023）年度の厳冬期災害演習については、令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震のため中止となっている。

本学の教育研究に関する基本方針は経営会議から示され、その方針に基づき、教授会及び研究科委員会では、開設する授業科目の編成、単位及び履修に関すること、学生の募集に関すること、学生の入学、再入学、卒業等に関すること、学生の学修の評価、卒業・修了認定および学位の授与に関すること等を審議する。

教授会および研究科委員会には学部、研究科の運営に必要な各種委員会が設置され、教員は複数の委員会に所属している。

学部においては、より実践的な看護技術の習得を望む社会の要請に対応するために、平成 27（2015）年度にカリキュラム改正を行い、客観的臨床技能試験（OSCE）及び看護管理や複合課題に取り組む看護課題実習等を実施している。さらに、急速に発展し高度化した医療に対応できる実践力を備えた看護者の育成に応えることを目的に、令和元（2019）年度からシミュレータを導入し、令和 2（2020）年度にさらにその台数を増やし知識・技術・態度についてバランスよく教育できる環境を整えている。

COVID-19 感染拡大により、政府による緊急事態宣言が発出され、令和 2（2020）年 4 月 20 日（月）～5 月 31 日（日）までの期間に休校措置を講じた。そのため、5 月 11 日（月）～6 月 1 日（月）までの期間は、実習を中止し遠隔での授業のみを行った。遠隔授業では、平成 25（2013）年より導入していた大学ポータルサイト（Garoon）を活用し、動画配信サイトによる授業（録画）の配信と学生との質疑応答を併用した遠隔教育システムを構築した。また、十分な通信環境を持たない学生に対しては、情報処理教室を利用して講義を受けるなどの対応を行い遠隔授業が受けられる教育環境を提供した。さらに、6 月 1 日（月）から開始された対面授業では、講義室間の配信システムを整備し、学生のソーシャルディスタンスが確保できるよう 1 学年 2 教室の利用へ変更し、COVID-19 への感染症対策を行いながら対面での講義が可能となる教育環境を整備している。なお、実習についても 6 月 1 日（月）から開始している。実習病院の協力の元、学生の更衣室及び休憩室等の実習環境について、学生のソーシャルディスタンスの確保や十分な換気、消毒用品等を整備し、学生の感染防止に努

めながら臨地実習を行える環境を提供している。令和 2（2020）年度の対面講義の実施率は 84%、病院実習の実施率は 85%、令和 3（2021）年度の対面講義の実施率は 94.7%、病院実習の実施率は 67.7%であり、令和 4（2022）年度の対面講義の実施率は 99.7%、病院実習の実施率は 88.8%と高い実施率を実現できている。なお、令和 5（2023）年度は、COVID-19 感染症拡大前と同様の教育環境に整えることができており、1 学年 1 教室での対面講義を実施し、病院実習についても臨地での実習を行っている。

研究科では、地域の産科医療を医師とともに担っていく専門的知識と技術を習得した助産師の養成を目指し、平成 21（2009）年度に助産師教育課程を看護学部より看護学研究科へ移行し、助産学専攻（後に、看護学専攻助産学分野）とした。その後、入学生の大部分が社会人であることを考慮し、さらに学びやすい環境とするためにカリキュラム及び教育組織の検討を行い、平成 24（2012）年度より長期履修制度を導入し、現在の体制となっている。また、本学大学院のサポート体制としてタブレット端末、ノートパソコンなどを利用したコミュニケーションツールにより、自宅や勤務先に居ながら大学院の授業が受けられる遠隔授業を実施している。さらに、平成 29（2017）年度より日本赤十字学園専用の遠隔教育システム（ハイビジョン画像・高音質双方向・リアルタイム）が利用出来るように設定を変更し、多様な教育・研究指導が受けられる教育環境を提供している。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価 評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学の教育研究組織及び運営の適切性については、学部は教授会、研究科は研究科委員会において、随時検討している。

また、学部、研究科の領域の見直しおよびカリキュラムの改正等を実施している。さらに、大学運営の実務を司る各種委員会についても検証を行い、実習検討委員会、研究倫理委員会、キャンパス・ハラスメント防止対策委員会、FD・SD 推進委員会、情報システム運営委員会等を設置している。学部および研究科の各委員会は、毎年 3 月に自己点検・評価を行い、その報告書を自己点検・評価委員会に提出している。自己点検・評価委員会は、報告書を精査し、結果を取り纏め、内部質保証委員会に報告し、内部質保証委員会が、自己点検・評価委員会から提出された結果をもとに審議し、必要な場合は各委員会に是正勧告を行っている。

る。

平成 21（2009）年度からは、学術の進展や社会の要請を考慮し、経営会議を中心に組織の適切性について、本学の教育研究組織が理念・目的および学術の進展や社会からの要請に適合しているか、定期的に検証を実施しており、さらに、学内だけでなく、学外有識者によって構成される運営懇話会を開催（1 回／年）し、検証を行っている。

また、令和元（2019）年 4 月に本学組織分掌規程第 4 条に規定する教育研究施設として IR 推進室および IR 推進会議を設置しており、IR 推進室で収集、分析されたデータを審議し、教授会に報告されている。令和 5（2023）年度も、卒業生および在学生の学修成果のデータ収集および分析等を実施しており、IR データの点検・評価に有効活用およびエビデンスに基づく教育改善に努めている。

（2）長所・特色

1. 平成 27（2015）年 4 月より災害に対する研究開発・教育を行い、赤十字の理念のもと地域社会に貢献することを目的とした、災害対策教育センターを開設している。
2. 看護開発センターは、本学の理念である「看護学の発展に貢献するとともに、国内外で活躍できる人材を育成」を達成するために、看護研修（継続教育、研究開発、地域貢献）、JICA など海外からの看護職者の研修受け入れ、及び学生を対象とした海外研修などを実施している。
3. 災害対策教育センターでは、大学の知的資源を有効に活用し、災害対策に係る充実、推進を図るとともに、災害対策の教育の充実と情報発信により地域へ貢献することを目的としている。令和 5（2023）年度は COVID-19 感染拡大に伴い一部の活動を中止しているが、北海道主催の防災訓練「北海道シェイクアウト」への参加、安否情報システム（ANPIC）による安否確認の訓練報告などを実施し、災害対策の教育・普及に努めている。
4. 学部においては、令和 2（2020）年度より COVID-19 感染症拡大に伴い、遠隔教育システムを活用した講義方法の構築し、また、学生への感染予防対策を講じながら実習環境を整備し臨地実習を行ってきた。しかし、令和 5（2023）年度は、COVID-19 感染症拡大前と同様の教育環境に整えることができしており、1 学年 1 教室での対面講義を実施し、病院実習についても臨地での実習を行っている。
5. 共同看護学専攻（博士課程）では、対面での集団教育および個人指導の教育方法に加えて、日本赤十字学園の専用回線で結ぶ遠隔教育システムを活用し、リアルタイムの双方向授業が 5 大学間（日本赤十字北海道看護大学、日本赤十字秋田看護大学、日本赤十字豊田看護大学、日本赤十字広島看護大学、日本赤十字九州国際看護大学）で行うことができる教育環境を整備している。
6. 本学の教育研究組織及び運営の適切性については、令和元（2019）年 4 月に設置さ

れた IR 推進室で収集、分析されたデータを点検・評価に有効活用しており、令和 5（2023）年度も、卒業生および在学生の学修成果のデータ収集および分析等を実施し、エビデンスに基づく教育改善を行っている。

（３）問題点

なし

（４）全体のまとめ

本学は、赤十字の理念に基づき看護の専門職を育成し、地域社会に貢献することを目的としており、大学として必要な教育研究組織は概ね適切に構成させている。学部及び研究科の教育内容については、学問の動向や社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に配慮しながら、学部及び研究科の各委員会が、毎年３月に自己点検・評価を行っている。報告書は、自己点検・評価委員会が精査し、結果を取り纏め、内部質保証委員会に報告し、必要な場合は内部質保証委員会が各委員会に是正勧告を行っている。さらに、学内だけでなく学外有識者によって構成される運営懇話会を開催し、検証を行っており、教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っている。

COVID-19 に対しては、本学の「新型コロナ感染防止対策本部会議」（令和５年５月廃止 以降は経営会議）において随時検討が行われており、COVID-19 への感染症対策を行いながら対面での講義が可能となる教育環境を整備し、実習についても実習病院の協力のもと学生の感染防止に努めながら臨地実習を行える環境を提供するなどの取り組みの結果、令和５（2023）年度は、COVID-19 感染症拡大前と同様の教育環境に整えることができおり、１学年１教室での対面講義を実施し、病院実習についても臨地での実習を行っている。

現在、IR データを活用しながら、本学の教育研究組織が有効に機能するよう、将来の方向性について全学的に検討するよう努めており、本学の教育研究組織の適切性に関する定期的な点検・評価の実施及びその結果をもとに改善・向上に向けた取り組みについては、概ね適切であると判断する。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識・技能・態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

大学の理念・目的を踏まえ、学部、研究科の目的を具体化した学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定めており、ホームページ・学生便覧・大学院看護学研究科履修の手引き・大学案内パンフレット・大学院案内パンフレット・学生募集要項に記載し、誰もが容易に参照できる方法で公表している。

学生便覧は、毎年年度初めに全在学生に配付する。学部生に対しては、4月のガイダンスで学士課程修了時の目指す姿として説明している。

<学部>

学部においては、以下に掲げる7つの能力を身につけ、所定の単位を修得した者に学士（看護学）の学位を授与している。

1. 赤十字の理念に基づいた看護を実践する。
2. 広い視野と豊かな人間性を備え、人との関係を創る。
3. 事実を的確に捉え、知識や体験等を活かして、個別性を捉えた看護を実践する。
4. 看護の専門的知識と技術を踏まえ、根拠に基づいて科学的に思考し、的確な判断に基づくケアを、倫理的な配慮をもって提供する。
5. 保健・医療・福祉の分野において、看護が担う役割を認識し、他の専門職と協働してケアを提供する。
6. 看護の社会的責任を自覚して、生涯にわたり学修し続ける必要性を理解し、自ら学ぶ力を身に付けている。
7. 国際社会において人々の健康の維持・増進に貢献できる基礎的能力を身に付けている。

<研究科修士課程>

研究科修士課程では、4つの学位授与方針を定め修了要件となる単位数を修得するとともに、学位論文審査と口頭試験に合格し、以下の要件を満たす者に、修士（看護学）の学位を授与している。

1. 人間の尊厳と権利を擁護し、倫理観をもとに問題を探究する能力

2. 臨床現場のさまざまな課題を幅広い視点から捉え探究する能力
3. 保健医療福祉システムにおいて、多くの専門職と協働し、看護の対象に看護職としての役割を発揮する能力
4. 研究に取り組むための基礎的能力

<研究科後期 3 年博士課程>

研究科後期 3 年博士課程では、修了要件となる単位を取得するとともに、博士論文の審査及び最終試験に合格し、以下の条件を満たすものに博士（看護学）の学位を授与している。

1. 看護学において、高度な専門的業務に従事する上で必要な学識・技術・応用力に基づいて、自立的な研究活動を担える能力を有している。
2. 高度な専門性と倫理観を有した、実践者、指導者、管理者、教育者、研究者として、多角的なリーダーシップを発揮できる資質と力量を有している。

点検評価項目② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点 2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定めており、ホームページ・学生便覧・大学院看護学研究科履修の手引き・大学案内パンフレット・大学院案内パンフレット・学生募集要項に記載し、公表している。

<学部>

学部の教育課程は、日本赤十字北海道看護大学学則第 1 条に示す建学の精神である赤十字の理念に基づき、社会における看護専門職の役割を認識し、学際的・創造的に看護を実践していく基礎的能力を有する人材、看護学の発展に貢献する人材および国内外で活躍する人材を育成することにある。

その目的を達成するため、「人間」「環境」「健康」「看護」「赤十字」の 5 つの基本概念を基に、カリキュラムを構成している。

また、学部の教育目標は、日本赤十字北海道看護大学学則第 5 条に以下のとおり明示されている。

- a. 赤十字の人道理念を実践できる看護人材を育成する。
- b. 人格の成熟・自立を図り、他者との関係性を発展させることができる能力を培う。
- c. 事実を的確に判断し、問題を抽出し、創造的に解決できる能力を育む。
- d. 看護の基礎を踏まえ、科学的・倫理的判断に基づくケアを提供できる能力を養う。
- e. 社会的責任を自覚し、生涯学習し続け、他の専門職と協働活動し得る能力を養う。
- f. 常に世界に関心を持ち、看護実践を通じて国際貢献できる能力を養う。

教育内容・教育の方法・教育の評価については教育の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に以下のように示している。（以下、学生便覧の原文のとおり記載している。）

1. 教育内容

- 1) 赤十字に関する知識と態度を身につけた看護を実践するために、4年間を通して段階的に赤十字関連科目を配置しています。また、赤十字の一員であることを自覚し、指導的立場で活動できるよう、日本赤十字社が付与している各種資格を取得できる選択科目も配置しています。
- 2) 基礎科目では、人間性や社会性の資質形成と、看護の対象である人間を全人的に理解し、他者との関係性を発展させるために、人文科学、社会科学、自然科学および語学などを設けています。
- 3) 専門基礎科目は、生命、環境、健康などを多面的に理解し、看護を実践するための基礎的知識を修得できるよう、生命科学・保健科学などで構成しています。
- 4) 専門科目を、1年次から段階的に配置し、看護の専門的知識と技術を4年間にわたって連続的に学修し、習熟度を高めるようにします。
- 5) 個別性を捉えた看護を実践するために、事実を的確に捉え科学的かつ論理的に思考したり、倫理的な視点から看護課題に取り組む機会を、基礎科目、専門基礎科目および専門科目のなかで取り入れています。
- 6) 看護専門職の責任を自覚し、自ら学ぶ力を高め、自分の看護観を形成できるよう、管理・教育・研究に関する科目を配置しています。
- 7) 保健師国家試験受験資格を取得できるコース（選抜制）を設置しています。これらの科目の中には、地域で暮らす人々の健康と生活を支える看護に対応できるよう、全ての学生が履修できる科目も設けています。
- 8) 国際社会に関心を持ち、看護専門職として国際的に活動できるよう、科目を配置しています。

2. 教育方法

- 1) 1年前期に開講する看護学入門では、大学で学ぶ上で必要な基本的態度や基礎的知識・スキルの修得をはかります。
- 2) 主体的な学習をすすめるため、グループワークを取り入れた授業を行います。

- 3) 臨床実践に近い状況を想定し、臨床看護実践に必要な技能試験を組み込んで、看護実践能力の向上をはかります。
- 4) 臨地実習は、指導教員および臨地指導者から直接指導を受けながら学修を深めます。問題の発見や根拠に基づく問題解決方法の修得をはかるために、グループ学習も行います。
- 5) 複数領域の知識を統合するための科目を設け、さらに、その能力を確認するための外部テストを導入することにより、国家資格に求められる能力修得をはかります。

3. 教育評価

- 1) 科目ごとに規定に基づいた評価を行います。その結果を基に、履修者全体と各学生の到達状況を周知し、学生が自分の課題を把握できるようにします。
- 2) 科目ごとに学生による授業評価を行い、授業内容の改善をはかります。
- 3) 2年次の臨地実習開始前に臨床看護実践に必要な技能試験を行い、評価します。
- 4) 臨地実習には、各領域の授業科目の単位修得がないと履修できないという履修要件を設けています。
- 5) 1～2 年次終了時には基礎看護学分野における臨地実習科目の単位修得がないと進級できないという進級要件を設けています。
- 6) 1～3 年次終了時には、卒業要件に係る科目の未修得科目が 2 科目以下でないと進級できないという進級要件を設けています。

<研究科修士課程>

研究科修士課程では、教育課程の編成・実施方針に教育課程の実施に関する基本的な考え方を示しておらず、令和 3（2021）年度に受審した大学評価（認証評価）において改善課題として提言を受けたことから、現行の「教育内容」に加えて、「教育方法」及び「教育評価」の項目を新たに追加する改正案を策定し、内部質保証委員会の議を経て、研究科委員会に報告した。改正した内容は以下のとおりである。

教育課程構成・実施の方針

4 分野 12 専門領域の教育課程を開講し、それぞれのカリキュラムを編成する。さらに、慢性看護学と精神看護学の分野には専門看護師認定審査に必要な専門科目、助産学分野には、資格取得のために「助産師養成課程」を設置している。その掲げる教育理念および教育目的を達成するため、以下の方針に基づき教育課程を編成している。

1. 教育内容

- 1) 広い視野に立って、学際的な教育・研究をする能力を強化するため、共通科目と専門科目をおく。

- 2) 12 の専門領域における専門性を高め、学術的な課題を深く、探究するため、必要な科目をおく。
- 3) 看護の専門的知識や実践能力を多面的に発展させることができるよう、専門分野を超えた科目の選択を可能とする。
- 4) 専門看護師認定試験受験資格に必要な科目をおく。
- 5) 助産師国家試験受験資格に必要な科目をおく。
- 6) より広範な研究能力の修得を支援するため、看護学以外の学問領域の教員を含め、総合的な教育・研究指導体制とする。

2. 教育方法

- 1) 社会人学生が在職のまま修学できるよう大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特例措置に基づき、昼夜開講、土曜開講、及び大学院設置基準第 15 条に定める長期履修制度を設定する。
- 2) 北海道の地域特性（冬季の吹雪・長距離の通学等）を踏まえて、対面授業を原則としつつもオンラインによって参加可能な授業方法を整備する。
- 3) 学生が希望する専門領域、専門看護師・助産師養成課程ごとに履修モデルを提示し、研究指導教員等による履修指導を行って効果的な学修を支援する。
- 4) 研究能力を修得できるよう研究指導教員等が、学生一人一人へ個別に指導を行って学修を支援する。
- 5) 学年を超えた学生同士の学び合いを活性化させ、分野を超えた多面的な学びが得られるよう定期的に演習科目を合同で開講する。さらに研究計画発表会、修士論文発表会を設定し、主体的な研究活動の発展を支援する。

3. 教育評価

- 1) 科目ごとに明確な成績評価基準のもとに評価する。
- 2) 科目ごとに学生による授業評価を行い、授業内容の改善を図る。
- 3) 学位論文は、本学看護学研究科で定める修士学位論文審査基準に基づき評価する。

<研究科後期 3 年博士課程>

研究科後期 3 年博士課程においては、共同看護学専攻の設置の趣旨に基づき、教育目標を達成するため、科目区分を設け必要な授業科目を配置するとともに、当該科目区分ごとに履修要件単位数を定め、体系的なコースワークによる教育課程を編成している。

1. 看護学を導く理論を探究するとともに、高度な実践知を基盤とした理論を構築するための方法および研究方法を学修し、博士学位論文の作成に結びつけるために共通科目をおく。

2. 看護における知識や技術の検証、新たな理論や方法論の創設等、より高度な研究能力を身につけ、広範な健康問題や看護課題について実践的な研究を行うために専門科目をおく。
3. 自らの研究テーマに関わる事例や先行研究を分析し、課題解決のための理論と方法論、技法について実証的に研究する手法を探究するために演習をおく。
4. 博士学位論文作成に向け、専門領域の垣根を越え異なる専門性の観点から、実現可能な研究に向けての方向性を明確化するために合同研究ゼミナールをおく。
5. 保健・医療・福祉の場で科学的視点を持ち教育・研究能力が発揮できる高度専門職業人に必要な研究能力の修得を目指すため特別研究をおく。

以上のように、大学の理念、教育目的、教育目標や養成する人材像を受け、学位授与方針との適切な関連性をふまえ、学部、各研究科の教育課程の編成・実施方針を定めている。シラバスには学位授与方針との関連を示すとともに、関連する科目を明示している。さらに、授業科目の体系的な構造を可視化できるように、カリキュラム・マップで学位授与方針との関連を示している。

点検・評価項目③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ・初年次教育、高大接続への配慮（【学士】）
- ・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】）
- ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】）
- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

<学部>

教育課程の編成・実施方針に沿って4年間の教育課程の整合性を図り、科目を適正に配置

している。教育課程の編成にあたっては、順次制及び体系性を見直し、令和4年度から新カリキュラムで実施している。シラバスは科目間の連関と学位授与方針との連関を明示している。授業時間は授業科目の性質により、講義・演習は15時間から30時間をもって1単位とし、実験、実習・実技は30時間から45時間の範囲で1単位としている。本学の履修規定に沿って適正に評価を行い単位認定している。個々の授業科目の内容・方法については、授業形態や準備学習（予習・復習）や評価方法等をシラバスに明示し、主体的・能動的な学習に取り組めるようにしている。各授業科目については、必修科目、選択科目及び自由科目（令和4（2022）年度から設置）に分け、各年次に配置している。自由科目については卒業要件単位には含まない。看護学士課程にふさわしい教育内容の設定に向けて、シラバスの第三者チェックにより必要時改善を促している。

初年次教育・高大連携への配慮として、推薦入試合格者には入学前の準備状況に合わせた看護学への導入プログラムの課題（業者作成の入学前課題）を課している。入学後は科目「看護学入門」として、大学での学習に必要なレポート作成やグループディスカッション等のスキルの修得を目指している。本学の教育課程は、建学の精神である赤十字の理念に基づき、学際的・創造的に看護を実践していく人材を育成するために、編成・実施方針に沿って教養科目と専門科目を順次性及び体系性を考慮した上で配置している。さらに本学では、保健師国家試験受験資格を取得できるコース（選抜）を設置している。地域で暮らす人々の健康と生活を支える看護に対応できるよう、全ての学生が履修できる科目も設けている。

令和4（2022）年度入学生からは新カリキュラムでの運用、令和3（2021）年度以前の入学生については、旧カリキュラムでの運用がわかるように4月のガイダンスで説明している。

学生の社会的および職業的自立を図れるよう、赤十字の理念に基づいた人道の実践者としての看護専門職の育成を目指した教育を実施している。赤十字に関する知識と態度を身につけた看護を実践するために、4年間を通して段階的に赤十字科目を配置し、看護実践能力の向上を目指し、臨床看護技術演習を実施している。また、COVID-19の影響で中止していた海外研修を令和5年度から再開し、国際社会にも関心を持てるようにしている。

<研究科修士課程>

教育課程の編成・実施方針については、学位授与方針に基づいて適正に編成し、4分野12専門領域の教育課程を開講している。また、複数の分野や科目などを横断した体系的なカリキュラムを編成している。1年次では複数の科目を通して体系的に履修するコースワークを中心に行い、「特別研究」「課題研究」の履修計画に沿ってリサーチワークを組み合わせ、学修内容の順序性を保つようにしている。

教育課程の変更については、令和3年（2021）5月に文部科学省へ学則（教育課程）変更承認申請書類を提出した。令和3（2021）年7月に修正・確認依頼を受け、修正書類の提出後、令和3（2021）年10月13日付で学則（教育課程）変更について承認された。

がん看護分野の専門看護師教育課程 38 単位申請に向けて、令和 4（2022）年 7 月に日本看護系大学協議会への申請、令和 5（2023）年 4 月に開設予定として準備を進めたが、教員欠員により申請時期を見直すこととなった。

リカレント教育の一貫として、災害に対する知識・技術を習得することを目的とした履修証明プログラムを令和 3（2021）年度から開講したが、出願者はいなかった。

<研究科後期 3 年博士課程>

教育課程の編成・実施方針については、学位授与方針に基づいて適正に編成している。教育課程には、①課程制大学院の趣旨に沿った教育課程・研究指導、②オムニバス科目による効果的な教育の実施、③多彩な教授陣による研究指導体制の 3 つの特色がある。

コースワークと研究指導を有機的に連関させた教育を行い、コースワークが研究指導の基礎となるよう科目の内容を設定している。

点検・評価項目④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1 年間又は学期ごとの登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等）
- ・学習の進捗と学生の理解度の確認
- ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導
- ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示
- ・授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数（【学士】）
- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（【修士】【博士】）
- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組

<学部>

1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、既修得単位認定を受けた科目および特別認定単位科目の単位数を除き60単位としていたが、大学基準協会による令和3（2021）年度大学評価（認証評価）での指摘等に基づき、令和4（2022）年度から導入した新カリキュラムにおいて、以下のとおり、履修登録単位数の上限及び厳格化・緩和措置を規定し運用している。

【履修規程第3条第4項】

1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、学年毎に下表のとおりとすることを原則とする。

学年	単位数の上限	制限の厳格化措置	制限の緩和措置
1年次	50単位	—	—
2年次	50単位	履修登録前年度の学年GPAが2.0未満の者は、上限を48単位とする。	履修登録前年度の成績等に基づく学年表彰者については、上限単位数に4単位まで追加して履修登録できる。
3年次	26単位	—	
4年次	33単位	—	

なお、次の各号に掲げるものについては、履修登録単位数の上限から除くものとする。

- （1）既修得単位認定を受けた科目
- （2）特別認定単位科目
- （3）保健師養成課程履修者のみ履修が可能な選択科目
- （4）再履修科目

シラバスでは全科目において、学位授与方針との連関、一般目標（GIO）、行動目標・到達目標（SB0s）、評価方法を明記するほか、授業回毎の学習内容を具体的に記載するとともに、受講に際して必要な準備学習（予習・復習）を示すこととし、学生の主体的な学修を促している。シラバスは統一した様式で毎年度作成され、ホームページに掲載している。

科目名、学年、開講時期、必修・選択、単位数、時間数、授業形態、科目担当教員、科目責任者・副責任者、オフィスアワー、研究室番号、内線番号、教科書・参考書、関連科目、メッセージなどが記載されるようになっている。また、科目担当教員以外の第三者（シラバ

ス第三者チェックワーキングメンバー)による授業概要第三者チェックを制度化し、シラバスが適切に記載されているかチェックする体制を整え、実施してきた。この体制の評価を行い、シラバス作成要領の見直しと改正を実施し、第三者チェックがより効果的に機能できるようにしている。令和3年度の見直しでは、学修内容は各回について記載することを原則とすることを追加したことで、よりわかりやすいシラバスとなっている。さらに、グループワーク、視聴覚教材の活用、臨床看護技術演習など、学生の主体的な参加を促す方法で授業を実施している。このため令和4年度からは、グループワークやロールプレイングなどのアクティブラーニングを行っていることをシラバスに明記することを追加した。

学習の進捗と学生の理解度の確認のため、各科目担当教員は授業終了後に小テストを実施している他、授業評価アンケート(中間)の回答結果を確認し、改善に努めている。

授業形態では、例えば「英語」や「情報科学」などについては、学生を半数に分けることで、情報処理教室でのパソコンなどを効果的に使用した授業を展開している。

履修指導では、毎年4月に開催しているガイダンスにおいて履修登録に関する説明を実施すると共に、履修取り消し期間を設け、学生が一度聴講してから履修単位数を調整できるように配慮している。さらに、「単位認定フローチャート」により単位認定までの流れを可視化し、学生便覧に掲載することで、学生および教職員が確認できるようにしている。

授業外学習に資する適切なフィードバックや量的・質的に適当な学習課題の提示については、授業前後の自己学習を促進するようにシラバスに予習・復習時間と内容を記載し、授業後の復習課題に対してTeamsを活用したフィードバック等の工夫を行っている。

令和2年から令和4年の期間はCOVID-19対策として、学生の学びが継続できるよう新型コロナウイルス感染防止対策本部会議の決定を受けて教育を進めた。感染状況を適宜見極め、必要時感染拡大防止として遠隔授業に変更にて対応した。令和4(2022)年度の対面授業の実施率は、全体99.7%(R3 94.7%)にまで回復し、令和5年度は通常に戻っている。実習においては、COVID-19の影響は大きく、臨地から学内に変更になる状況が多くあった。しかし、コロナ禍であっても学生の臨地での学びを何とか実現させたいという道内赤十字病院の協力があり、他の看護大学、専門学校に比較して非常に高い臨地実習率を確保できていた。令和4(2022)年度の臨地実習実施率は88.8%(R3 67.7%)と高く、令和5(2023)年度はほぼ100%に近い実施率となった。

授業評価アンケートの集計結果は前期・後期別に教務委員会で集計され、教授会で報告している。また、COVID-19の影響による授業内容や実施状況については、教務委員会、実習検討委員会でまとめられ、教授会で報告されている。

<研究科修士課程>

新入生・在学生ガイダンスで、各研究指導教員による履修相談・指導を行うことで、適切な履修計画が立てられるようになった。また、学部と同様にシラバスは統一した様式で毎年度作成され、ホームページに掲載している。科目名、分野、開講時期、必修・選択、単位数、

時間数、科目担当教員、科目責任者・副責任者、オフィスアワー、授業目的、概要、教科書・参考書、評価方法、準備学習、メッセージ、各回の授業内容などが記載されるようになっていく。シラバスチェックを実施し、学生にとって理解しやすい内容になっているか、客観的に点検していると共に、4分野12専門領域における履修モデル（標準課程、長期履修）を提示している。

ほぼすべての科目で学生のプレゼンテーション・ディスカッションを中心とした授業運営を行っている。研究に関しては、月に1回（4時間）専門領域を超えた全領域の学生が集まり合同演習を行い、各学生が考える研究テーマ・方法等に関するプレゼンテーションをして、出席している学生・教員との間でディスカッションをしている。また、遠隔地の学生や出張等で登校できない場合、Web会議システムを用いて遠隔授業を実施、さらに、同システムを用いて他の赤十字看護大学の学生とともに学修することで活性化を図っている。

COVID-19対策として、適宜、遠隔授業を実施するなど柔軟に対応することができた。

<研究科後期3年博士課程>

入学後のガイダンスで履修説明や履修相談を行っている。また、学部・修士課程と同様に、シラバスを統一した様式で作成し、ホームページに掲載している。履修の手引きに授業科目一覧を明示し、標準課程と長期履修の履修モデルを提示している。さらに、指導教員の決定、研究計画書の提出時期など、学位取得までのプロセスをフローチャートで掲載し、研究指導を受けるために必要な手続きが理解しやすいように配慮している。

博士課程においては、もともと遠隔授業を実施していたため、COVID-19の影響は軽微であった。共同看護学専攻連絡協議会の決定に基づき、COVID-19対策のため、集合型で予定していた科目についてもZoom等によって5大学を繋ぐ遠隔授業へ変更して行った。

授業評価アンケートには、学習の成果が得られたこと、感染防止のみならず、予定していた移動時間を学習に充てることができた等の意見があったことから、学習の活性化を継続することができたと考えられる。

点検・評価項目⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・既修得単位の適切な認定
- ・成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置
- ・卒業・修了要件の明示
- ・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部
質保証推進組織等の関わり

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・学位審査及び修了認定の客観性・厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与
- ・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

＜学部＞

1. 成績評価及び単位認定

成績評価に必要な科目試験は、学則第 32 条および履修規程第 4 条に基づき、筆記試験、レポート及びその他の方法で実施される。授業科目の出席時間数が全授業時間数の 3 分の 2 未満の者は、当該授業科目の受験を認めていない。

大学基準協会による令和 3 年度大学評価（認証評価）において、改善課題として「単位を修得できなかった科目について、翌年度以降の授業の出席要件を満たすことなく試験への合格のみで単位を認定することは適切ではない」との提言に対し、速やかに検討し、再履修における特例措置については令和 3 年度をもって廃止した。令和 4 年度からは適切に対応している。

成績評価は、学則 31 条および履修規程第 5 条により、100 点を満点として評価し、60 点以上を合格として所定の単位を与える。また、成績評価の標語は、90 点～100 点を S、80 点～89 点を A、70 点～79 点を B、60～69 点を C、60 点未満を D としている。また、学習到達度の評価として、履修規程第 6 条により、前条の成績評価に対して GP (Grade Point) を設定し、GPA (Grade Point Average) を算出している。GPA に基づき実施している修学指導の効果として、令和 3 (2021) 年度修学指導対象者について、概ね前年度の GPA より上がっており、改善がみられた。

令和 4 年度は、成績評価の評語について和文のみを規定していたが、新たに英文表記を検討のうえ、「履修規程」を改正した。

2. GPA の活用

本学における GPA 制度において、私立大学等改革総合支援事業における評価項目にある「授業科目履修者に求められる成績水準の設定」に沿って検討した結果、保健師養成課程履修者選抜試験における受験資格に GPA を活用することとし、以下のとおり申し合わせを改正した。

【保健師養成課程履修者選抜試験に関する申し合わせ（令和7年度3年次生の選抜試験から適用）】抜粋

4. 選抜試験の受験資格

次の要件を全て満たしていること。

- （1）3年次後期までに開講された卒業要件に必要な科目及び保健師養成課程の履修に必要な選択科目の全ての単位を修得している。
- （2）3年次後期までに実施される全ての実習に合格している。
- （3）3年次前期までの通算GPAが2.2以上である。

上記の改正を受け、成績評価の評語及びGPAの利用範囲について「日本赤十字北海道看護大学におけるGPA制度の取扱いに関する要領」を以下のように改正するとともに、令和5年度からは、進級判定にGPAを活用することとし、進級要件に「学年GPAが1.3以上の者」を加え、令和6（2024）年度入学生から適用することとした。

【日本赤十字北海道看護大学におけるGPA制度の取扱いに関する要領】

※第3条及び第8条抜粋

（成績評価とGP）

第3条 本学学則第31条及び本学履修規程第5条に定める成績評価に与えられるGPは、次表のとおりとする。

評価	評点	GP	合否判定
S	100～90点	4	合 格
A	89～80点	3	
B	79～70点	2	
C	69～60点	1	
D	59点以下 (定期試験受験資格喪失による不合格を含む)	0	不 合 格
T	既修得単位認定	除外	
R	課外活動等による単位認定		

（GPAの利用範囲）

第8条 GPAは、次の各号において利用する。

- （1） 学年担任等による修学指導
- （2） 成績優秀者等の判定
- （3） 進級判定
- （4） 退学の勧告

2年次以降の通算GPAが1.0を下回り、かつ学修指導をしてもなお改善が認められない場合は、退学を勧告することができる。

- （5） 授業科目履修者に求められる成績水準の設定
- （6） 本学の教育・運営に係る検討

既修得単位の認定については、学則第30条により定めており、本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を限度としている。成績評価については、第三者チェ

ックを受けた評価方法をシラバスに明記し周知を図っている。教員は成績の報告を学務システムに正しく入力し、科目責任者が責任を持って厳格な成績管理を行っている。学年の成績については、単位認定の結果に基づき、年に1回教務委員会、教授会において進級を判定している。

3. 学位授与（卒業の認定）

卒業の認定は、学則 35 条に規定され、学生が本学を卒業するためには、本学に4年（再入学、編入学又は転入学により入学した場合は別に定める年数）以上在学し、卒業認定に必要な単位を修得しなければならない。また、卒業認定に必要な単位は、新カリキュラムでは124単位、旧カリキュラムでは126単位以上とし、卒業認定は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。卒業要件は学生便覧と本学ホームページに公表している。

学位については、大学学則第 37 条及び学位規程第 2 条において、その種類を学士（看護学）、修士（看護学）及び博士（看護学）と定められている。学士の学位は、学則第 38 条の定めるところにより、本学学部を卒業した者に授与するとしている。

本学の成績評価及び単位認定、学位授与に関わる全学的なルールは、学則に明記している。学則は学生便覧と本学ホームページに記載し、学生には年度始めのガイダンスにて周知している。授業科目の成績及び単位認定、卒業判定については、教務委員会での審議を経て教授会にて認定している。

<研究科修士課程・後期3年博士課程>

修士課程の成績評価及び単位認定、学位授与については以下のとおりとなっている。

1. 成績評価及び単位認定

成績評価においては大学院学則第 27 条および大学院履修規程第 6 条で規定され、授業科目の成績は、筆記試験、レポート及びその他の方法により評価する。また、成績の評価は大学院履修規程第 7 条により、授業科目の成績は、100 点を満点として評価し、60 点以上を合格として所定の単位を与えている。成績評価の標語は、90～100 点を S、80～89 点を A、70～79 点を B、60～69 点を C、60 点未満を D としている。

2. 学位授与（課程修了の認定）

課程修了の認定は、大学院学則第 28 条で、修士課程の修了要件は、当該課程に2年（再入学又は転入学により入学した場合は別に定める年数。）以上在学し、所定の科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文または特定の課題についての研究の成果を提出して、その審査及び最終試験に合格することとしている。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者には、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとしている。

同様に、大学院学則第 28 条で後期3年博士課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の科目について15単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、

優れた業績をあげた者には、当該課程に2年以上在学すれば足りるものとしている。

論文等の審査および最終試験について大学院学則第29条で、学位論文または特定の課題について、研究成果の審査及び最終試験は、本学学位規定の定めるところにより、研究科委員会の指名する審査委員会がこれを行うものとする。大学院学則第30条において、学位論文または特定の課題についての研究の成果及び最終試験の可否は、本学学位規程の定めるところにより、審査委員会の報告に基づいて、研究科委員会が決定し、研究科長は、前項の結果を学長に報告するものとしている。そして、学長が、前項の報告に基づいて、課程修了の認定を行う。

学位については、大学学則第37条及び学位規程第2条において、その種類を学士（看護学）、修士（看護学）及び博士（看護学）と定められている。また、修士の学位は、大学院学則第32条の定めるところにより、本学大学院の修士課程を修了した者に授与される。博士の学位は、同様に大学院学則第32条の定めるところにより、後期3年博士課程を修了した者に授与している。

3. 学位論文の審査基準

提出された修士学位論文は、審査委員（主査1名、副査2名）により、口頭試問が行われる。審査基準は以下の通りである（図4-1）。

修士学位論文審査基準（令和2年4月から適用）

特別研究	課題研究
1. 研究テーマ・目的の明確性 ①研究テーマは内容を適切に表現しているか ②研究テーマに関連した文献検討が十分にされているか ③研究の意義は明確か ④研究目的は明確か 2. 研究方法の適切性 ①研究目的にふさわしい研究方法になっているか ②データ収集方法、分析方法は適切か ③倫理的配慮がなされているか 3. 結果、考察 ①研究目的に沿って結果が客観的に記述されているか ②図表の示し方は適切か ③考察は、結果に基づき解釈や意味づけが示されているか ④考察は、文献を用いて深められているか ⑤考察に看護への示唆が記述されているか 4. 論旨の一貫性、書式・表現の適切性 ①研究テーマ、目的、方法、結果、考察に一貫性があるか ②論文の形式や文献等の記載は、修士論文執筆要領に即して記述されているか ③誤字・脱字がなく、明確な文章になっているか 5. 抄録 ①研究目的、方法、結果、考察、結論が簡潔明瞭に述べられているか	1. 研究テーマ・目的の明確性 ①研究テーマは内容を適切に表現しているか ②研究テーマは看護実践上の課題に基づいているか ③研究テーマに関連した文献検討が適切にされているか ④研究の意義は明確か ⑤研究目的は明確か 2. 研究方法の適切性 【事例研究の場合】 ①事例の選択は適切か ②事例検討の視点が明確か ③データ収集方法、分析方法は適切か ④倫理的配慮がなされているか 【質的記述的研究の場合】 ①研究参加者の選択は適切か ②データ収集方法、分析方法は適切か ③倫理的配慮がなされているか 【文献レビューの場合】 ①検索対象基準、除外基準が記述されているか ②検索手順が明確に記述されているか ③検討方法が明確に記述されているか ④倫理的配慮がなされているか 3. 結果、考察 【事例研究の場合：ケースレポートも可】 ①事例の状況が十分に記述されているか ②看護の支援内容が具体的に記述されているか ③看護の評価が示されているか ④考察は、結果に基づき解釈や意味づけが示されているか ⑤考察に看護への示唆が記述されているか 【質的記述的研究の場合：1例でも可】 ①結果は分析のプロセスがわかるように整理されているか ②概念化等は、的確・適切に表現されているか ③考察は、結果に基づき解釈や意味づけが示されているか ④考察に看護への示唆が記述されているか 【文献レビューの場合】 ①結果が適切に記述されているか ②考察は、結果に基づき解釈や意味づけが示されているか ③考察に看護への示唆が記述されているか 4. 論旨の一貫性、書式・表現の適切性 ①研究テーマ、目的、方法、結果、考察に一貫性があるか ②論文の形式や文献等の記載は、修士論文執筆要領に即して記述されているか ③誤字・脱字がなく、明確な文章になっているか 5. 抄録 ①研究目的、方法、結果、考察、結論が簡潔明瞭に述べられているか

図 4-1. 修士課程論文審査基準

提出された博士論文は、審査委員（主査1名、副査4名）により行われる。審査基準は以下の通りである（図4-2）。

共同看護学専攻 学位論文審査基準

研 究 テ ー マ	- 研究テーマが明確であるか。 - テーマに関する文献検討が十分になされているか。 - テーマに関する十分な知識・概念が検討され、用いられているか。 - 看護学の研究として学術的な貢献や社会的な意義のあるテーマか。 - 研究の目的・意義・位置づけが明確に示され、また、それが妥当であるか。
オリジナリティ	研究テーマ、研究方法、研究結果などのいずれかにオリジナリティがあるか。
方 法 論	- 研究の枠組み、方法論が明確に示され、それが適切かどうかについて納得のいく説明がなされているか。 - 対象（参加者）及びデータ収集方法、データ分析方法などが明確かつ具体的に記述されているか。また、それらが妥当なものであるか。
倫 理 的 配 慮	- 研究目的・テーマに倫理的な問題はないか。 - 研究方法、対象の選定、記述などに倫理的配慮が十分払われているか。 - 他者の知的所有権を侵害するような記述はないか。 - 所属大学及び共同看護学専攻の研究倫理審査委員会の承認を得たことが記載されているか。
結 果 及 び 考 察	- 研究結果及び考察に、研究テーマ、研究目的、研究方法との論理的一貫性が保たれているか。 - 結果が明確に示され、また、それらが信頼できるものであるか。 - 考察が結果と整合しており、妥当なものであるか。
書式、文章表現	- 書式が共同看護学専攻の学位論文執筆要領に従っており、適切に構成されているか。 - 文章表現が日本語として適切かつ明瞭であるか。 - 研究の内容について、無駄なく記述されているか。
業 績	学会誌における査読付き研究論文1編以上の研究業績がある。（筆頭著者のみ）

図4-2. 博士課程論文審査基準

点検・評価項目⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）

評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・アセスメント・テスト
- ・ルーブリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

評価の視点3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

<学部>

カリキュラムについては、カリキュラム・マップを作成して学位授与方針との整合性を保っており、科目単位では、全科目のシラバスにおいて、学位授与方針との関連、一般目標（GIO）、行動目標・到達目標（SB0s）、評価方法を明記し、それに沿って個々の学生の学習成果を適切に評価している。

また、国家試験対策委員会が実施する外部試験「看護師国家試験模擬試験」を学習成果を測定する評価指標の一つとして活用し3年次に2回、4年次に3回実施しているほか、最終的には看護師国家試験の結果を踏まえて学習成果、教育成果を把握している。

さらに、学修成果に対する評価の方針であるアセスメント・ポリシーを設定している。これは、教育の成果を可視化し、教育改善を恒常的に実施する目的でディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの3つのポリシーに則した評価指標である。学生の入学時から卒業後までを視野にいれ、機関レベル（大学）・教育課程レベル（学部・学科）・科目レベル（個々の授業）の3つのレベルにおいて作成されている。

大学基準協会による令和3年度大学評価（認証評価）において提言された「アセスメント・ポリシーについて、各学習成果の測定方法と学位授与方針に示した学習成果との関係性が不明確である」という改善課題から、令和3年度に具体的な運用方法等について検討を行った。令和4（2022）年度の運用結果に基づき、令和5年度は、3つのポリシーに則した各レベルでの評価項目を見直すとともに、どのような内容（データ等）で評価するかを具体的に明示する等の改訂を行った。改正案については、内部質保証委員会の議を経て教授会に報告した。

学習成果の測定を目的とした調査は、授業評価アンケートを前・後期ごとに定期的に実施している。また、在学生に対してはカリキュラム・ポリシーに基づいた自己評価アンケートを年度末に、卒業時にはディプロマ・ポリシーに対する自己評価アンケートを実施している。

卒業生、就職先への意見聴取については、毎年卒業生と医療機関の新人教育担当者による聞き取りを実施している。さらに道内赤十字病院の看護部長との意見交換会を年1回開催し、卒業生の状況を知り、学習成果の把握と評価に繋げている。これらの結果については報告書として纏め、内部質保証委員会の議を経て教授会に報告している。

<研究科修士課程>

研究科においても学部同様、アセスメント・ポリシーを作成し、学生の入学時から修了後までを視野にいれ、機関レベル（大学）・教育課程レベル（修士課程）・科目レベル（個々の授業）の3つのレベルにおいて行うこととした。令和4年度にアセスメント・ポリシーを策定し、令和5（2023）年度から運用を開始した結果、評価項目について見直しが必要な事項が明らかになった。内容を検討し改正を行いより適切に評価が実施できるよう整備した。

学部と同様に授業評価やアセスメント・ポリシーに沿った自己評価アンケートを実施し、院生の学習成果の把握と評価を行っている。修了生への意見聴取は行えていないため、次年度の課題とする。これらの結果については報告書としてまとめ、内部質保証委員会の議を経て教授会に報告している。

<研究科後期3年博士課程>

赤十字の5つの大学によってアセスメント・ポリシーを作成し、学生の入学時から修了後までを視野にいれ、機関レベル（大学）・教育課程レベル（修士課程）・科目レベル（個々の授業）の3つのレベルにおいて行うこととした。令和4年度の課題に対しての取り組みがPDCAサイクルで可視化できるような表を作成し、令和5年度から運用を開始した。この結果は、博士課程の自己点検委員会で確認している。

点検・評価項目⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 ・学習成果の測定結果の適切な活用 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<学部>

授業評価実施要領に基づき授業評価アンケートを実施し、集計結果については教員コメントを記入したものを教務委員会及び教授会に報告のうえ、大学ホームページ等で公表している。

また、各授業科目担当教員は授業評価結果を積極的に活用し、教授法の改善に努めること、学長は教授会に報告された授業評価結果を踏まえ、必要と判断した場合には担当教員に対して改善を求める場合があることとしている。なお、令和5（2023）年度においては、特に改善を求める必要がある授業科目はなかった。

学習成果の測定結果の適切な活用の観点から、教務委員会において、GPAに基づき修学指

導を実施した効果として、修学指導対象者について、概ね前年度の GPA より上がっており、改善がみられた。また、「成績順位の付け方に関する申し合わせ事項」に基づき、学生委員会においては、GPA による成績順位が同位の場合の学年表彰者及び卒業表彰者の取り扱いを定めた「日本赤十字北海道看護大学学生表彰規程内規」により、成績優秀者の候補者選考を行っている。

また、教育目的と教育目標に基づき学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に対する評価体制を構築し、3つのポリシーの評価を毎年度実施している。取り纏めた評価結果を基に、カリキュラム評価報告書を作成のうえ、ポリシー改正案の策定及びカリキュラムに関する課題の明確化を行っている。

さらに、IR 推進室設置規程に基づき、IR 推進室を設置して教学データベースの構築をスタートさせた。現在、教学データベースによる適切な資料や情報を用いた根拠ある点検・評価を行っている。

<研究科修士課程>

授業評価実施要領に基づき授業評価アンケートを実施し、集計結果については教員コメントを記入したものを研究科長及び研究科教務委員会に報告している。教員コメントの位置付けについては、今後の授業改善に向けたものとして見解を統一した。また、授業評価アンケート結果を基に、学生からの意見や要求に対しては、研究科長より各科目担当教員へ助言や指導を行い、早期に改善されるよう対応した。なお、研究科委員会には授業評価実施状況について研究科長から口頭により報告、集計結果は大学ポータルサイト（Garoon）に掲載して学内公表している。

<研究科後期 3 年博士課程>

授業評価アンケートは、共同看護学専攻連絡協議会で検討し、各大学に一任されている。本学では、修士課程と同様に授業評価実施要領に基づき実施しているが、結果の公表には至っていなかった。令和 5 年度から大学ポータルサイト（Garoon）に掲載を行った。

（2）長所・特色

<学部>

学部では、本学の学位授与方針、教育課程の編成・実施方針など、ホームページ・学生便覧・大学案内パンフレット・学生募集要項で周知を図ると共に、ガイダンスの機会を設け、入学後に求められる看護学生としての基本的態度や知識について説明している。また、1 年前期にはそれらを修得できるように看護学入門という科目を設けている。さらに、学生の主体性を育成するため、グループワークやロールプレイングなどアクティブラーニングを積極的に取り入れている。COVID-19 流行時は、学内に設置された「新型コロナウイルス感染

防止対策本部会議」により、感染状況を見極め、適時遠隔授業や学内実習にするなど柔軟に対応することができていた。そのため、対面授業実施率および臨地実習実施率は高い結果となった。

臨地実習に向けては、演習の中に客観的臨床技能試験（OSCE）を組み込むことで臨地に近い状況を提示し、看護実践能力の向上に繋げている。また、系列である赤十字病院では、実習場の確保や指導者と教員が COVID-19 流行時であっても連携を進めることができ、実習をほぼ予定通りに進めることができています。また、やむを得ず学内での実習になった場合でも病院からリモートで実習に参加してもらえるような協力体制ができています。

<研究科修士課程>

研究科では、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針など、ホームページ・大学院看護学研究科履修の手引き・大学案内パンフレット・大学院案内パンフレット・学生募集要項で周知を図ると共に、ガイダンスの機会を設け、個別に履修相談等を実施することで適切な履修計画が立てられ、働きながら学習する事への動機づけとなった。

また、学際的な教育・研究をする能力を強化し、看護の専門的知識や実践能力を発展・深化させることができるように、専門分野を超えた学習に必要な共通科目を設けている。加えて、履修証明プログラムについて検討を重ね、令和3（2021）年度4月から設置した。

博士課程においても専門領域を超えて異なる専門性の観点から実現可能な研究に向けての方向性の明確化のため、合同研究ゼミナールを置いている。

<研究科後期3年博士課程>

平成28（2016）に、共同看護学専攻博士課程を開設し、令和5（2023）年度までに7名の修了生を輩出している。今後もこの課程の特徴である赤十字の5大学が協働して専門領域の垣根を越え、あらゆる看護現象に対してアプローチできる研究者・教育者・実践者を育成し、看護の発展に寄与できる人材の輩出という趣旨に叶うように努めていく。

（3）改善点

1. 学部および修士課程において、学習成果の測定方法と学位授与方針に示した学習成果との関係性を明確にし、アセスメント・ポリシーを具体的に運用していくこと。
2. がん看護分野の教員を確保し、専門看護師教育課程38単位申請を進め、専門領域「がん看護学」を開講できるようにする。
3. 修士課程において、学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の一つとして修了生への意見聴取を行い、評価すること。

（4）全体のまとめ

本学は、建学の理念・目的を踏まえ、学部および研究科の目的を具体化した学位授与方針

(ディプロマ・ポリシー)と教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を、授与する学位ごとに策定し、学生・教職員に明示している。また、大学ホームページ等で公表している。

各学位課程では、教育課程の編成・実施方針に基づき授業科目を開設し、教育課程を編成し学生に提供している。また、授業評価アンケートや卒業時アンケート等の結果から、学生が効果的に学修を行うための様々な措置も講じられている。

さらに、COVID-19 流行時における感染症対策についても授業形態の工夫は勿論のこと、実習においても病院と協力し、教育課程に影響を及ぼすことの無い範囲で実施することができた。

国家試験合格率は、看護師は令和2(2020)年度99.1%、令和3(2021)年度99.0%、令和4(2022)年度96.0%、令和5(2023)年度100%、保健師は令和2(2020)年度から令和5(2023)年度に至るまで全て100%であった。看護師については、令和元年度以来の合格率100%となった。昨年度は96%と合格率が低下したため、問題点を明確にし、低学年模試や個別指導の徹底、外部業者による学習支援など国家試験受験対策を強化した。今後も社会的責任を自覚し、生涯学習し続け、他の専門職と協働しながらリーダーシップが発揮できるような資質を大学時代に涵養するべく、教育課程の一層の改善を図り、卒業時の質保証に努めていく必要がある。そして、COVID-19 流行を機に、ICTを活用したより効果的な授業・実習方法等の工夫や環境の充実を図っていく必要がある。研究科修士課程においては、助産師国家試験の合格率100%を維持している。

以上、本学は建学の理念・目的を実現するため、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)と教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を定め、これらに即して教育上の成果を上げるための体系的教育課程を編成し、効果的教育のための様々な措置を講じ、学位授与を適切に行っている。ゆえに、大学基準が求める内容の実現については概ね適切である。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴・知識水準・能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

本学の目的は「建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術を中心として、広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究するとともに、知性、道徳および応用的能力を養い、もって国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与することを目的とする」である。さらに、教育目標は、以下に示す通りである。

1. 赤十字の人道理念を実践できる看護人材を育成する。
2. 人格的成熟・自立を図り、他者との関係性を発展させることができる能力を培う。
3. 事実を的確に判断し、問題を抽出し、創造的に解決できる能力を育む。
4. 看護の基礎を踏まえ、科学的・倫理的判断に基づくケアを提供できる能力を養う。
5. 社会的責任を自覚し、生涯学習し続け、他の専門職と協働活動し得る能力を養う。
6. 常に世界に関心を持ち、看護実践を通じて国際貢献できる能力を養う。

この大学の目的と教育目標に基づき学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）につながる学生の受け入れ方針を策定し、それらをホームページ・学生便覧・大学案内パンフレット・学生募集要項に掲載して周知している。

令和元（2019）年度入学試験委員会において、現行の学生の受け入れ方針について意見交換を行い、学生の受け入れ方針の改訂について、カリキュラム検討委員会に検討を依頼し、令和3（2021）年度以降の入学者選抜に向け学生の受入方針の改訂を行った。

学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

＜求められる学生像＞

1. 赤十字の理念である“人道”や赤十字の活動に関心がある。
2. 看護師や保健師を目指す明確な意志がある。

3. 人間や人間の生活、健康の維持・増進に深い関心がある。
4. 異なる価値観や文化を理解し、ひとりひとりを尊重した良好な関係を築ける。
5. 自らの力で考え、意見を述べ、責任を持って行動できる。

＜高等学校段階までに身につけておいてほしいこと＞

1. 高等学校や中等教育学校で履修する教科・科目全般に関する基礎的な学力と日々の学習習慣。
とくに、「国語」、「英語」、「数学（数学Ⅰ・A）」、「理科（化学基礎および生物基礎）」をとおして培われる以下の力。
「国語」：物事や事象を思考し、判断する力と他者に的確に伝えるための表現力。
「英語」：英語の4技能（読む、聞く、話す、書く）を身に付け、英語による情報や考えなどを理解し、適切に表現し、伝え合う能力。
「数学（数学Ⅰ・A）」：根拠に基づく論理的かつ数学的な思考力。
「理科（化学基礎および生物基礎）」：物事を化学や生物学の視点から探究する力と科学的な思考力。
2. 高等学校や中等教育学校の特別活動（生徒会活動や部活動等）やボランティア活動等に参加する意欲と他者を尊重し、それらをやり遂げる力。
3. 自ら課題を見つけ、それらを解決していく力。
4. 健康に生活するための基本的な生活習慣と基礎的な体力。

＜入学者選抜の基本方針＞

本学が入学者に求める学力の3要素（「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」）を多面的・総合的に評価するとともに、複数の受験機会を提供するため、次の入学者選抜区分により入学者を選抜します。

1. 学校推薦型選抜（公募推薦選抜、指定校推薦選抜、赤十字特別推薦選抜）
2. 一般選抜（一般型選抜、大学入学共通テスト利用選抜（前期・後期）、赤十字6看護大学連携併願選抜）
3. 社会人学士等選抜

学生の選抜方法として、学部では、看護学を学ぶ上で必要な基礎学力を有する人材を求めるため学校推薦型選抜、社会人等学士等選抜、一般型選抜、大学入学共通テスト利用選抜を課し、本学が実施する小論文総合問題及び面接並びに調査書、一般型選抜においては試験科目の結果を総合して判定している。

看護学専攻（修士課程）の学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は以下のとおりである。

1. 赤十字の理念である人道に共感できる人
2. 人々の健康問題に深い関心を持ち、看護学を探究したい人
3. いのちに対して豊かな感性を有し、助産学を探究したい人
4. 赤十字の役割である災害看護を探究したい人

共同看護学専攻（博士課程）では、赤十字の理念である「人道(humanity)」のもとに、いかなる場合でも個人の尊厳を守り、人々が有する平和と健康に生きる権利について看護を通して実現する人材の育成を目指すため、入学者選抜試験を実施し、次のような資質と能力、意欲をもった人材を幅広く募集している。

1. 保健・医療・福祉の専門知識を有し、さらに深く追求する意欲のある人
2. 常に探求心をもち、赤十字の看護活動を担う意欲のある人
3. 自らの活動範囲を拡げ、看護を発展させる意欲のある人
4. さまざまな分野の専門家とともに、独創的な研究を志す人
5. 社会での実践から得た知識と経験を体系化し変革する意欲のある人
6. 国際的な視座で、国内外へ向けて広く成果を発信する意欲のある人
7. 真摯に学び、高い倫理性と豊かな人間性をもつ指導者を志す人

上記の学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）はホームページ・大学院看護学研究科履修の手引き・大学院案内パンフレット・学生募集要項で公開し、大学院説明会、病院・施設訪問等の機会にも志願者等に説明を行い、周知を図っている。

点検・評価項目② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点4：公正な入学者選抜の実施

評価の視点5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

1) 学生募集

本学の目的と教育目標に基づく学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）をホームページ・学生便覧・大学院看護学研究科履修の手引き・大学案内パンフレット・

大学院案内パンフレット・学生募集要項で高校生や受験生に広く周知を行っている。学生募集活動は入学試験委員会が中心になり、オープンキャンパス、ミニオープンキャンパス、Zoomによる進学相談、進学相談会、進路講演会、高校訪問、ホームページでの公表などの取組みを通し行っている。

a. オープンキャンパス（表 5-1）

オープンキャンパスは平成 18（2006）年度から年 2 回開催していたが、高校生がより参加し易いよう、令和 5 年度は 4 回実施した（内、1 回は札幌での出張型）。参加者には学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）、学生募集の概要、教育課程や学生生活を中心とした大学の説明を行うとともに、学内各所に教職員及びボランティア学生を配置し案内誘導を行い、学内施設を十分に紹介できる体制をとっている。また、個別の相談スペースを設け、入学試験や学生生活、奨学金やその他の経費に関することなど参加者の様々な疑問や質問に対し説明を行っている。また、令和 5 年度に実施した出張型のオープンキャンパスは札幌市内の赤十字血液センターを借りて開催することができた。普段は一般開放されない施設のため貴重な機会となった。なお、札幌会場の参加者数は 6 名（高校生 3 名、中学生 1 名、保護者 2 名）であった。

表 5-1. オープンキャンパス参加者数

年度	第 1 回			第 2 回			第 3 回（北見、札幌）			合計		
	高校生	父母等	合計	高校生	父母等	合計	高校生	父母等	合計	高校生	父母等	合計
H29	114	57	171	150	60	210				264	117	381
H30	137	68	205	120	60	180				257	128	385
R1	中止	中止	中止	113	80	193				113	80	193
R2	中止	中止	中止	113	80	193				113	80	193
R3	102	76	178	61	33	94				163	109	272
R4	114	61	175	103	61	164				217	122	339
R5	83	35	118	54	30	84	21	16	37	158	81	239

b. ミニオープンキャンパス（表 5-2）

将来看護・医療職を目指す小学生（高学年）や中学生に看護の魅力を伝え興味関心を深めていただくことを目的としたミニオープンキャンパスを大学祭（6 月 25 日（日））に併せて実施した。対象は北見市内の小学校高学年（5～6 年生）及び中学生。実施内容は大学紹介、模擬授業、看護体験、看護衣試着及び個別相談を行った。参加人数は、生徒 32 名、保護者 36 名、合計 68 名であった。なお、平成 30（2018）年度と令和元（2019）年度は中高生を対象とし実施していた。

表 5-2. ミニオープンキャンパス参加者数

	小 5	小 6	中 1	中 2	中 3	保護者等	合 計
H29							
H30							3
R1							34
R2							
R3							
R4	5	9	5	3	4	32	58
R5	13	8	5	2	4	36	68

※R2 及び R3 年度は、COVID-19 感染症の影響により実施せず。

c. 進学相談会（表 5-3）

業者もしくは高校が主催する道内各所の進学説明・相談会に本学教職員を派遣し、本学の教育理念と学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）、学生募集の概要、大学生活、学納金、特待生制度、奨学金などについて高校生、高校教員や保護者に説明し、質問に応じている。さらに、授業その他の費用や経済的支援に関する情報についても説明を行っている。なお、進学相談会には高校 3 年生のみならず、高校 1・2 年生も参加している。進路をまだ確定していない高校 1・2 年生には看護職という仕事や求められる資質などについて説明している。なお、令和 3（2021）年度より ZOOM を活用した進学相談会（事前予約制）を行っている（令和 5 年度は実施なし）。

表 5-3. 進学相談会派遣回数

	石 狩	後 志	上 川	宗 谷	留 萌	檜 山	渡 島	空 知	胆 振	日 高	十 勝	釧 路	根 室	網 走	うち 北見	合 計
H29	3	0	3	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	3	3	12
H30	4	0	3	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1	2	1	13
R1	7	0	4	0	0	0	1	1	0	0	2	3	1	3	3	22
R2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2
R3	4	0	3	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	3	0	13
R4	6	0	6	0	0	0	2	0	0	1	3	2	0	8	5	28
R5	7	0	9	0	0	0	2	0	0	0	2	4	1	8	4	33

d. 進路講演会（表 5-4）

業者や高校側からの呼びかけに応じ、講義・講演形式の進路講演会において講師として本学教員を派遣する機会が増加している。講義内容は看護職について

及び本学の特徴についてであり、看護の仕事の現状、助産師・保健師の仕事について、求人状況といった話や、本学の教育理念や入試制度、大学生活、学納金、特待生制度、奨学金などについて説明している。受講者は高校にもよるが1回につき数名～30名であり、多い時には学年ごとで講義を行うこともある。

表 5-4. 進路講演会派遣回数

	石 狩	後 志	上 川	宗 谷	留 萌	檜 山	渡 島	空 知	胆 振	日 高	十 勝	釧 路	根 室	網 走	う ち 北 見	合 計
H29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
R1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2
R2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
R4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	3
R5	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1		5	1	7

e. 高校訪問（表 5-5）

入学試験委員会の構成員である教員及び入試課職員が全道各地の高校および札幌市内の予備校を訪問して、進路指導担当の高校教諭に本学の教育理念と学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）、学生募集の概要、大学生活、学納金、特待生制度、奨学金などについて説明している。また、令和2年からは高校訪問に加え道内すべての赤十字病院（北見、旭川、釧路、置戸、小清水、函館、伊達、栗山、浦河、清水）および赤十字北海道支部（札幌）も訪問し情報交換等も行っている。

表 5-5. 高校訪問数

	石 狩	後 志	上 川	宗 谷	留 萌	檜 山	渡 島	空 知	胆 振	日 高	十 勝	釧 路	根 室	網 走	う ち 北 見	合 計
H29	37	3	12	0	1	0	5	6	5	0	6	6	3	18	6	102
H30	37	3	12	0	1	0	5	6	5	0	6	7	3	17	5	102
R1	41	3	12	0	2	0	4	4	5	0	6	7	3	15	5	102
R2	41	3	12	2	2	0	4	4	5	1	7	7	3	15	5	106
R3	38	3	13	2	2	0	8	4	6	3	9	8	3	19	7	118

R4	39	3	13	2	2	0	6	5	6	3	10	9	3	18	7	119
R5	39	3	14	3	2	0	5	6	5	3	13	9	3	17	7	122

f. ホームページでの情報発信

本学のホームページ（TOP ページ）は「大学案内」、「学部紹介」、「入試情報」、「学生生活」などから構成されている。「入試情報」では学生募集要項の内容（入試日程、選抜方法、試験場案内）と入学試験の実施結果、オープンキャンパスや進学相談会の日程や学納金について情報を提供している。また、令和3（2021）年度より、受験生に向けてわかりやすく受験情報や大学紹介等を発信する目的として受験生用の特設サイト「受験 NAVI」を新設した。

さらに、学生への生活実態調査を活用し、アルバイトの収入額や生活費など把握し、学費や実習費、日本赤十字社が行う奨学金制度などについても情報を提供している。

2）学部生・大学院生の選抜制度

<学部>

入学者選抜は、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を理解し共鳴する学生の入学を期待し、学校推薦型選抜、一般型選抜、大学入学共通テスト利用選抜（前期・後期）、社会人学士等選抜を設けている。試験問題作成は、守秘義務について契約を交わした複数の学識経験者に作成を依頼し、学内のメンバーにより査読を行い、試験問題を決定している。また、入学試験委員会は、公平な入学者選抜となるよう入学者選抜実施要項、試験監督要領や面接要領の原案を作成し、教授会の議を経て決定している。合否判定は募集要項に定めた配点に従って採点した結果をもとに入学試験委員会で合否ラインに関する案を作成し、教授会で最終的に決定しており、実施の準備から合否の決定まで公正に実施している。

現在の各入学試験の概要および結果（表 5-6）は、以下の通りである。

a. 学校推薦型選抜

指定校推薦、公募推薦、及び赤十字特別推薦を実施している。いずれの志願者も本学において優秀な学習成果をあげることが期待でき、学校推薦型選抜は上記の推薦区分を合わせて入学定員（100 名）の 5 割を超えない範囲を定員とし、いずれも専願として選抜している。

試験科目は小論文総合問題と面接から成る。試験会場は北見市に加えて、受験生の利便性に配慮して札幌市にも設けている。平成 25（2013）年度入学試験からは試験中の情報漏洩を防止する観点から試験前に携帯電話などの通信機器を預かり、試験中は通信機器の使用を禁止している。

b. 社会人学士等選抜

生涯学習の推進と社会人の若年層に与える教育効果を重視する観点から、平成 17（2005）年度から募集定員を若干名として実施している。出願資格は（1）本学の「一般型選抜」の出願資格を満たした者で、入学時に 3 年以上の社会人経験がある者、（2）大学を卒業した者及び大学を当該年度 3 月卒業見込みの者とし、小論文総合問題と面接により選抜している。試験会場は受験者数と募集定員を考慮して北見市のみとしている。

c. 一般型選抜

平成 25（2013）年度入学試験から前期日程、と後期日程に分けて、一般型選抜を実施していたが、平成 30（2018）年度入学者選抜からは一般試験の後期を廃止した。募集定員を 43 名とし、試験科目は、外国語（コミュニケーション英語Ⅰ、コミュニケーション英語Ⅱ、英語表現Ⅰ）、数学・理科（3 科目（数学Ⅰ・数学 A、化学基礎、生物基礎）から 1 科目選択）と小論文総合問題である。試験会場は北見市、釧路市、旭川市、札幌市及び東京都に設け、受験生に便宜を図っている。

d. 大学入学共通テスト利用選抜

募集定員は前期日程が 5 名、後期日程は 2 名としており、大学入学共通テストの得点を利用し合否判定を行っている（本学独自の個別学力試験は行っていない）。利用教科・科目は、外国語：「英語（リスニング含む）」、国語：「国語（近代以降の文章）」、選択 1 科目（数学・理科：「数学Ⅰ、数学 A」、「物理基礎/化学基礎/生物基礎/地学基礎」、「化学」、「生物」）としている。

e. 大学入学共通テスト利用選抜（6 看護大学連携併願）

令和 6 年度入学者選抜から実施。大学入学共通テストの成績を利用し、1 回の出願で赤十字 6 大学 7 看護学部に出願可能な制度。利用教科・科目は、外国語：「英語（リスニング含む）」、国語：「国語（近代以降の文章）」、選択 1 科目（数学・理科：「数学Ⅰ、数学 A」、「数学Ⅱ、数学 B」、「物理基礎/化学基礎/生物基礎/地学基礎」、「物理」、「化学」、「生物」、「地学」）としている。

表 5-6. 学部入試概要および結果

	学校推薦 型選抜	一般型 選抜	大学入学 共通テス ト利用選 抜(前期)	大学入学 共通テス ト利用選 抜(後期)	6 看護大 学連携併 願選抜	社会人学 士等選抜
募集人数	50	43	5	2	若干名	若干名

H30 年度 入学者選 抜	志願者数	72	135	61	7		5
	受験者数	72	131	61	7		5
	合格者数	53	100	11	5		1
	入学者数	53	50	2	2		1
	実質倍率	1.4	1.3	5.5	1.4		5.0
R1 年度 入学者選 抜	志願者数	72	97	41	6		4
	受験者数	72	93	41	6		4
	合格者数	53	90	36	6		1
	入学者数	39	66	3	2		1
	実質倍率	1.4	1.0	1.1	1.0		4.0
R2 年度 入学者選 抜	志願者数	54	137	93	13		3
	受験者数	54	135	93	13		3
	合格者数	48	94	30	6		2
	入学者数	48	53	2	2		2
	実質倍率	1.1	1.4	3.1	2.2		2
R3 年度 入学者選 抜	志願者数	72	95	35	4		1
	受験者数	72	92	35	4		1
	合格者数	53	89	29	4		0
	入学者数	53	44	1	2		0
	実質倍率	1.4	1.0	1.2	1.0		－
R4 年度 入学者選 抜	志願者数	86	102	76	6		2
	受験者数	86	98	76	6		1
	合格者数	59	92	37	2		1
	入学者数	58	55	5	0		1
	実質倍率	1.5	1.1	2.1	3.0		1.0
R5 年度 入学者選 抜	志願者数	64	91	61	3		2
	受験者数	64	90	61	3		2
	合格者数	57	88	46	3		0
	入学者数	57	38	2	1		0
	実質倍率	1.1	1.0	1.3	1.0		－
R6 年度 入学者選 抜	志願者数	40	73	49	2	18	1
	受験者数	40	69	49	2	18	1
	合格者数	40	69	48	2	18	1
	入学者数	40	26	1	0	0	1
	実質倍率	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0

※令和 4（2022）年度入学生より「センター試験」から「大学入学共通テスト」に名称変更。

※「6 看護大学連携併願選抜」は、令和 6（2024）年度入学者選抜から実施。

※令和 6（2024）年度入学者選抜で実施した、一般型選抜（追加募集）（志願・受験・合格者 2 名）は、表に含めず。

<研究科>

研究科では、研究科入学試験・広報委員会を中心に学生募集を行っており、大学院案内パンフレットおよび大学院学生募集要項を用いて大学院入試説明会、オープンキャンパスの大学院進学相談コーナー等で、進学検討者に対し本学研究科の教育目的と学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）、研究科の概要、入学者選抜の概要等の説明などを実施している。また、本研究科への理解を深め、進学予定者への啓発の機会とするために、同窓会と協力し、大学院パンフレットの送付を行った。

なお、近年は、大学ホームページの内容が入試の情報源になっていることから、大学院担当教員の研究テーマをホームページ上に掲載し、研究内容について担当教員と相談しやすい環境を整えている。

入学者選抜は、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を理解し高度な専門知識の習得を目指す学生のために、推薦入学試験、一般入学試験（Ⅰ期・Ⅱ期）により行っており、出願資格は 4 年制大学を卒業していることが原則となっているが、出願資格審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達している場合は、出願が可能となっている。

また、以下のいずれかの条件を満たし、22 歳に達している者は、大学を卒業した者と同等の資格があると見なし、出願資格審査を免除している。

- a. 短期大学を卒業後に、看護系短期大学、専修学校、各種学校を卒業した者。
- b. 保健師助産師看護師学校養成所指定規則第 2 条もしくは第 3 条の養成所を修了し、保健師もしくは助産師の資格を有する者。
- c. 看護教員養成課程（厚生労働省、日本看護協会、都道府県など公共またはそれと同等となる機関の 6 ヶ月以上の研修学校）を修了した者。
- d. 認定看護師もしくは認定看護管理者の資格を取得した者。
- e. 看護系短期大学、専修学校、各種学校、高等学校専攻科の卒業生で看護師資格を有し、5 年以上の看護師の実務経験を有する者。

なお、出願を希望する場合は、あらかじめ志望する分野の指導担当教員と面談することを学生募集要項に明記している。

推薦入学試験は、学部卒業生および社会人の志願者が多くの受験機会を得られるよう平成 21（2009）年度から実施している。入学試験の科目は小論文と面接の 2 科目で、本学を会場に実施している。

一般入学試験はⅠ期・Ⅱ期の 2 回実施し、試験科目は入学を希望する看護学領域の専門

科目と面接の２科目で、本学を試験会場としている。

入学試験に関する事項は研究科入学試験・広報委員会において審議し、研究科委員会で決定している。また選抜試験ごとに、全教員の共通理解を図り、入学試験の実施に当たっては、入学試験実施要項、試験監督要領、面接要領を作成するなど看護学部と同様に受験生に対して公正に実施している。

看護学専攻（修士課程）の募集は、募集人員 16 人、推薦入学試験と一般入学試験を実施しており、推薦入学試験は年 1 回、一般入学試験は年 2 回（Ⅰ期、Ⅱ期）実施している。本学学部生の進学志望者が多い助産師養成課程については、学部入学時のガイダンスから課程の紹介と併せて選抜方法（主に推薦入学試験）について説明し、1 年次から助産師養成課程志願者の確保を目指している。入試結果は表 5-7 に示した。

< 共同看護学専攻（博士課程） >

共同看護学専攻（博士課程）の募集は、平成 27（2015）年度より開始し、募集人員 2 人、年 2 回、一般入学試験（Ⅰ期、Ⅱ期）を実施している。入試結果は表 5-7 に示した。

表 5-7. 大学院入試結果

	看護学専攻（修士課程）				共同看護学専攻（博士課程）			
	募集人員	志願者数	入学者数	充足率(%)	募集人員	志願者数	入学者数	充足率(%)
H30 年度 入学者選抜	16	8	8	50.0	2	2	2	100
R1 年度 入学者選抜	16	10	9	56.3	2	4	4	200
R2 年度 入学者選抜	16	5	3	18.8	2	4	2	100
R3 年度 入学者選抜	16	12	10	62.5	2	5	3	150
R4 年度 入学者選抜	16	11	9	56.3	2	1	0	0
R5 年度 入学者選抜	16	11	7	43.8	2	2	1	50
R6 年度 入学者選抜	16	14	9	56.3	2	2	2	100

看護学専攻（修士課程）および共同看護学専攻（博士課程）についても本学ホームページの入試情報を定期的に更新し、情報の開示を行うとともに各関係機関や資料請求者に対し、学生募集要項を送付することにより広く周知した。

また、本学において、年 2 回（7 月、11 月）入試説明会を開催している。具体的には、

大学院教育カリキュラムや入試方法、長期履修制度や奨学金などについて説明し、教員との個別相談の時間を長く設けるなど、志願者の満足度を上げる対応に努めており、教員と志願者の顔合わせの機会を設定することで定員の充足を試みた。

その他、オホーツク圏、旭川、釧路、帯広等各地区の病院訪問を実施し、各領域の教員によるリクルート活動を継続して行った。なかでも、本大学院入学の実績がある病院においては、修士課程を目指す可能性のあるキャリア層や本学部の卒業生を中心に、訪問先で大学院を紹介するといった広報活動も行っている。

3) 科目等履修生・研究生

科目等履修生、研究生の受け入れは、ホームページ及び広報により公募し、勉学意欲のある社会人に対して門戸を開いている。科目等履修生は日本赤十字北海道看護大学科目等履修生規程に基づき運用している。過去7年間の状況は、表8のとおりである。研究生については日本赤十字北海道看護大学研究生規程に基づき運用している。過去7年間の状況は、表5-8の通りである。

表 5-8. 科目等履修生、聴講生、特別聴講生、研究生の状況

年度	看護学部			看護学専攻（修士課程）	
	科目等履修生	聴講生	特別聴講学生	科目等履修生	研究生
H29	0	0	0	0	0
H30	0	0	0	1	0
R1 (H31)	0	0	0	1	0
R2	0	0	0	2	0
R3	0	0	0	0	0
R4	0	0	0	0	0
R5	0	0	0	0	0

4) 責任体制

入学者選抜方法および合否判定は入学試験委員会で検討して案を作成し、教授会・研究科委員会に諮り、決定している。面接委員、問題作成委員、小論文総合問題出題委員と小論文総合問題採点委員を学長が委嘱するが、非公開としている。

小論文総合問題の試験問題は学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に則っているかを中心に学長、入学試験委員長及び小論文総合問題出題者の責任者との協議により決定する。採点は問題を作成した出題委員4名と受験人数がおおむね100名を超えるときは2名の採点委員を加えて行う。相互に干渉しないように平行して採点し、その平均値を最終的な点数とする。

また、他の試験科目の問題についても学長より委嘱された問題作成委員により作成され、採点も問題作成委員に委嘱している。問題作成委員は試験日当日、本学で待機して受験生からの質問にいつでも答えられる体制をとっている。

さらに、一般試験科目については出題者以外の第三者 3 名により問題のチェックを行っている。

面接を担当する教員に、評価項目や採点方法を統一するよう事前に説明会を実施した。また、受験者に圧力を感じさせないよう、面接に臨む態度等を記載したマニュアル（説明書）を作成し、面接委員には当日までに内容を確認するよう周知した。面接は評価項目に従って面接委員の平均値を最終的な点数としている。なお、受験生が多い学部の入試に関しては、面接担当グループ間で得点平均値に 20 点以上の差がある場合は調整することとしているが、発動したことはない。

いずれの入学試験についても合否判定資料には氏名を掲載せず、個人が特定されることがないように処理している。入学試験担当課長と入学試験委員長および入学試験委員長が指名した入学試験委員の 3 名が入力された内容を三重に確認を行っている。入学判定資料に基づき、入学試験委員会で合否ライン案を作成し、教授会において合否ラインを決定する。

合格者発表は入試担当課職員と入学試験委員長の 4 名体制の下で確認し、発表を行っている。

以上のように、学部・大学院研究科の学生募集および入学者選抜は、適切に実施されている。

点検・評価項目③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点 1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・入学定員に対する入学者数比率（【学士】 【学専】）
- ・編入学定員に対する編入学生数比率（【学士】 【学専】）
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

〈1〉学士課程

収容定員 400 名に対し、令和 5（2023）年 5 月 1 日現在で在籍している学生数が 410 名であり、収容定員に対する在籍学生数比率は 1.03 となっている。また、入学定員に対する入学者比率は過去 5 年間の平均で 1.09 であり、過剰・未充足に関する対応は必要とされていない。

また、学部のカリキュラムでは数多くの施設で臨地実習を実施しているため、過剰な定員超過は実習の実施に支障があるが、10%程度の定員超過であれば十分対応が可能である。

なお、在籍学生数は定期的に教授会において報告・検討されており、学生数の過剰・未充足については適切に管理されている。

〈2〉修士・博士課程

① 収容定員に対する在籍学生数比率

看護学専攻（修士課程）の収容定員 32 名に対し、令和 5（2023）年 5 月 1 日現在で在籍している学生数が 20 名であり、収容定員に対する在籍学生数比率は 0.63 となっている。

また、入学定員に対する入学者比率は過去 5 年間の平均が 0.66 となっている。

共同看護学専攻（博士課程）の収容定員 6 名に対し、令和 5（2023）年 5 月 1 日現在で在籍している学生数が 12 名であり、収容定員に対する在籍学生数比率は 2.00 となっている。

② 定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応

研究科の在籍学生数は研究科委員会において定期的に報告・検討されている。

入学試験は原則として年 2 回実施しているが、定員に満たない場合は 3 月に追加募集を実施している。入学者確保に向け、大学院説明会に加え、大学祭、オープンキャンパスにて大学院進学相談コーナー等で大学院の説明会を実施している。さらに、在学生への大学院説明会、同窓会での大学院説明会を実施、また、北見市を含む道東地域（帯広・釧路・紋別他）の主要な病院・施設訪問等を実施している。

看護学専攻（修士課程）では、令和 5（2023）年度の入学者が 7 名（入学定員充足率は 0.43）であり、定員が未充足の状況である。

共同看護学専攻（博士課程）では、令和 5（2023）年度の入学者が 1 名であり、収容定員に対する入学定員充足率は 0.50 であり、定員が未充足の状況である。

点検・評価項目④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

〈1〉大学全体・学部

本学では、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に基づき入学試験委員会（大学院の場合は入試・広報委員会）が中心となり、入学試験の方針・活動内容（案）を策定し、教授会・研究科委員会での審議を経て入学試験を実施している。入学者選抜においては、各試験科目について、平均点、標準偏差、最高点・最低点などを求め、教授会で報告している。また、受験者、合格者、入学者については、年度ごとに入学試験区分別・出身地域別の傾向を分析し、次年度以降の学生の受け入れについて改善するための資料とし、継続して点検・評価を行っている。さらに、令和元（2019）年度には、IR 室を設置し、入学時の成績および入試区分と入学後の成績の

推移を分析し、学校推薦型選抜の定員を増やす等の取り組みに結びつけている。この他にも入試区分ごとの退学者割合や留年・休学者割合の分析結果を学生指導時の参考にする、あるいは、面接官の採点傾向を分析し、面接官組合せ時の参考にするなど、点検・評価に基づき改善を図るよう実施を開始したところである。

〈2〉研究科

研究科においては、研究科入学試験・広報委員会が主体となり、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を基本に据えた広報活動および入学試験を実施している。年度により受験者・入学者の変動が大きく、入学定員を下回る状況もあるが、退学者は過去3年間で1名であった。

（2）長所・特色

〈1〉学部

入学試験委員会が中心となり入学試験の実施や定員管理を行っている。学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を定め、大学ホームページや大学案内パンフレット、募集要項等で広く周知している。また、学校推薦型選抜、一般型選抜、社会人学士等選抜、大学入学共通テスト利用選抜に加え、令和6（2024）年度入学試験からは大学入学共通利用選抜（6看護大学連携併願）も取り入れ、多様な入試形態により入学生の確保と質の維持に努めている。また、IR室設置後は、精力的に各種データの分析を行い、定期的な点検・評価と点検・評価に基づく改善・向上の取り組みを開始し、内部質保証のシステムが機能し始めている。

〈2〉研究科

研究科においても、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に基づき入学試験を実施している。修士課程・共同看護学専攻博士課程ともに受験者・入学者の大部分が社会人であるため、学生は長期履修制度を利用して学修し、地域の看護レベルの向上に貢献している。また、平成27（2015）年から令和5（2023）年の間で8名の専門看護師（CNS）を輩出しており、専門性の高い看護の提供に寄与している。

（3）問題点

〈1〉学部

学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を策定し、受験生や高校教員に周知を図っているが、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）である赤十字の理念に共感する学生をより多く確保ができるよう、より一層の取り組みが必要である。また、全ての入試区分において学力の3要素（「知識・技能」、「思

考力・判断力・表現力」、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」）をどう評価していくと良いか検討を進める。さらに、これまでのデータをより詳細に分析し、改善につなげる取り組みが求められる。

〈2〉研究科

入学者定員の安定的な充足が課題である。研究科入学試験委員会では、例年実施している大学院説明会に加え、在学生及び同窓会を利用した卒業生を対象とする個別の大学院説明会、北見市を含む道東地域（帯広・釧路・紋別他）の主要な病院・施設訪問等を実施してきた。今後の安定的な志願者の確保のためには卒業生に対するシステマティックな働きかけを始め、実習病院との連携を強化していく必要がある。さらに、地域住民のニーズ、病院のニーズを沿い、課題を解決するためにも大学院で学ぶメリットを伝える説明会などの実施が必要であると考え。また、研究科に関するデータ分析の着手はこれからである。研究科についても IR 室の協力を得て各種データの分析を行い、データに基づいた改善を図っていく必要がある。

（4）全体のまとめ

〈1〉看護学部

本学の学生の受け入れは、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、入学試験委員会が中心となり適切に行われている。

また、IR 室による分析結果から、各入試区分のうち指定校推薦による入学者の成長が確認されている。令和 2（2020）年度より取り入れた赤十字特別推薦選抜による入学者についても、入学後の推移を見守り、選抜方法等について評価していく必要がある。本学の内部質保証の取り組みは、その第一歩を踏み出したところであるが、着実に学生の受け入れにおいても改善に貢献していると言える。今後も引き続き、この取り組みを推進していく。

〈2〉看護学研究科

研究科入学試験委員会では、大学院説明会や、在学生及び卒業生を対象とする個別の大学院説明会、さらに北見市を含む道東地域（帯広・釧路・紋別他）の主要な病院・施設訪問等を実施してきた。今後の安定的な志願者の確保のため卒業生に対するシステマティックな働きかけを始め、実習病院との連携を強化していく必要がある。さらに、地域住民のニーズ、病院のニーズを沿い、課題を解決するためにも大学院で学ぶメリットを伝える説明会などの実施が必要であると考え。また、COVID-19 の影響により、今後ますます遠隔による授業が増加していくものと予想される。したがって、遠隔授業の質的改善を図るため、教員同士の情報交換や情報

システム運営委員会の協力も得ながら、全学的な取り組みを行い、受講生の理解を深められるようにすることが求められる。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状の説明

点検・評価項目① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか

評価の視点1. 大学として求める教員像の設定

各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2. 各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

〈1〉大学全体・学部

①大学として求める教員像の設定

大学の理念・目的を踏まえ大学として求める教員像について、大学設置基準第4章「教員の資格」に基づき「日本赤十字北海道看護大学教員選考基準」を制定し、教授、准教授、講師、助教、助手の職位ごとに以下のとおり明記している。

(教授の選考基準)

第3条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- (4) 大学において教授、又は5年以上の准教授若しくは専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- (5) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(准教授の選考基準)

第4条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学において准教授（助教授）、又は3年以上の専任講師又は助教若しくはこれ

に準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者

- (3) 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (4) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
- (5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

（専任講師の選考基準）

第5条 専任講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 第3条又は前条に規定する教授、又は准教授となることのできる者
- (2) 大学において専任講師、又は3年以上の非常勤講師又は助教若しくはこれに準ずる職員としての経歴がある者
- (3) 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの、又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (4) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

（助教の選考基準）

第6条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 第3条各号又は第4条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学において助教、又は3年以上の助手の経歴のある者
- (3) 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの、又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (4) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

（助手の選考基準）

第7条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

(選考基準の特例)

第8条 芸術、体育等の特定の科目を担当する教授、准教授、専任講師又は助教の選考は、その科目に関する学術技能に秀で、かつ、教育に関し経験又は識見を有する者のうちから選考する。

なお、本学は「大学として求める教員像及び教員組織の編成に関する方針」について策定していないため、次年度に策定する必要がある。

②教員組織の編制に関する方針の適切な明示

本学では、教員組織として基礎科学系の5領域（臨床医学領域、看護薬理学領域、健康科学領域、語学領域、生態化学領域）と看護学の7領域（基礎看護学領域、成人看護学領域、老年看護学領域、母性看護学領域、小児看護学領域、精神看護学領域、地域・在宅看護学領域）を置いている。教員の組織的連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるようにしている。

看護学部の教員構成については、学校法人日本赤十字学園第3次中期計画（令和元（2019）年度～令和5（2023）年度）に基づく各年度事業計画によって策定される。それに基づき経営会議から基本方針が示され、正教授会及び経営会議での意見聴取後、学長が決定している。教員の定数に関する規程等は制定されていないが、各領域の教員数は教育課程や内容の量を考慮して配置されている。

〈2〉研究科

①大学として求める教員像の設定

研究科が求める教員像については、大学院設置基準第9条に基づき制定された「日本赤十字北海道看護大学大学院研究科教員選考基準」及び「日本赤十字北海道看護大学大学院研究科教員の資格審査に関する内規」において以下のとおり定められている。

(大学院の課程を担当する教育職の選考基準)

大学院研究科教員の資格審査に関する内規第2条及び、大学院設置基準（昭和49年6月20日文科省令第28号）第9条第1項に規定する大学院の修士課程を担当することのできる教育職は、次の各号の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする。

- (1) 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

②教員組織の編制に関する方針の適切な明示

看護学研究科の教員構成についても、学校法人日本赤十字学園第3次中期計画（令和

元（2019）年度～令和 5（2023）年度）に基づき経営会議で教員配置計画を策定し、研究科委員会の意見聴取後、学長が決定している。研究科においても教員の定数に関する規程等は制定されていないが、大学院設置基準で示された教員数の確保を前提にして、少ない教育資源を有効に活用し、大学院生が学びやすい環境を作るために、カリキュラム編成の検討を行い、領域を設定して教員を配置している。

なお、学部及び研究科においても「教員組織の編制に関する方針」が策定されていないため、次年度に策定する必要がある。

〈1〉大学全体・学部 〈2〉研究科

①教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化

大学の教育研究に係る最高意思決定機関は経営会議であり、経営会議の方針に基づき教授会、研究科委員会で審議が行われる。経営会議、教授会及び研究科委員会の審議項目は「日本赤十字北海道看護大学組織分掌規程」に以下のとおり明記されている。

（経営会議）

第 14 条 本学に置く経営会議は、次の事項について審議し、学長の業務決定を助ける。

- (1) 本学の中長期計画及び毎年度の事業計画、事業報告に関すること。
- (2) 本学職員の人事・服務管理等の方針に関すること。
- (3) 本学が定める重要な規程の制定又は改廃に関すること。
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する重要な事項
- (5) 本学の財産に関する重要な事項
- (6) 教授会及び研究科委員会の審議等に付される重要な事項
- (7) 防火防災及び情報に関する重要な事項
- (8) その他本学の経営・運営に関する重要な事項（経営に影響する場合は、教育研究に関するものも含む。）

（教授会及び研究科委員会等）

第 15 条 本学に置く教授会及び本学の研究科に置く研究科委員会（以下「教授会等」という。）は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、再入学、編入学及び復学に関すること。
- (2) 卒業・修了認定及び学位の授与に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会等の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。
- (4) 教授会等は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長又は研究科長（以下の号において「学長等」という。）が、つかさどる教育研究に関する事項につい

て審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

教授会、研究科委員会は准教授以上で構成され、その決定事項は構成員を通じて各領域内に周知されている。さらに、教授会、研究科委員会の議事録は、令和5年度より教職員共有フォルダーshare(X)に掲載し、大学全体で情報共有を行っている。

点検・評価項目② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか

評価の視点1．大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2．適切な教員組織編制のための措置

- ・教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性
- ・各学位課程の目的に即した教員配置
- ・国際性、男女比
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮

評価の視点3．教養教育の運営体制

〈1〉大学全体・学部

学部の教員組織は表6-1のとおりであり、大学設置基準（第13条）上必要な専任教員数を満たしている。令和5（2023）年度では、基礎科目及び専門基礎科目を担当する教員が5名（男5名）、看護学の専門科目、臨地実習を担当する教員が31名（男2名、女29名）にて構成されている。基礎科学系及び看護学の各領域において、教授または准教授が配置され、主要な授業科目を担当している。この他に必要時、実習補助教員を任用し、実習指導の強化を図っている。しかし、一部の教員の担当授業科目が多く、負担となっているため担当科目の調整が必要である。

表 6-1. 教員組織（平成 29 年度～令和 5 年度）

※各年度 4 月 1 日現在の教員数、（ ）内は男性教員数

		教授	准教授	講師	助教	助手	合計
看護学部	平成 29	13 (4)	6 (1)	9 (1)	7 (1)	4	39 (7)
	平成 30	13 (4)	7 (1)	7 (1)	8 (1)	6	41 (7)
	令和元	15 (4)	7 (1)	6 (1)	7 (1)	5	40 (1)
	令和 2	14 (4)	8 (2)	6	7 (1)	3	38 (7)
	令和 3	13 (4)	8 (1)	6	6	2	35 (5)
	令和 4	13 (4)	8 (1)	9 (1)	4	2	36 (6)
	令和 5	12 (4)	10 (1)	7 (1)	4 (1)	3	36 (7)
うち看護師 有資格者	平成 29	9	5	8	7 (1)	4	33 (1)
	平成 30	8	6	6	8 (1)	6	34 (1)
	令和元	11	6	5	7 (1)	5	34 (1)
	令和 2	10	6	6	6 (1)	3	31 (1)
	令和 3	9	7	6	6 (1)	3	31 (1)
	令和 4	9	7	9 (1)	4	2	31 (1)
	令和 5	8	9	7 (1)	4 (1)	3	31 (2)
うち保健師 有資格者	平成 29	2	4	2	4 (1)	1	13 (1)
	平成 30	2	3	2	5 (1)	2	14 (1)
	令和元	4	2	2	4 (1)	1	13 (1)
	令和 2	3	2	3	3 (1)	1	12 (1)
	令和 3	3	3	3	3 (1)	2	14 (1)
	令和 4	3	2	5 (1)	2	1	13 (1)
	令和 5	2	5	4 (1)	3 (1)	2	16 (2)
うち助産師 有資格者	平成 29	1	3	2	2	1	9
	平成 30	1	2	2	3	2	10
	令和元	2	2	2	1	2	9
	令和 2	2	2	2	1	2	9
	令和 3	1	2	2	1	0	6
	令和 4	1	2	3	1	0	7
	令和 5	1	4	2	1	0	8

[教授]

平成 29～30 年度：特任 1 名を含む、令和元～4 年度：特任 3 名を含む、令和 5 年度：特任 4 名を含む

[教授職以外の期限付教員]

平成 29 年度：講師 1 名 助教 1 名 助手 4 名、平成 30 年度：助教 2 名 助手 4 名、令和元年度：助教 1 名 助手 3 名、令和 2 年度：助教 2 名 助手 3 名

専任教員の平均年齢は、表 6-2 のとおりである。近年は特任教授が増え、教授の平均年齢が幾分高い傾向だが、全体では特定の役職に偏ることなくバランスのとれた年齢構成である。

表 6-2. 教員の平均年齢（平成 29 年度～令和 5 年度）

年度	職位別平均年齢（歳）					
	教授	准教授	講師	助教	助手	全職位
平成 29	55.9	49.3	47.6	41.3	40.3	48.7
平成 30	57.0	48.7	50.3	43.9	41.8	49.7
令和元	58.3	49.0	45.2	44.1	40.4	50.0
令和 2	58.5	49.1	44.5	46.8	44.6	48.7
令和 3	61.0	48.4	46.3	47.2	47.0	52.4
令和 4	61.3	48.5	47.5	44.0	37.5	47.7
令和 5	61.8	50.0	47.9	40.3	37.0	51.4

教育上主要と認められる授業科目の配置については、学部長、教務委員会、各領域責任者によって適正な配置を講じている。具体的には必修科目は、科目責任者として准教授以上の教員を配置している。准教授以上を科目責任者に配置できない科目がある場合は、科目責任者相応かについて職位及び教育経験から検討し決定している。専門科目では、科目責任者として非常勤講師を配置する場合は教授会で審議のうえ決定している。教務委員会では、科目責任者の配置など適切性を確認している。

教養教育の運営体制として、本学では人間性や社会性の資質形成と、看護の対象である人間を全人的に理解し、他者との関係性を発展させるために、基礎科目、専門基礎科目、専門科目を置いている。基礎科目としては、人文科学、社会科学、自然科学および語学などを設けている。令和 4（2022）年度からの新カリキュラムでは、人文科学の科目として倫理学、文化人類学を新設し、これら基礎科目の単位を 1 単位 15 時間から 2 単位 30 時間へと変更し内容の充実を図っている。

〈2〉研究科

研究科は、令和 5（2023）年度においては研究指導教員（○合相当）8 名、（合相当）4 名、研究指導支援員 3 名、研究指導補助教員（科目担当教員）10 名の計 25 名の指導体制となっており、大学院設置基準が定める教員数を確保している。なお、全員が専門分野に応じた研究領域を担当しており、学部の教育研究活動と兼任している。

研究科の授業科目と担当教員の適合性および研究科担当教員の資格については、「日本

赤十字北海道看護大学大学院看護学研究科教員選考基準」、「日本赤十字北海道看護大学大学院看護学研究科教員の資格審査に関する内規」に基づき資格審査委員会にて、教員の個人調書および研究業績等により審査を行い判定している。

点検・評価項目③ 教員の募集・採用・昇任等を適切に行っているか

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続きの設定と規定の整備

評価の視点2：規定に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

〈1〉大学全体・学部

学部の教員の募集・採用については、「日本赤十字北海道看護大学教員選考規程」、「日本赤十字北海道看護大学教員選考規程細則」に基づきホームページにて公募している。を行い、看護専門系教員選考委員会または基礎教養系教員選考委員会にて、応募者の経歴、研究業績および学会活動等について「日本赤十字北海道看護大学教員選考基準」に基づき審査を行い、候補適任者を選出している。審査結果は正教授会に報告され、最終的適任者の判定は正教授会及び経営会議での意見聴取後、学長が決定している。

また、教員の昇任については、「日本赤十字北海道看護大学教員の昇任に関する規程」に基づき昇任人事判定委員会を設置し、「教員選考基準」に則って推薦されたまたは自己推薦した教員を総合的に評価判断して昇任候補者の判定を行う。

判定結果は正教授会に報告され、最終的な昇任の判定は正教授会及び経営会議での意見聴取後、学長が決定している。

以上により、教員の募集・採用・昇任に関する規程および手続きの明確化、規程等に従った適切な教員人事を行っている。

教員採用時には、関係諸規程（日本赤十字北海道看護大学教員選考規程、日本赤十字北海道看護大学教員選考規程細則）に基づき教員選考委員会による応募者の経歴、研究業績等について審査を行い、授業科目と教員の適合性を判断し、教授で構成された正教授会で決定している。

また、非常勤講師については、非常勤講師より提出された業績等に基づき学部は教務委員会、研究科は研究科教務委員会にて審査を行い、授業科目と担当教員の適合性を判断し、正教授会で決定している。

〈2〉研究科

研究科教員の任用及び昇任についての選考基準及び研究科教員の資格審査に関する必

要な事項については、「日本赤十字北海道看護大学大学院看護学研究科教員選考基準」、
「日本赤十字北海道看護大学大学院看護学研究科教員の資格審査に関する内規」に定め
られている。

研究科長は、研究科教員の資格審査の必要が生じたときは、これらの規程に基づき、資
格審査委員会を開催してその審査を付託し、その審査結果は研究科委員会に報告され、決
定している。

以上により、研究科においても規程等に従った適切な教員人事が行われている。

点検・評価項目④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に
実施し、教員の資質の向上及び教員組織の改善・向上につなげているか

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施
評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

〈1〉大学全体・学部 〈2〉研究科

① ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

教員の資質向上や教員組織の改善・向上のため、「FD・SD推進委員会規程」に基
づき、「FD・SD推進委員会」が中心となって組織的に継続的に研修会（ワークショップ
を含む）を実施している。

令和2（2020）年度、令和3（2021）年度は、新型コロナウイルス感染症感染対策を徹
底したうえで実施した。過去7年間のFD・SD推進委員会の活動概要は、表6-3のとおり
である。研修会は、カリキュラム検討委員会や情報システム運営委員会など各委員会と合
同開催することもあり、教育を取り巻く時代背景に対応する内容を踏まえ実施している。

臨地実習の指導を主に担当している若手教員を対象とした助教・助手の会は年3回開
催しており、領域を超えた教員間の交流の場となっている。また、実習指導における情
報交換および指導上の問題等を共有・検討することで実習における指導力向上を図って
いる。さらに、助教・助手の会にFD・SD推進委員会の委員を配置し、若手教員のサポ
ート役を担っている。助教は担任・学内委員を担当することにより、将来を担う教員と
しての能力の向上を図っている。

表 6-3. FD・SD推進委員会の活動概要 （平成29年度～令和5年度）

年度	活動の概要	参加率
平成 29	FD 研修会：看護過程ワークショップ	84.8
	FD 研修会：共同看護学専攻について	23.1
	FD・SD 研修会：ガルーンの利活用の底上げ	92.9

	FD 研修会：誠実な科学者の心得	100.0
	FD 研修会：臨床で教育を担う教員、看護職のための「教育」とは	87.5
	FD 研修会：平成 30 年度 科学研究費助成事業応募説明	78.4
	SD 研修会：赤十字について「赤十字の一員として」	64.7
平成 29	FD 研修会：経験型実習教育の理論と実際	87.5
	FD・SD 研修会：教育改革と新選抜方式について	85.5
	FD・SD 研修会：カリキュラム・マップの作成	94.5
	助教・助手の会：情報共有・学習会／年 3 回実施	80.6
平成 30	FD・SD 研修会：新ガルーン説明会	53.4
	FD 研修会：新学務システム説明会	85.4
	FD 研修会：認知症の最新の知見と研究設計	68.3
	FD 研修会：平成 31 年度 科学研究費助成事業応募説明会	65.9
	FD 研修会：平成 31 年度 科学研究費助成事業応募説明会（新任対象）	100.0
	FD・SD 研修会：2 年次「看護の統合と実践 I（OSCE）」	79.7
	助教・助手の会：情報共有・学習会／年 3 回実施	91.2
令和元	FD・SD 研修会：大学改革に関する研修	84.5
	FD・SD 研修会：コンプライアンス研修	91.2
	FD 研修会：大学の特徴に合わせた支援	77.5
	FD 研修会：（報告会）教える人としての私を育てる	65.0
	FD・SD 研修会：アセスメント・ポリシーの成績評価について	91.1
	FD 研修会：令和 2 年度 科学研究費助成事業応募説明会（変更点編）	40.0
	FD 研修会：令和 2 年度 科学研究費助成事業応募説明会（初任編）	100.0
	SD 研修会：高い意識を持って日々業務にあたるためには	87.5
	FD・SD 研修会：発達障害傾向・パーソナリティ障害を抱える学生・スタッフの適切な対応	78.2
	助教・助手の会：情報共有・学習会／年 6 回実施	83.8
令和 2	FD 研修会：遠隔授業説明会	97.3
	FD・SD 研修会：新カリキュラムについて	90.9
	令和 3 年度 科学研究費助成事業応募説明：変更点編	72.9
	FD 研修会：Microsoft Teams を利用した遠隔授業について	87.2
	助教・助手の会：情報共有・指導方法に関する意見交換／年 3 回実施	96.7
令和 3	FD 研修会：遠隔授業説明会（Web）	—
	学校推薦型選抜合格者に課す入学前学習の一環と結果報告会（Web 参加可）	91.9
	令和 4 年度 科学研究費助成事業応募説明（一般）	100.0
	（コンプライアンス研修を含む）	

	令和4年度 科学研究費助成事業応募説明（初任）	80.0
	（コンプライアンス研修を含む）	
	助教・助手の会：実習指導に関する情報共有・意見交換/年5回実施	78～89
令和4	FD・SD研修会：AED（救急法）研修/年3回実施	97.2
	令和4年度科学研究費助成事業学内説明会	61.1
	初心者向け科学研究費助成事業学内説明会	83.3
	電子教科書導入検討に係る教員向け説明会	59.7
	助教・助手の会：OSCE および実習学生の学習状況に関する情報共有、指導方法に関する意見交換/年3回実施	94.4
令和5	FD・SD研修会：生成系AIについて	79.0
	FD・SD研修会：学内で発生した事例における救命措置の検討	96.8
	FD・SD研修会：今後の18歳人口の推移と本学の状況について	80.6
	FD研修会：令和5年度科学研究費助成事業学内説明会	55.6
	FD研修会：令和5年度科学研究費助成事業学内説明会（初心者向け）	100.0
	FD・SD研修会：GIGAスクール構想での小中学校における端末活用の現状について	45.2
	FD・SD研修会：発達障害傾向にある看護学生への対応について	40.3
	FD・SD研修会：大学院教育について	64.5
	FD・SD研修会：電子教科書導入に係る使用方法等研修会	58.1

また、基礎看護学実習、領域別実習にあたり、実習病院と臨床指導者会議を年2回開催している。実習病院と連携を図り、実習における学生の学習状況や学生への意見を参考に、組織的に教育の改善・向上を図っている。

本学では、事務職員においても教員と協働して教育研究活動にかかわることから、スタッフ・ディベロップメント（SD）として、FD・SD研修会の形式で組織的、継続的に行っている。令和2（2020）年度～令和3（2021）年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施していない。しかし、令和4年度からは、各種研修会を実施し、多くの教職員が参加している。

〈2〉研究科

令和2（2020）年度～令和4（2022）年度は、研究科に関する研修会は実施していなかった。しかし、令和5（2023）年度は、大学院教育の特徴を踏まえたFD活動を実施し、全学的に大学院教育力の向上に取り組んでいる。

② 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

教員の教育活動の評価は、学生による授業評価と授業改善のためのアンケートを教務委員会が全科目で実施している。その結果を中間評価・最終評価の2回、担当教員にフィードバックし、授業期間中の改善および次年度の教育活動の改善に繋げる資料として活

用している。また、教授会にて報告し情報共有を図っている。

学生からの授業改善に関する意見等については、教員がコメントを作成し、学生が自由に閲覧できるよう公開している。

教員の研究活動・社会活動については、日本赤十字北海道看護大学紀要に掲載している。紀要には、著書、原著、学会発表等に加え、研究費補助、講演会・研修会講師、自治体等の各種委員会の委員、被災地支援など各教員の1年間の研究・社会活動が掲載されており、教員の教育研究・社会活動の評価を客観的に行うことができる。

同様に研究科において学生の授業評価・授業改善のためのアンケートを全科目で行い、担当教員へフィードバックし、授業改善に活用している。

教員の自己評価と活用については、年度末に全教員を対象とした「教員勤務評価」を実施している。これは、1年を振り返り、教育・研究・社会活動に対する自己評価であり、必要に応じて領域責任者が面接指導を実施している。あわせて、教員自身による「教員勤務評価」の結果に基づき、学長が各教員及び領域責任者に対する面接を適宜実施している。

点検・評価項目⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1:適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2:点検・評価結果に基づく改善・向上

〈1〉大学全体・学部 〈2〉研究科

教育研究の適正な質の確保を図るため、教員の採用時には職位に応じた資格要件を教員選考委員会が審査し、正教授会で報告、学長が決定している。また、各領域の実情に応じて、教授会・研究科委員会に諮り、組織の適切性を議論している。

さらに、各委員会から自己点検評価委員会、そして内部質保証委員会といった内部保証システムによって、毎年自己点検・評価を行う過程で教員組織の適切性についても根拠資料に基づく点検・評価を行っている。点検・評価の結果は公表され、各課題は次年度の各委員会等の目標となり、PDCA サイクルによって改善が行われている。取り組み、改善した結果について報告されている。

(2) 長所・特色

本学の教員・教員組織の長所・特色として以下の点が挙げられる。

1. 教員組織として基礎科学系の5領域と看護学の7領域を置き、教員の組織的連携

体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるようにしている。

2. 教員の資質向上のための FD 研修会は、教育を取り巻く社会情勢や環境の変化に伴い適宜、実施されており、助教・助手の教育力向上、学生の状況への対応、授業評価の改善、および教授方法の改善に生かされている。
3. 教員自身による前年度業績の提出とその振り返りや「教員勤務評価」において自己評価と領域責任者による評価を重層的に行い、必要に応じて領域責任者が面接指導を実施している。あわせて、教員自身による「教員勤務評価」の結果に基づき、学長が各教員及び領域責任者に対する面接を適宜実施している。

(3) 問題点

本学の教員・教員組織は大学設置基準に照らして概ね適切であるが、課題として以下の点が挙げられる。

1. 特定の年齢に偏らない専任教員配置と、特に助教・助手の採用を行い、若手の人材育成が必要である。また、准教授・講師においても更なる教育力・研究力の充実を図ることが求められる。
2. 看護系大学の新たな設置により、全国的に教員の確保が難しい状況に加え、本学の立地条件等から、本学でも一部分野で欠員が生じている。教員確保に向けて一層の努力が必要である。対策としては、本学卒業生を対象にした人材の発掘等が挙げられる。
3. FD のテーマは大学院教育と共通するものもあるが、大学院教育の特徴を踏まえた望まれる教員像と教育力の向上を目指した FD を行う必要がある。

(4) 全体のまとめ

本学の教員・教員組織は、大学の理念・目的に基づき、教員組織を編成し、教育研究活動を展開している。また、教員の募集・採用・昇任等については、一部分野で欠員が生じているが各規程に基づき適切に行っている。FD・SD 推進委員会活動は、教育を取り巻く社会情勢や環境の変化を踏まえて、毎年、組織的かつ計画的に実施し、教員の資質の向上及び教員組織の改善・向上につなげている。教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに PDCA サイクルによる改善・向上に向けた取り組みを行っている。

令和 2 (2020) 年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため FD・SD 推進委員会活動を控えていたが、令和 3 (2021) 年度は感染対策を徹底した上で、その都度、適切な開催方法を用いて活動を再開している。

以上のことから本学の教員・教員組織は、大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切であると判断する。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学は、学生支援に関する大学としての方針は策定されておらず、委員会レベルで方針および目標を定めて学生支援を進めてきていた。そこで、本学の教育理念・目的を実現するため、学生一人一人が学修に専念し、豊かで安定した学生生活を送ることができるよう、学生委員会において大学としての方針案を作成して、令和2（2020）年2月に教授会に諮り、令和2（2020）年3月に大学ホームページに公開した。

なお、本学における学生支援に関する方針は下記の通りである。

修学支援：修学に関する相談・指導体制を整備し、関連部署及び教職員が連携して修学の継続に困難を抱える学生に対する早期対応に努める。成績不振者を把握し、保護者と連携を図り早期に適切な学業支援を実施する。勉学の奨励及び学修意欲の高揚を図るため、特待生制度の充実を図る。

生活支援：学生の心身の健康の保持・増進を図るため、指導・相談対応等の支援体制を整備する。学生の人権を保証し、キャンパス・ハラスメントのない環境を保持するための取り組みを行う。既存の奨学金制度による経済的支援体制の充実に努める。社会性・人間性を育むために、部活動等の課外活動に対する支援を行う。

進路支援：進路・就職相談及び指導を実施し、学生が主体的に進路・就職先を決定できるように支援する。看護師・保健師国家資格取得のための国家試験対策等を充実させ、国家試験に全員が合格できるように支援する。

障がい学生支援：障がいのある学生が安心・安全かつ円滑に学生生活を送ることができるよう、学内施設・設備の整備に努める。障がいのある学生が本学において不利益を受けないための合理的配慮に基づく学内支援体制の確保に努める。

点検・評価項目② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援の体制の適切な整備

本学の学生支援を担当する学生委員会は、月1回の定例会議開催の他、必要時に臨時の委員会も開催している。事務局組織では、学務課に学生係を置いて学生支援の体制を整えている。さらに、1学年につき4名の担任教員を配置しており、学生委員会と協力して学生の支援にあたっている。

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援
- ・オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する就修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備
- ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

本学は全教員がオフィスアワーを設定・周知し、必要時に個別補習を行っている。さらに、教員が在室していると点灯する表示板を学生が行き来する1階玄関フロアに設置しており、それを見た学生が一人で来室出来るようにして個々の質問や相談に対応している。さらに、COVID-19対策に伴って、学生が学内外のいずれにいても個別に教員へよりアクセスしやすくなるよう令和3（2021）年度版学生便覧より教員への連絡方法を掲載している。また、担任は、前年よりもGPAが低下したり、2.0未満となった学生には、個別に就学指導を実施している。

本学における正課外教育の一つは、毎年4月に行うガイダンスである。学生委員会が中心となって他の委員会や学外の専門機関と連携し、学生生活に関連する問題に対応した内容を設定している。令和5（2023）年度もCOVID-19対策として、一堂に会する場を設けず、学年別にガイダンスを行った。実習やカリキュラム等、各学年に共通する内容に加え、新入生には、警察署の協力を得た防犯教育、情報システム委員長によるネット犯罪に巻き込まれ

ないための情報リテラシー、学校医からの感染対策、奨学金説明会や個別相談、交流会などを実施し、3、4 学年には就職、進学の説明を実施している。

この他、学年間の情報共有を図るイベントも開催している。例えば、就活支援ぷちセミナーであり、これは就職の内定を得た 4 年生の体験談を希望する 3 年生に伝え、相談もできる内容であり、好評を得ている。さらに実習の準備として、領域実習前の 3 年生には 4 年生からの体験談を聞く機会を設け、基礎実習前の 2 年生にも 4 年生からの体験談を聞く機会を設定している。国家試験対策として 4 年生を対象に卒業生を迎えて国家試験動機付けセミナー、就職にあたってのサポートとして、卒業式前の就業前学生支援セミナーも開催している。これらについても、感染防止対策のもと実施した。

本学は留学生等の受け入れ実績はない。また、障がい等を抱えた学生に対する修学支援としては、障がい者用トイレ、エレベーターの設置などを実施している。また、AED を使用する状況が生じうる学生に対応し、当該学生の利用する教室近くに AED を配置し、教職員を対象に AED の救命講習を実施した。この他、疾患を抱えた学生の在籍時には、学校医、担任および科目担当教員、学務課が学生の個人情報と連携して支援している。

留年者および休・退学者への対応は、基本的には担任が窓口となり学生の個別の状況を把握し、助言、指導を行っている。学年担任は開学当初から各学年に 3 名の教員を配置していたが、平成 22（2010）年度より各学年担任を 4 名に増員し、成績不振学生に対しても、きめ細かい修学支援ができるように体制を充実させている。年間 1～2 回全学生と個別面談を行うとともに、この他随時学生の相談に対応している。さらに、4 年生になると、担任以外にも学生個々の看護研究演習を担当する教員も加わり、担任とは別に個別面談を設けるなど、研究指導に留まらない学習支援を行っている。さらに、平成 30（2018）年度より再履修者のための「履修計画書」様式を用意し、科目担当教員と学生が事前に相談して計画的な履修ができるよう支援する仕組みを整えている。

教務委員会に GPA プロジェクトチームを立ち上げて GPA の利活用を検討した。その結果、教職員はもちろん学生と保護者が状況を理解しやすいように学年別に「成績分布資料」を作成・配布し、修学指導対象者とする基準を「学年 GPA が 2.0 未満の者」と設定し、早期に成績不振者を把握して支援を始めることができる体制としている。毎年度初めには、保護者宛に前年度までの成績と共に「成績分布資料」を送付し、学生の修学状況を伝えるとともに、保護者会では担任と保護者が面談できる場を設定し、担任と保護者が連携して、留年および休・退学に対し未然に対処できるよう体制を整えている。令和 5（2023）年度も対面に加え、Zoom によるオンライン面談も実施した。しかし、担任との面談を重ねた上でも学生本人の進路変更等による退学の決意が固い場合は、保護者との個別面談を別途設けて、学生と保護者の双方が納得できるよう支援した。（表 7-1）。

令和 2（2020）年度から単位認定のプロセスをフローチャートに図式化して、教職員で共有し学生支援への活用を図った。さらに、令和 3（2021）年度版「学生便覧」から、より単位習得の流れを理解しやすくなるよう掲載し、学生と保護者への活用を図った。

表 7-1. 退学者数

看護学部/看護学科	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	合計
平成 29(2017)年度	2	2	4	0	8
平成 30(2018)年度	4	4	3	0	11
令和元(2019)年度	0	3	7	2	12
令和 2(2020)年度	1	1	3	0	5
令和 3(2021)年度	1	8	3	0	12
令和 4(2022)年度	3	6	10	0	19
令和 5(2023)年度	5	4	3	1	13

本学看護学部で整えている奨学金制度は、①日本赤十字社都道府県支部、②日本赤十字社北海道支部管内奨学金、③一般財団法人日本赤十字社看護師同方会奨学資金、④北見市大学生奨学資金、⑤独立行政法人日本学生支援機構奨学金、⑥北海道看護職員養成修学資金、⑦北海道看護協会奨学金、⑧地方公共団体の奨学金、⑨民間団体の奨学金、⑩金融機関の「学費ローン制度」等である。

本学で受給が最も多いのは、日本赤十字社関連の奨学金である。中でも都道府県支部および日本赤十字社北海道支部管内奨学金は、卒業後に赤十字病院で勤務することを希望する学生に、日本赤十字社の各都道府県支部や病院が奨学金を貸与するものである。令和 5 (2023) 年度において在籍学生 410 名中、250 名 (61%) が日本赤十字社北海道支部管内奨学金を受給している。貸与額は病院によって 60 万円～120 万円の幅があり、卒業後奨学金貸与年数を勤務すると返還が免除される。

日本学生支援機構の受給割合は、令和 5 (2023) 年度は、第 1 種と第 2 種合計で 235 名 (57%) の学生が受給している。受給数は横ばいであるが、平成 28 (2016) 年度から各大学に日本学生支援機構からの割り当て枠が廃止され、受給要件を満たせば、全員が第 1 種を受給できるようになったため、第 1 種の受給者数が増えている。令和 2 (2020) 年度より高等教育修学支援新制度が開始され、令和 5 年度は 66 名 (16%) が授業料免除および給付奨学金を受給している。

さらに、平成 29 (2017) 年度から急な経済状況の悪化に伴う回避策として「学費ローン制度」を設定した。加えて、速やかに申請できるよう準備を整えていた「高等教育の修学支援新制度」への申請は、令和元 (2019) 年に対象校として認定を得ることができ、ホームページ等で学生と保護者へ周知し、本制度の活用を支援している。

学生に対する奨学金などに関する情報提供は、ホームページ、学生便覧、学内掲示、オープンキャンパス、奨学金説明会などで行っている。

特に受給者が多い日本赤十字社北海道支部管内奨学金については、毎年、入学式直後に奨学金説明会を開催し、学生が直接病院関係者から情報を得る機会を設けており、学務課学生係や担任が随時個別相談にも応じている。また、学生と保護者が十分に検討できる時間を設

けるために、平成 26（2014）年度から応募締め切りを 5 月上旬へと 1 か月以上延長している。この他の地方公共団体および民間団体から得られた奨学金等の情報は、随時掲示で学生へ周知している。さらに、一般型選抜の成績が優秀な学生 2 名に対し、特待生として初年度の年間授業料の半額を免除し、入学後の成績が優秀な 2 年生以降の各学年 4 名に対して年間の授業料を一部免除する特待生制度も設けている。

看護学研究科における奨学金制度には、日本学生支援機構奨学金、一般財団法人日本赤十字社看護師同方会奨学資金がある。また、大学院生個々の事情を鑑みて、退職することなく 2 年分の授業料だけで 3 年間学ぶことが可能な長期履修制度も用意している。これらの奨学金制度については、各指導教員から説明するとともに、掲示などで周知を徹底していることもあり、受給者数は増加傾向にある。

評価の視点 3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
- ・人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）

学生相談（心の健康相談）は、平成 19（2007）年度に開始し、平成 20（2008）年度から 2 名体制としている。平成 25（2013）年 1 月から開設回数を増やし、学生へのサポート体制の充実を図った。学生のニーズに応え、平成 30（2018）年度からは、夜間も相談室を利用できるよう体制を整えている。心理面での問題を抱えている学生に対して、担任や科目責任者、学校医が連携を図りながら継続的に支援している。令和 5（2023）年度学生相談室利用状況は、述べ数 115 件であった（表 7-2）。

表 7-2. 学生相談室利用状況 平成 29 年度～令和 5 年度

学生相談室	専任 スタッフ数	非常勤 スタッフ数	過当たり 開室日数	年間 開室日数	開室時間
	0	2	1.5	約 60	12:00～18:00 18:00～20:00

年間相談件数						
平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
61	72	152	158	121	96	115
備考）公認心理士・看護師						

本学では平成 16（2004）年度にセクシャルハラスメントに関する規定を制定し、セクシ

ャルハラスメント防止対策委員会を立ち上げ予防体制を整えた。さらに、平成 20（2008）年度には、キャンパス・ハラスメントに関する規程を整備し、「パワーハラスメント」「アカデミックハラスメント」「セクシャルハラスメント」を含めた「キャンパス・ハラスメント防止対策委員会」を設立し、大学内でのあらゆるハラスメントに対応している。

学生が相談しやすいように教員および事務職員の中から相談員を決め、学内掲示により相談員名の周知を図っている。さらに、ハラスメント防止のリーフレットを作成し学生全員に配布している。また、教員に対しては、毎年 4 月の新任教職員へのハラスメント教育をハラスメント防止対策委員会委員長が講師となって実施しており、中途採用の教職員に対しては DVD の視聴を義務付けている。その他の教職員に対しては、ハラスメント防止のリーフレットを配布し注意喚起することで、学生の支援に繋げている。

学生の健康管理は学生委員会が所管し、実際の対応は学校医と心理相談員が担っている。学校医が毎週「健康相談室」を開設し、心理的支援については非常勤の心理相談員 2 名による「学生相談室」を開設している。これらの利用状況を学生の個人情報保護した上で、学生委員会へ報告し共有している。敷地内は全面禁煙としており、学生便覧やガイダンスを通して周知している。

学校保健安全法による定期健康診断は、医療法人社団慶友会「健康相談センター旭川センター」に委託し実施している。令和 5（2023）年度健康診断は、対象者 410 名中 382 名が受診し受診率は 93.2%であった。健康診断の結果、再検査を必要とする者は 69 名（1 年生 26 名、2 年生 19 名、3 年生 14 名、4 年生 10 名）であり、ほとんどの学生が血圧異常または血液一般の異常値であった。健康診断の結果、事後指導が必要な学生に対して、学校医が個別面接を行い医療機関受診の勧奨や個別指導を実施している（表 7-3）。

表 7-3. 健康相談室利用状況 平成 29(2017)年度～令和 5(2023)年度

健康相談室	専任 スタッフ数	非常勤 スタッフ数	週当たり 開室日数	年間 開室日数	開室時間
	1	0	1	約 40	12:00～13:00

年間相談件数						
平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
22	20	6	12	16	4	2

本学は保健室を設置しており、学生の体調不良時には、学校医または学生委員会委員が中心に応急処置を行っている。その他、医師や看護師でもある教員を始めとして、事務職員も連携して迅速な対応にあたっている。令和 5（2023）年度の保健室の学生利用は 14 件であった。

感染症の一つであるインフルエンザ対策として、冬を迎える前に臨地実習へ出る学生へ

予防接種を推奨している。体質等の問題から接種に不安がある学生には、学校医が個別に相談・対応している。また、大学玄関にはアルコールジェル、スプレーを置き、手指消毒を促している。さらにマスクや体温計の業者販売を行うとともに、学校医や担任より咳エチケットなどの健康教育を行っている。学校医より全教職員にインフルエンザの感染状況等の情報を提供し、全学的に予防活動を徹底している。麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎については、健康診断時の採血で抗体価を測定し、1年生の実習までに抗体を獲得できるように低抗体価の者には、予防接種を受けるように指導している。なお、感染症罹患者が発生した場合には潜伏期の感染拡大を考慮して、学校医が接触者に指示を出しており、罹患者が復帰する時期は学校医が判断している。

本学は平成 30（2018）年 9 月 6 日に発生した北海道胆振東部地震に伴う北海道全域の停電という日本初のブラックアウトを経験した。このことから学内で授業を受けている学生だけでなく、学外の様々な施設において臨地実習に取り組んでいる学生の安否もいち早く把握するため、安否確認システム「ANPIC」を導入した。学生へ周知して登録を呼びかけるとともに訓練メールのやり取りを行って、災害時の備えに努めているところであるが、訓練への参加者数が伸び悩んでいる現状にある。

評価の視点 4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・キャリア教育の実施
- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
- ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

進路支援は、学年担任と学生委員が中心となって、学生の要望にもとづいて個別相談を実施している。学生委員会の中に 4 名の就活・進学支援担当者を置いている。本学は地方に位置しているため、学生は大手の人材紹介企業によって都市部で行われる大規模な合同就職説明会に参加することが時間的・経済的に難しい場合がある。そこで、地方公共団体や民間団体のリクルート担当者を道内外から本学へ招き、1年生から 4 年生まで参加できる小規模な合同就職説明会を毎年 4 月に開催している。

地方公共団体や民間団体による個別の大学訪問は随時受け入れて、学生委員会委員長と就活支援担当委員が対応して情報を収集し、就職資料室への設置や掲示を通して学生へ情報提供している。この就職資料室は学生が利用しやすいよう学生食堂の隣に設置しており、いつでも学生が自由に閲覧できるように最新の求人情報を一元整理しておき、学生が情報を得られるようにしている。さらに、本学独自の「就職活動のてびき」を作成しており、就活の進め方や卒業生の就職状況を毎年更新して学生に周知し、いつでも最新情報を閲覧で

きるように学内ネットワークの教材フォルダにアップしている。

3 年生の 12 月に進路希望調査を行って、学生が進路を具体的に考えるきっかけとなるよう支援しており、調査の結果をもとに学生個々のニーズに合わせて、就活・進学支援面談を設けている。加えて、3 年生の 12 月には、外部講師を招き、就職活動の方法やマナーなどに関する「就職支援講座」も開催している。毎年 4 月のガイダンスにおいても学生委員会の就活支援担当教員から、就職活動の方法等の具体的な説明を行っている。さらに、3 年生を対象にすでに内定を得た 4 年生が講師となり就職活動の体験談を聞いたり質問したりできる「就活支援ぶちセミナー」を開催したり、後輩が閲覧できるように「受験の記録」を残すよう内定を得た 4 年生へ依頼しており、学生視点の情報も得られるように蓄積している。これらの支援時期は、近年の就職活動の早期化に対応するため、時期を早めて支援している。4 年生を対象として卒業直前に「職場における良好な人間関係を構築する方法」について卒業生を 6 名講師に招いてセミナーを行った。

評価の視点 5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

本学の課外活動としては、平成 29（2017）年度に新たに「筋力トレーニングサークル」、平成 30（2018）年度に「釣りサークル」が設立された。令和 2（2020）年度末現在、表 4 のとおり 21 団体あり活発に活動していたが、令和 2（2020）年度からは、新型コロナウイルス感染防止対策本部会議の決定に基づき、サークル活動を中止していた。令和 4（2022）年 10 月より体育館での活動が許可されたが、活動を再開したのは数団体にとどまる。今後の活動再開と活発化に向け、自治会と協議しながら進める必要がある。

毎年 6 月に開催される大学祭や学生自治会活動については、主体的に活動する学生が減少傾向にある。そのため、学生委員会の中に支援を担当する教員を 3 名配置し、学生の要望に応じて相談に対応したり、打ち合わせに同席して支援している。これらの支援状況は学生委員会に報告されて共有し、委員以外にも多くの教員・事務職員が大学祭等の準備・実行・後片付け等の支援にあたっている。令和 5 年度も大学祭を実施し、1,000 名を超える来場があった。初日には盛大に花火の打ち上げも実施し、学生の満足感が高かった。

表 7-4. 令和 5 年度時点 学生課外活動団体 （活動休止状態継続中の団体が多い）

1	バドミントン	12	C A M 研究会
2	写真部	13	男子バスケットボール部
3	学生赤十字奉仕団(ボランティア部)	14	アウトドアサークル
4	茶道部	15	災害beatS研究会
5	バレーボール部	16	いきたん
6	ソフトボール部	17	ダンスサークル
7	女子バスケットボール部	18	書道部
8	サッカー部	19	テニスサークル
9	ピアッ子サークル	20	筋力トレーニングサークル
10	吹奏楽部	21	釣りサークル
11	軽音学部		

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

本学は、学生がいつでも要望を書いて投函できる「ご意見箱」を学内3か所に設置し、ガイダンス及び学生便覧や担任を通して学生へ周知している。

要望があった場合は、回答を掲示して応えている。学生の要望に基づいて、教職員と学生が話しやすい場を設けるため、お茶とお菓子を少々用意した「ふらっとカフェ」を毎年1回昼休みに開催している。

また、学生生活満足度調査を毎年行って、学生の要望を把握し、実際に改善できた要望や実現不可能であった要望のどちらに対しても掲示にて回答している。

点検・評価項目③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生の満足度やニーズを踏まえて大学における環境整備や生活指導を実施するために、毎年の調査に加え、隔年毎に質問項目を増やして調査を実施している。平成29（2017）年度は437名を対象として、17項目の質問紙を配布し、386名（回収率88.3%）から回答を得ている。さらに、平成30（2018）年度は421名を対象として、92項目の質問紙を配布し、327名（回収率77.7%）から回答を得ている。令和元（2019）年度は431名を対象として、20項目の質問紙を配布し、390名（回収率90%）から回答を得ている。令和2（2020）年度は422名を対象として、99項目の質問紙を配布し、335名（回収率79.4%）から回答を得ている。令和3年（2021）度は、404名を対象として、21項目の質問紙を配布して、362名（回収率89.6%）から回答を得ている。令和4年（2022）度は、410名を対象として、100項目の質問紙を配布して、330名（回収率80.5%）から回答を得ている。令和5年（2023）度は、390名を対象として、100項目の質問紙を配布して、328名（回収率84.1%）から回答を得ている。

質問項目は学生の住居や通学方法などの生活状況、アルバイトや仕送りなどの経済状況、講義・実習等への満足度、悩みや相談相手を含む心身の健康状態、どのようなことでも記載して良い自由記載欄を設けた匿名で回答を求める質問紙である。調査結果は、教授会に報告後、設問毎に学生委員会でも過去の調査結果と比較したコメントを付け、関連する委員会へ改善・回答を求め、PDCAサイクルが適切に運用されるよう努めると共に、学生委員会で取りまとめて、「学生生活実態・満足度調査に対する回答」として全教職員及び学生の閲覧が可能な大学ポータルサイト（Garoon）に公開し、学生支援に活用している。

(2) 長所・特色

本学は小規模校でありかつ地方に位置している。そのため、学生支援においても一人一人の学生へ目が届きやすいという特色がある。学生委員や担任をはじめ、教員や職員は学生の状況を把握しており、教職員が連携して学生支援に取り組んでいることが本学の長所・特色である。さらに、本学は道内の赤十字病院や地域の施設との関係を構築している。COVID-19 対策を共有し、かつ連携して学生支援に繋げることによって、コロナ禍にあっても従前に近い対面授業と臨地実習を実現している点も長所・特徴である。

(3) 問題点

留年・休学・退学者数が減少しないこと、実習等が多く正課外の活動が停滞しやすいこと、災害時における安否確認システム「ANPIC」の訓練へ参加する学生数が伸び悩んでいること等が問題点として考えられる。さらに、COVID-19 対策を考慮すると中止せざるを得ない行事等があるため、少なからず学生支援へ影響が出ている部分がある。どのように工夫を図っていくかも問題である。

学生支援に関する大学としての方針はホームページへの公開にとどまっているため、学生便覧への掲載も望まれる。

(4) 全体のまとめ

本学における学生支援は、教職員等が連携して取り組み、概ね方針に沿った修学・生活・進路支援を実現することができている。今後は引き続き感染対策を図りつつ、COVID-19 対策によって停滞していた活動をいかに再開し、活発化させていくかが大きな課題となると考える。

第8章 教育研究等環境

1. 現状の説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学の教育研究環境の整備については、予算編成時に経営会議より示される予算編成方針に基づき、学部長、研究科長、各委員会、各領域、事務局等各部署が予算請求を行い、整備を実施している。また、本学の施設及び設備機器の修繕、更新、整備については、その対応年数等を考慮した長期及び中期計画を作成し、計画的に実施しており、機器等については個別の状態により対応年数の見直しを行うなど、限られた予算の中で効率的な修繕、更新を実施している。

本学は、建学の精神である赤十字の理念とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術を中心として、広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究するとともに、知性、道德及び応用的能力を養い、もって国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与することを教育理念としている。本学の教育研究に関する基本方針は経営会議から示されている。

その方針に基づき、教授会及び研究科委員会で審議し、教授会および研究科委員会での議事録および資料については大学ポータルサイト（Garoon）で閲覧可能な仕組みを整えており、全ての教職員に向けて方針の適切な明示を行っている。

また、COVID-19 に対しては、令和2（2020）年4月3日より週1回のペースで新型コロナウイルス感染防止対策本部会議を行っており、令和5（2023）年度も引き続き、COVID-19 に対しては、コロナ感染防止対策本部会議を実施している。また必要時、教務委員長、実習検討委員長、情報システム委員長・入試委員長を加えその対策について議論している。学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針について明示するため、COVID-19 への対応・対策内容を含め、本学のホームページ上に随時公開すると共に、学生に対してはXおよび学務システム、教職員にはe-mailを用いて周知している。なお、COVID-19 は令和5（2023）年5月に感染法上の5類に移行したことを踏まえ、新型コロナウイルス感染防止対策本部会議の定期開催を終了し、学生および教職員は感染予防対策を講じながら COVID-19 感染症拡大前と同様の方法（1 学年 1 教室での対面）で講義を実施し、病院実習についても臨地での実習を実施することができている。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設・設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

本学は、平成11（1999）年に世界遺産の知床半島が位置するオホーツク圏の北見市に、赤十字の2番目の看護大学として設置された。JR北見駅から東に3km程の高台に位置し、オホーツクブルーの空のもと東に知床、西に大雪の山並みを望む恵まれた自然環境の中にある。

本学の敷地面積は59,788㎡であり、大学設置基準に照らしても十分な面積が確保されている。校舎（16,994㎡）は、管理・研究棟、実習棟、講義・演習棟、体育館、図書館で構成されており、各棟はスカイウェイ（渡り廊下）で結ばれている。講義棟には障がい者用トイレを設置しており、講義棟および実習棟、管理・研究棟にはエレベーターを設置している。

大学構内には、2路線の市内バスが講義の開始および終了時間に合わせて乗り入れており、多くの学生が利用している。

管理・研究棟は、事務室、大学院研究室、会議室、教員研究室（42室）等が設けられ、実習棟には基礎・成人看護実習室、母性・小児看護実習室及び地域・老年看護実習室があり、モデル人形、医療器具・機器等が整備され、視聴覚機器として大型液晶モニター、PC等も設置し充実した内容となっている。

講義棟にはプロジェクター、PC等の視聴覚機器が設置されており収容人数120名の講義室が4室、60名の講義室が2室の計6室となっている。演習室は収容人数30名の教室が2室、収容人数18～24名の教室が9室となっている。各講義室・演習室および実習室は、講義等で使用していない場合には、学生が自由に使用することができるよう環境を整えている。特に基礎・成人看護学実習室では、学生が技術練習に取り組めるよう物品を常備しており、学生の自主的な学習を促進するための環境が整備されている。さらに60名収容の情報処理教室、学びの広場、実験室があり、令和3（2021）年度の情報システムの更新で情報処理教室、学びの広場には各60台の情報端末（PC）更新・整備されている。また、情報処理演習室には19台の情報端末（PC）が更新され、大学院生は、自由に利用できる環境となっ

ている。

講義・実習棟の中央には 449 名収容の講堂があり、講義、講演、学内の各種行事に利用しているが、地域等の利用希望に応じ、講義室等も含め大学施設の開放も行っている。

他に学生が利用する学生自治会室、部室、ロッカー室が講義棟にあり、135 人収容の食堂、売店も設置され、食堂前の学生ホール、中庭は学生の憩いの場となっている。また、校舎の北側に配置された 200m トラックとソフトボール等の球技場として使用できるグラウンドがあり、隣接したテニスコート 3 面は授業および学生の余暇活動に利用されている。

さらに、教育環境整備事業として冷房設備の増設を平成 17（2005）年度から実施し、大講義室、中講義室、演習室、実習室、大学院専用教室、共同研究室及び食堂等の主に学生が使用する施設への整備は終了し、教育環境の改善を図っている。

本学の情報システムは、平成 11（1999）年度の開学時から基幹ネットワーク部分に光ファイバーを組み込むなど当時としては高速な学内 LAN 環境を構築してきた。平成 18（2006）年度、平成 25（2013）年度とシステムの更新を重ね、平成 29（2017）年度においてもネットワーク環境の強化、講義室の情報・視聴覚設備の更新、そして学内無線 LAN が全学で利用できる環境を整備している。また、図書館システムも蔵書の検索、科学技術振興機構への検索、及び最新の医療情報、研究データの入手等が可能となる整備を実施しており、平成 30（2018）年度には、これまでの図書館 1 階に加え 2 階の学内無線 LAN の設置と検索用 PC の設置を行った。これらにより学生、教職員が学外・学内のあらゆる場所から接続できる環境が整い、情報機器を効果的に利用した教育・研究が可能となっている。なお、令和 2（2020）年度に予定していた学内コンピュータシステムの更新は、COVID-19 感染拡大により延期となっていたが、令和 3（2021）年度に実施された。

このことに加え、平成 25（2013）年度のシステム更新を機会に、大学ポータルサイト（Garoon）およびクリッカーを使用した双方向対話型教育支援システムの整備を行った。現在は、情報システム運営委員会を中心に、教員及び学生への情報提供のシステム化を進め、双方向対話型授業の導入の推進が継続して行われている。また、平成 25（2013）年度から日本赤十字学園本部および本学を含めた赤十字 6 大学への遠隔授業システムを導入し、平成 28（2016）年度博士課程においては、日本赤十字学園専用の遠隔教育システム（ハイビジョン画像・高音質双方向・リアルタイム）で、5 大学（九州国際看護大学・秋田看護大学・豊田看護大学・広島看護大学・北海道看護大学）の担当教員から同時に多様な教育・研究指導を受けられるように教育環境を整備している。

校地・校舎・施設・設備の維持・管理については、総務課（施設管理係）が主に所掌している。法に基づく委託業務等を始め、他業務も含めた委託契約により支障なく処理している。

また、平成 31（2019）年 4 月より労働安全衛生委員会の職場巡視が定期的に行われており、安全・衛生に関する害虫駆除および飲料水・空気環境測定等の検査を法に基づき毎月実施し、校舎内（講義室・廊下・トイレ等）の日常清掃も日々行う等、教育環境の衛生面

にも十分配慮している。防火設備等は、集中制御盤でコンピューターによる一元管理となっており、充実した安全システムが確立されている。この制御盤についても毎年度保守点検を実施し、万全な整備状況となっている。また、同様に昇降機についても毎月保守点検を実施し、安全面に配慮している。

教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組みについては、全学生に対し、学生委員会および実習検討委員会等がその取り組みを担っている。定期的な情報倫理に関する講話（1回／年）を開催するだけでなく、社会の動向に合わせ、適宜、学生が自ら取り組めるよう注意喚起等を行っている。さらに、教職員については、平成 31（2019）年度に全教職員参加の FD・SD 研修会を実施するなど、学生だけではなく教職員全員が情報倫理の確立に努められるよう取り組みを実施している。

COVID-19 感染拡大により、政府による緊急事態宣言が発出され、令和 2（2020）年 4 月 20 日（月）～5 月 31 日（日）までの期間に休校措置を講じた。そのため、令和 2（2020）5 月 11 日（月）～6 月 1 日（月）までの期間は、実習を中止し遠隔による授業のみを行った。学部の遠隔授業では、平成 25（2013）年より導入していた大学ポータルサイト（Garoon）および Teams を活用し、動画配信サイトによる授業（録画）の配信を行い、研究科では、Google+ および Zoom を活用しながら、学生との質疑応答を併用した遠隔教育システムを構築した。また、十分な通信環境を持たない学生に対しては、情報処理教室を利用して講義を受けるなどの対応を行い遠隔授業が受けられる教育環境を提供した。

さらに、6 月 1 日（月）から開始された対面授業では、講義室間の配信システムを整備し、学生のソーシャルディスタンスが確保できるよう 1 学年 2 教室の使用へ変更し、COVID-19 への感染症対策を行いながら対面での講義が可能となる教育環境を整備した結果、令和 2（2020）年度の対面講義の実施率は 84%、令和 3（2021）年度 94.7%、令和 4（2022）年度 99.7%であった。なお、実習についても 6 月 1 日（月）から開始している。実習病院の協力の下、学生の更衣室および休憩室等の実習環境について、学生のソーシャルディスタンスの確保や十分な換気、物品使用後の消毒等を整備し、学生の感染防止に努めながら臨地実習を行える環境を提供した結果、令和 3（2021）年度は 67.7%であったが、令和 4（2022）年度は 88.8%に上昇した。なお、令和 5（2023）年度は、学生および教職員の感染予防対策を講じながら大学内の教育環境を整え、COVID-19 感染症拡大前と同様の方法（1 学年 1 教室での対面）で講義を実施し、病院実習についても臨地での実習を実施することができている。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・学術情報へのアクセスに関する対応
- ・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点2：図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

①図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

本学の図書館は、図書館資料を収集、整理、保存し、閲覧その他の利用に供するとともに、必要な学術情報を提供することをその業務としている。

学生および教職員の教育研究活動を支援するとともに、地域の看護・医療従事者および学外者にも開放し、利用者サービスの向上に努めている。看護・医学系図書の書架のほか、一般図書の書架、新聞コーナー、学術雑誌コーナー、参考図書コーナー、赤十字コーナー、修士論文コーナーなどを設けており利用者は自由に閲覧することができる。

本館で所蔵する資料の多くは、開架書架に配架されており、その多くが館外貸出利用の対象となっているが、学術雑誌のバックナンバーは合冊製本後も閉架書庫内に配架し、利用者は自由に閲覧することができる。さらに、視聴覚資料は、視聴覚機器コーナーに併設してある書架に配架されており、これも自由に視聴することができる。

図書の選書にあたっては、毎年教員、学生の選定により購入している。選書方法については、平成 25（2013）年度より図書委員会で蔵書選定方式の見直しを図り、教員個人に予算を配分した。これにより、各教員が専門領域を生かした選書を行うことが可能となった。また、教員だけではなく、在学生から購入希望図書を募り、図書委員会で審議したうえで購入している。また、平成 29（2017）年度から、シリーズ・全集・大系類書籍の一括購入を実施し、平成 30（2018）年度から、図書館の図書等の選書に関する基準を改定し、蔵書書籍を専門書に限定せず、文芸書（芥川賞・直木賞・本屋大賞等の受賞作品）、漫画文芸シリーズ・歴史シリーズ等についても選書し、北海道オホーツクの歴史や文化にまつわる特別コレクションとして、アイヌ文化についても収集するなど蔵書書籍の充実に努めている。

表 8-1. 図書および学術雑誌の整備状況

区 分		2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
図書（和書）	冊	36,701	37,763	39,154	40,707	41,390	42,228	43,039
図書（洋書）	冊	5,209	5,307	5,379	5,421	5,431	5,438	5,441
視聴覚資料	点	1,134	1,188	1,230	1,336	1,442	1,467	1,505
電子書籍			39	41	42	42	43	43
学術雑誌（和書）	種	72	44	43	42	37	37	35
学術雑誌（洋書）	種	20	3	3	3	2	2	2
電子ジャーナル（和）	種		1	0	0	0	0	0
電子ジャーナル（洋）	種		15	15	15	15	15	15
蔵 書 合 計		43,044	44,297	45,804	47,506	48,305	49,176	50,028
増 加 数		1,108	1,253	1,522	1,702	799	871	852

近年、視聴覚図書としての DVD の要望も多く、さらにビデオテープ媒体の経年劣化による更新とも相俟って、平成 26（2014）年度および平成 27（2015）年度は、通常の予算とは別に視聴覚資料用の特別予算を設け、劣化の進むビデオテープ資料から DVD 資料への移行促進を図った。さらに平成 30（2018）年度からは、ビデオオンデマンド教材（ナーシングチャンネル）を導入し、視聴覚図書の充実に努めている。令和 5（2023）年度現在、蔵書数は視聴覚も含めて 50,000 冊ほど、年間受入数は 800 冊程である。（表 1）

データベース・電子ジャーナルについては、メディカルオンライン、シナール、コクランライブラリーなど 7 件を契約しており、教員、学生及びオホーツク地域の医療従事者に有効活用されている。さらに、平成 29（2017）年度からは日本看護協会が提供するデータベース「看護索引 Web」を導入しており、さらなる有効活用に努めている。

また、電子ジャーナルの充実に伴い平成 29（2017）年度から洋雑誌を中心に重複する雑誌書籍等の契約の見直し等に取り組んでいる。さらに、平成 30（2018）年度から、和雑誌に関しても電子書籍を新たに追加し、令和 5（2023）年度も図書委員会が中心となり検討を重ねさらなる内容の充実化に努めている。（表 8-2）

表 8-2. 契約中のデータベース・電子ジャーナル

メディカルオンライン	医療関係者のための総合ウェブサイト
医学中央雑誌 Web	国内発行の医学・歯学・薬学・看護学及び関連分野の論文情報を検索できるデータベース
J Dream III	国内外の科学技術や医学・薬学関係の文献情報を検索できるデータベース
CINAHL with full text	看護学、保健医療、生体臨床医学等の英文データベース

MEDLINEwith full text	医学全般、薬学、看護学、歯科学等の英文データベース
最新看護索引 Web	日本看護協会図書館の編集による、国内発行の看護および周辺領域の雑誌・紀要を検索できるデータベース
ScienceDirectCollege Edition	エルゼビアが発行する生命科学分野の英文ジャーナル
Cochrane Library コクランライブラリー	国際的非営利団体コクランによる、医学全般、薬学、看護学、歯科学等の英文データベース

COVID-19 に対しては、感染拡大により政府による緊急事態宣言を受け、令和 2（2020）年 4 月 20 日（月）～5 月 11 日（月）までの期間は図書館を臨時閉館とした。5 月 12 日（火）～5 月 31 日（日）までは、本学の学生のみ事前予約制による入館規制を行いながら開館している。なお、令和 2（2020）年 6 月 1 日（月）から通常通り開館しているが、本学の「新型コロナウイルス感染防止対策本部会議」の決定に従い、令和 4（2022）年度までは利用対象を本学の学生および教職員に限定し、学外者の来館利用を停止していた。しかし、令和 5（2023）年 5 月 11 日より、座席数を従来通り 210 席に戻し、地域の看護・医療従事者および学外者にも図書館の利用を開放しており、利用者サービスの向上に努めている。

②図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、開館時間・閲覧室・情報検索設備などの利用環境

本学の図書館は、平成 11（1999）年 4 月、開学と同時に開館し、校舎正面玄関エントランスホールに入口が配置され、館内の一部が広い吹き抜けの天井となっており、ゆったりと開放的な空間を演出している。また、天井まで届く大きな窓を設け採光にも配慮し、利用しやすい環境となっている。図書館は 2 階建てになっており、総床面積は 1,405 m² で、調査研究室を 4 室、ラーニング・コモンズ 2 室（12 席・19 席）を含め、閲覧席数は 210 席である。また、司書の資格を有する職員を配置し、学生および教職員数に対し各種の主体的な学修活動の支援を行っている。

1 階には事務室、貸出カウンター、情報機器コーナー（蔵書検索・データベース検索用 PC7 台）、視聴覚機器コーナー（DVD・ビデオモニター4 台）、およびコピー機（2 台）等を配するとともに、一般図書・洋書書架、学術雑誌・新聞コーナーを設けている。また、2 階には調査研究室（個室 4 席）と教員用コピー機（1 台）および看護学・医学の専門書書架を設け、平成 30（2018）年度には図書館 2 階の学内無線 LAN の設置と検索用 PC の設置を行った。近年、大学図書館に求められているラーニング・コモンズについて、平成 28（2016）年度より、講義・演習棟 3 階の「ポケットパーク」を「憩いの広場」に、同 3 階の「CALL 教室」を「学びの広場」として整備した。「憩いの広場」は、教室と教室の間にあり、ベンチが置かれた休憩スペースであったが、20 畳分の畳を敷き、座卓を配置した

和室を模した空間にパーテーションを置くことで、廊下を通行する他者からの視線を遮り、落ち着いた雰囲気になるように整備した。「学びの広場」は、ノート PC を 60 台配置し、自由に利用できるようになっており、大型のホワイトボードを設置し、グループ学習に利用できる環境を整えた。しかし、「憩いの広場」および「学びの広場」は、図書館から離れており、司書によるサービスが困難なため、平成 30（2018）年度に、図書館職員による学生の自学自習の支援が提供できるよう、新たに図書館 2 階にラーニング・コモンズを設置した。新たに図書館内に設置したラーニング・コモンズは、令和 2（2020）年度には新たに大型モニターを設置し、学生がプレゼンテーションの練習等の共同学習も可能となるようモニターや PC・プリンターを設置したことにより、図書館でのグループ研究・学習が充実し、学生の自主的な学習に活用されている。

本学図書館の開館時間は、平日は午前 8 時 30 分から午後 9 時まで、長期休業期間は午前 8 時 30 分から午後 5 時までとしている。

加えて、平成 18（2006）年度から自動貸出返却装置を導入したことにより、土・日・祝日の無人開館が可能となった。利用時間は、学部生は午前 7 時から午後 5 時まで、教職員・院生は午前 7 時から午後 11 時 40 分までとなっている。

図書館の新たな試みとして、平成 30（2018）年度より、原書の充実化を図るため教員への選書依頼を実施している。さらに、本学図書館として「赤十字」「北海道」「オホーツク圏」などのテーマに関する書籍についての収集を行う「特別コレクション」を導入し、地域社会においても活用できる大学図書館の在り方について検討し、図書館環境の整備に努めている。図書館の利用状況は表 8-3 のとおりとなっている。

表 8-3. 入館者数（人）

区分	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
開館日 (A)	232 日	230 日	215 日	214 日	233 日	230 日	234 日
入館者数 (B)	24,640	28,170	27,134	30,304	24,448	18,349	15,759
うち学外入館者数	266 人	434 人	636 人	0 人	0 人	0 人	27 名
1 日平均 (B / A)	106.2 人	122.5 人	126.2 人	141.6 人	104.9 人	79.77 人	67.35 人

また、本学は赤十字の大学であり、オホーツク圏唯一の医療系大学であるため、大学の資産である看護・医学等の専門的な図書をはじめ、赤十字に関する図書、その他の蔵書等について、地域社会に開かれた大学として、オホーツク地域の医療従事者や住民の閲覧に供している。また、地域の医療従事者に対しては、1 週間 3 冊の貸出も実施している。平成 27（2015）年度からは、貸出利用ができる学外者の基準見直しを行い、表 8-4 のとおりとした。

表 8-4. 学外者への貸出条件

平成 27 年度以前	管内の赤十字病院、市内の医療機関に勤務する看護師等医療従事者、実習機関の関係者
平成 27 年度以降	本学の卒業生、オホーツク地域の医療従事者

さらに、平成 29（2017）年度には、一般市民も本学図書館を利用できるよう図書館利用規程を修正した。また、本学の卒業生およびオホーツク地域の医療従事者に対しては、~~±~~1 年間有効の図書館利用カードの交付を可能にし、地域社会に開かれた大学図書館となるよう取り組みを続けている。

平成 18（2006）年度より ILL 文献複写等料金相殺サービスに加入し、参加館との相互協力により図書の貸借、文献複写の受付・依頼を行っている。相互協力利用状況は表 8-5 のとおりである。

表 8-5. 相互協力利用状況

	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
図書貸借受付件数	1	0	0	0	0	0	0
図書貸借依頼件数	2	2	1	2	1	11	1
文献複写受付件数	38	44	36	33	33	20	20
文献複写依頼件数	364	279	460	509	371	547	322

平成 29（2017）年度より機関リポジトリの運用が開始され、Japanese Institutional Repositories Online（JAIRO）Cloud を利用し構築され情報公開をしている。なお、令和 5（2023）年度の機関リポジトリのファイルダウンロード回数は 15,234 件となっている。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点 1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制
- ・オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

本学は、建学の精神である赤十字の理念とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術を中心として、広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究するとともに、知性、道德及び応用的能力を養い、もって国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与することを目的とし、赤十字の人道理念を実践できる看護人材の育成等を目標にして、教育・研究を進めている。また、看護学の教育・研究に関する開発を行い、実践を通して地域へ貢献することを目的とした研究教育機関として看護開発センターを設置し、さらに、平成 27（2015）年 4 月より大学の知的資源を有効に活用し、各組織・機関、教育現場、地域と協働して災害対策に係る充実、推進を図るとともに、災害対策の教育の充実と情報発信により地域へ貢献することを目的とする災害対策教育センターを開設し、地域社会の貢献に努め、看護の先端領域の研究や実践に取り組んでいる。

教員の研究に関する支援として、講師以上の教員は個室（30 m²）の研究室を有し、助教・助手は研究室を複数人（2～3 人）で使用している。教員が、長期休業期間や休日でも研究室を利用して研究に専念できるように、全教員に対し玄関のセキュリティーカードを配付しており、研究室には冷房および暖房設備と給湯設備等が整備されている。また、研究時間の確保を目的に、教員が担当する委員会の業務負担を軽減するため、定期的に委員会の統廃合、構成員・審議内容等の見直しを行っている。

教員の研究費に関しては教授に 60 万円、准教授には 45 万円、講師・助教 40 万円、助手 30 万円が配分されている。また、大学院研究費として指導教員に対し、大学院生 1 人当たり 10 万円を基本として配分している。平成 28（2016）年度より、個人研究費は前期（4 月 80%）、後期（12 月 20%）の二期制での配賦となっている。それ以外にも学内の研究補助制度として、「学内研究奨励費」、「国際（海外）学会等参加助成費」があり、日本赤十字学園では、「日本赤十字学園教育・研究及び奨学金基金」「日本赤十字学園赤十字と看護・介護に関する研究助成」などが整備され、研究の支援を行っている。

外部資金確保のための支援として、外部資金に関する応募情報の伝達のみならず、特に科学研究費助成事業の応募手続き等については、説明会を実施している。また、近郊の大学での研修会の案内を行うなど、応募に関する相談部署を事務局に設置し支援を行っている。特に、新任教員および若手研究者を対象とした説明会も毎年実施し、教員全員への積極的な応募を促している。その結果、平成 27（2015）年度は 31 件の申請（採択 5 件、継続 3 件）、平成 28（2016）年度は 33 件の申請（採択 4 件、継続 5 件）、平成 29（2017）年度は 30 件の申請（採択 2 件、継続 7 件）、平成 30（2018）年度は 31 件の申請（採択 3 件、継続 5 件）、令和元（2019）年度は 24 件の申請（採択 0 件、継続 5 件）、令和 2（2020）年度は 30 件（採択 0 件、継続 5 件）、令和 3（2021）年度は 25 件（採択 2 件、継続 5 件）、令和 4（2022）年度は 22 件（採択 2 件、継続 5 件）、令和 5（2023）年度は 20 件（採択 1 件、継続 5 件）の申請となり本学教員のほぼ全員が科学研究費補助金への申請を行った。また、平成 30（2018）年度より助教・助手の教員を中心に科学研究費未獲得者向けに少人数形式のセミナーを実施し好評を得たことから令和 5（2023）年度も引き続き実施している。研究の質

向上と発展に向けては、FD・SD推進委員会との共催による研究支援セミナーの開催や学会誌等へ投稿していない論文について大学紀要への投稿を勧め発行を行っている。特に大学紀要については、若手研究者が投稿しやすく、尚且つ質が低下しない様、論文の掲載種別を令和元（2019）年度に新たに設定した。これにより令和元（2019）年に若手研究者等から1件投稿があったことに続き、令和2年（2020）年度に2件、令和3年（2021）年度に3件と研究推進および投稿への活性化に繋がっている。今後も研修会等を企画・実施する予定である。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

研究倫理に関する学内規程としては、「日本赤十字北海道看護大学研究倫理委員会規程」、「日本赤十字北海道看護大学研究倫理委員会運営要領」、「研究倫理のためのチェックリスト」、「日本赤十字北海道看護大学動物実験に関する規程」が整備されている。また、利益相反に関する事項は研究倫理委員会で対応するように規程を改定した。

本学では、人を対象とする研究を行う場合は、研究倫理委員会の審査を受けることが義務づけられている。研究倫理審査は、原則として月に1回開催されているが、緊急を要する場合は臨時に開催している。学外の委員も含め8人の審査委員で、厳正に行われている。審査件数は、令和元（2019）年度は26件、令和2（2020）年度は18件、令和3（2021）年度22件、令和4（2022）年度は24件、令和5（2023）年度は39件である。この中には教員及び大学院生の他に、近年は学外で成果を公表する学部生の看護研究演習（卒業研究）が含まれている。申請時には、研究計画が倫理的に配慮されているか研究倫理のためのチェックリストを作成し、申請書に添付することとなっている。

また、平成29（2017）年度より、申請者の利便性を図るための迅速審査の導入や、APRIN eラーニングプログラムなどの研究倫理研修参加の義務化を図り、令和元（2019）年度には北海道大学で行われた治験・倫理審査委員会委員研修への参加および「倫理審査申請の手引き」を作成し、研究倫理を遵守するために必要な措置および規定の整備等に努めている。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学は、平成25（2013）年度より内部質保証に関する規定を制定し、構築したシステムの運用にともない、P（計画）D（実行）C（評価）A（改善）を実施している。平成29（2017）年度4月からは自己点検・評価委員会の活動がより活性化し、各委員会からの情報および資料を共有し、改善や更なる向上に取り組み、自己点検・評価を行い、検証するサイクルを続けており、平成28（2016）年度自己点検・評価報告書を内部質保証委員会に提出している。

適正な教育研究等環境の確保については、学生や教職員の要望に対応し、定期的に点検を行っている。令和元（2019）年度からは、第3期中期計画（令和元（2019）年～令和5（2023）年）及び年度事業計画に基づき、各委員会、各領域、事務局等各部署が予算請求を行い、整備を実施している。また、本学の施設及び設備機器の修繕、更新、整備については、その耐用年数等を考慮した長期及び中期計画を作成し、計画的に実施しており、機器等については個別の状態により耐用年数の見直しを行うなど、限られた予算の中で効率的な修繕、更新を実施している。なお、令和2（2020）年度に実施する予定であった施設及び設備機器の修繕、更新、整備については、COVID-19によって延期されていたが、令和4年（2022）年度に実施している。

さらに、令和元（2019）年度より、労働安全衛生委員会による大学施設内の巡視が開始された。令和5（2023）年度も引き続き、労働安全衛生委員会による大学施設内の巡視を実施し、職員の安全の確保及び健康の保持増進を図るとともに快適な職場環境の形成を促進するよう努めている。さらに、教職員の有休取得状況の確認や超過労働時間の把握することで適正な教育研究等環境の確保に努めている。

図書館においては、蔵書点検（1回／年）を実施し、蔵書内容を把握するとともに、赤十字学園の他大学の蔵書状況に関する資料等を参考に、本学の蔵書の充実に努めている。

図書館の新たな試みとして、平成30（2018）年度より、原書の充実に図るため教員への選書依頼を実施している。さらに、本学図書館として「赤十字」「北海道」「オホーツク圏」などのテーマに関する書籍についての収集を行う「特別コレクション」を導入し、地域社会においても活用できる大学図書館の在り方について検討している。また、平成28（2016）年度の図書館利用者数の減少を受けて、利用者拡大を目的に平成29（2017）年度に図書館利用規定の改定を行い、一般市民への利用が追加された。令和4（2022）年度は感染症防止対策のため一般市民の入館を制限していたが、令和5（2023）年度から一般市民の図書館利用を開放しており地域社会に開かれた大学図書館となるようさらなる改善に努めている。

また、図書館における適正な教育研究等環境の確保については、学生や教職員の要望に対応し規定の見直しを行っている。令和 4（2022）年度から、利用者の要望に基づき、本学学生の書籍貸出期間を 2 週間から 4 週間に延長した。さらに、図書館でのみ利用可能であったデータベース「医学中央雑誌 Web」については、フリーアクセス及びリモート可能とし、利用者の要望に対応しながら図書館環境の整備を行っている。

（2）長所・特色

1. 本学は、建学の精神である赤十字の理念とする人道的任務の達成を図るため、国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与することを教育理念としている。本学の教育研究に関する基本方針は経営会議から示され、教授会および研究科委員会で審議し、その議事録及び資料については大学ポータルサイト（Garoon）で閲覧可能な仕組みを整えている。さらに、学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針について明示するため、COVID-19 への対応・対策内容を含め、本学のホームページ上に随時公開すると共に、学生に対しては X 及び学務システム、教職員には e-mail を用いて周知している。
2. 本学の敷地面積は 59,788 m²であり、大学設置基準に照らしても十分な面積が確保されている。校舎（16,994 m²）は、管理・研究棟、実習棟、講義・演習棟、体育館、図書館で構成されて、各棟はスカイウェイ（渡り廊下）で結ばれている。講義棟には障がい者用トイレを設置しており、講義棟および実習棟、管理・研究棟にはエレベーターを設置している。大学構内には、2 路線の市内バスが講義の開始および終了時間に合わせて乗り入れており、多くの学生が利用している。
3. 平成 29（2017）年度においてネットワーク環境の強化、CALL 教室の設置、講義室の情報・視聴覚設備の更新、そして学内無線 LAN が全学で使える環境整備を図ったことにより、学生、教職員が学外・学内のあらゆる場所から接続できる環境が整い、情報機器を効果的に利用した教育・研究が可能となっている。令和 2（2020）年 5 月 11 日（月）～6 月 1 日（月）に行った遠隔授業では、平成 25（2013）年より導入していた大学ポータルサイト（Garoon）を活用し、動画配信サイトによる授業（録画）の配信と学生との質疑応答を併用した遠隔教育システムを構築した。なお、令和 5（2023）年度は、学生及び教職員の感染予防対策を講じながら大学内の教育環境を整え、COVID-19 感染症拡大前と同様の方法（1 学年 1 教室での対面）で講義を実施し、病院実習についても臨地での実習を実施することができている。
4. 図書館システムも蔵書の検索、科学技術振興機構への検索及び最新の医療情報、研究データの入手等が可能となる整備を実施している。また、ラーニング・コモンズの主旨に基づき図書館 2 階の共同学習室および休憩室をラーニング・コモンズ（24 席）として整備し、学生のプレゼンテーションの練習等の共同学習が可能となるよう整備している。令和 5（2023）年度は、COVID-19 感染拡大前と同様の座席数に戻し、図書館でのグループ研究・学習環境のさらなる充実に努めている。

5. 蔵書書籍を専門書に限定せず、文芸書（芥川賞・直木賞・本屋大賞等の受賞作品）、漫画文芸シリーズ・歴史シリーズ等についても選書し、蔵書書籍の充実に努めている。さらに、ビデオオンデマンド教材（ナーシングチャンネル）を導入し、視聴覚図書の充実と共に和雑誌に関しても電子書籍を新たに追加するなど、内容の充実に努めている。令和5（2023）年度現在、蔵書数は視聴覚も含めて約50,000冊である。
6. 一般市民も本学図書館を利用できるよう図書館利用規程を修正した。また、本学の卒業生およびオホーツク地域の医療従事者に対しては、1年間有効の図書館利用カードの交付を行い、地域社会に開かれた大学図書館となるよう取り組みを続けている。但し、本学の「新型コロナウイルス感染防止対策本部会議」の決定に従い、令和2（2020）年6月1日から実施されている学外者の来館利用停止については令和4（2022）年度まで実施していたが、令和5（2023）年度から一般市民の図書館利用を開放しており地域社会に開かれた大学図書館となるようさらなる改善に努めている。
7. 本学は、建学の精神である赤十字の理念とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術を中心として、広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究するとともに、知性、道徳及び応用的能力を養い、もって国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与することを目的とし、赤十字の人道理念を実践できる看護人材の育成等を目標にして、教育・研究を進めている。
8. 外部資金確保のための支援として、外部資金に関する応募情報の伝達のみならず、特に科学研究費助成事業の応募手続き等について説明会を実施している。また、近郊の大学における研修会の案内を行うなど、応募に関する相談部署を事務局に設置し支援を行っている。特に、新任教員および若手研究者を対象とした説明会も毎年実施するなど、全教員に対し積極的な応募となるよう促している。
9. 投稿されていない論文については、大学紀要への投稿を勧め発行を行っている。さらに令和元（2019）年度より若手研究者が投稿しやすく、かつ質が低下しないよう論文の種類を新たに設置し、令和5（2023）年度も研究推進および投稿への活性化に努めている。
10. 令和元（2019）年度より職員の安全の確保及び健康の保持増進を図るとともに快適な職場環境の形成を促進することを目的とした労働安全衛生委員会による大学施設内の巡視が実施されている。令和5（2023）年度も引き続き、労働安全衛生委員会による大学施設内の巡視を実施し、職員の安全の確保及び健康の保持増進を図るとともに快適な職場環境の形成を促進している。さらに、教職員の有休取得状況の確認や超過労働時間の把握し適正な教育研究等環境の確保に努めている。

（3）問題点

1. 令和元（2019）年度より職員の安全の確保及び健康の保持増進を図るとともに快適

な職場環境の形成を促進することを目的とした労働安全衛生委員会による大学施設内の巡視が実施されている。令和5（2023）年度も引き続き、労働安全衛生委員会による大学施設内の巡視を実施し、職員の安全の確保及び健康の保持増進を図るとともに快適な職場環境の形成を促進している。さらに、教職員の有休取得状況の確認や超過労働時間の把握し適正な教育研究等環境の確保に努めている。しかし、労働者自身及び組織全体としての超過労働に対する意識改善などへの働きかけは十分にできていない。今後は、FD・SD推進委員会とも連携し超過勤務に対する意識改善への取り組みを行っていく必要がある。

（4）全体のまとめ

1. 本学は大学設置基準上、必要となる校地や設備を有しており、バリアフリー化にも努めている。図書館においては、蔵書およびデータベースや視聴覚教材の充実を図り、ネットワークの整備、ラーニング・コモンズでの機材配備等、学生の教育研究等の環境としては、概ね適切に整備されている。また、学生や教職員の要望に対応し規定の見直しを行っており、利用者の要望に対応しながら適切に図書館環境の整備を行っている。
2. 教育環境等の環境に関する方針は、経営会議で示され、教授会および研究科委員会で審議し、その議事録および資料については、ポータルサイトで閲覧可能な仕組みを整えている。さらに、学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針について明示するため、COVID-19 への対応・対策内容を含め、本学のホームページ上に随時公開すると共に、学生に対しては X 及び学務システム、教職員には e-mail を用いて周知している。
3. 教員の研究活動に必要な研究室が配置され研究費が支給されるなど、研究倫理や研究活動の不正防止に関する取り組みも実施している。若手研究者を対象とした研修の開催および大学紀要に関する新たな論文の種類の設置等を行うなど、教育研究活動の促進に努めており教育研究環境としては概ね適切である。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学は学則第59条に基づき、地域社会と連携し、開かれた大学とするため、公開講座の開設その他の大学開放の事業を行うことにより、社会の発展に寄与するものとしている。

学校法人日本赤十字学園看護大学規程第2条には社会貢献事業について看護及び介護福祉に関する教育並びに研究の事業とあわせ、それらと関連する日本赤十字社と連携した赤十字事業ならびに地域等と連携した社会貢献事業を行い、さらに、専門看護師及び認定看護師の養成教育事業、寄附行為に定める収益事業、他の学校法人が設置する学校との連携事業、企業等との共同事業並びに地方公共団体等からの受託事業等を行うと明示している。

さらに学則第60条に基づき、国際赤十字の一員である日本赤十字社と連携し、国内外における救護・救援その他の赤十字事業を実施することができる。

これらの法令・規程及び本学の理念に基づき、本学では日本赤十字北海道看護大学看護開発センターならびに災害対策教育センターが設置されている。

看護開発センターの設置規程には「看護学の教育・研究に関する開発を行い、実践を通して地域へ貢献することを目的とする」とその基本方針が明記されている。具体的な活動方針は、同設置規程に「看護研修（継続教育、調査・研究、地域貢献）」、「認定看護師教育」と定められており、現在は委員会の統廃合により廃止となった国際看護プロジェクト委員会の「国際交流」に関する事業も実施している。さらに、本学は網走開発建設部、北海道、北見市およびオホーツク圏の市町村、地元企業、他大学、国際協力事業団（JICA）等と連携協力体制をとることにより、地域社会および国際社会へ貢献し、広域的な教育・研究の向上を図ることを目指している。

災害対策教育センターの設置規定には、大学の知的資源を有効に活用し、各組織・機関、教育現場、地域と協働して災害対策に係る充実、推進を図るとともに、災害対策の教育の充実と情報発信により地域へ貢献することを目的とすると明示している。

点検・評価項目② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

1) 学外組織との連携

①北見工業大学、旭川医科大学との包括連携

平成 21（2009）年 7 月、国立大学法人北見工業大学および同旭川医科大学と相互の連携および協力に関する包括連携協定を締結した。

この協定は、3 大学が行う教育・研究活動全般における交流及び連携を推進し、相互の教育・研究の一層の進展と地域社会および国際社会発展に資することを目的としており、具体的には、a．学生の教育・研究及び学生が行う諸活動に対する支援、b．学術研究の推進に関すること、c．地域連携活動に関すること等について連携を図るために締結された。

②オホーツク地域活力支援包括連携

平成 25（2013）年 3 月、国立大学法人北見工業大学、東京農業大学生物産業学部、および国土交通省北海道開発局網走開発建設部と包括協定を締結した。

この協定は、相互が長年にわたり培ってきた信頼関係と連携協力の実績を基盤に、地域の抱える各種課題への助言やオホーツク地域の「安全・安心な暮らし」、「歴史・文化」、「自然・環境」、「経済の活性化」、「技術開発」の各分野について、より緊密かつ組織的な連携協力体制をとることにより、地域社会への貢献及び広域的発展を支援することに加え、広範囲な教育・研究面の向上を目的としている。

災害対策教育センター事業である「厳冬期災害演習」では網走開発建設部と連携協力して実施している。また網走開発建設部が実施する現場見学会、4 機関共同主催による各機関の調査・研究で得られた成果を一般公開するフォーラムを開催し、本学教員が研究成果を発表している。

③北見市教育委員会との連携

北見市教育委員会とは、本学教員（看護師・医師等）の派遣依頼を受け、また、本学からは、教員の研究調査のための依頼、学生の臨地実習の受入依頼を行っている。

これらの事業を円滑に進めるため、平成 25（2013）年 12 月には、連携協定を締結した。

小学校、中学校ならびに高等学校に対し本学教員を派遣して行う学校連携出前講座の令和 5（2023）年の利用実績は 8 校 9 件で、のべ 551 人の児童・生徒が受講した。

④北見市との連携

北見市とは、平成 27（2015）年 6 月 12 日より協定が開始されている。

防災対策の推進に関しては、「厳冬期災害演習」では北見市の後援により実施し、北見市職員の防災関係者が参加している。

また、国際交流では、北見国際技術協力推進会議の構成団体として JICA の事業について立案・実施しているが令和 5（2023）年度の実施はなかった。

⑤災害医療 ACT 研究所との協定

災害医療に関わる活動を推進している認定 NPO 法人災害医療 ACT 研究所（宮城県石巻市、代表者：森野 一真）と本学は、令和元（2019）年 7 月、災害時に困窮するトイレ事案について、簡易トイレ「ラップボン」を本学が備蓄する協定を結んだ。令和 6 年能登半島地震では本協定に基づき、50 台のラップボンを搬出した。その他、北海道内の災害に対する装備として運用するとともに、地域の防災教育活動等での展開がなされている。

⑥日本赤十字看護大学附属災害救護研究所との連携

令和 4（2022）年 2 月に設立された日本赤十字看護大学附属災害救護研究所の災害看護ならびに災害救援技術部門に本学教員が専任研究員として所属し、分野横断的な共同研究を実施している。令和 5（2023）年 1 月の厳冬期災害演習は災害救護研究所との共催として実施した。

⑦単位互換制度

北見工業大学及び東京農業大学生物産業学部と単位互換の協定を締結している。

しかしながら、本学のカリキュラムは資格取得のための必修科目が多く、他大学の科目を履修する余裕がないのが実情である。

⑧公的機関の委員

本学教員は、国、北海道、北見市及び公的団体等、多くの公的機関の委員を努めており、保健福祉計画等の立案・実施に係わっている。

⑨北見柏陽高校との高大連携協定

令和 5（2023）年 9 月、相互の教育及び研究に係る交流・連携を図るため、北海道立北見柏陽高等学校と高大連携協定を締結した。

初年度においては、調印式、推進会議（2 回）、公開授業、合同 FD・SD 研修会等を実施し、連携強化に努めた。次年度以降は、初年度の事業を引き続き実施すると共に、新規事業についても検討していく。

2）社会連携・社会貢献に関する教育研究活動の推進

①継続教育

本学の保健師教育は平成 23（2011）年度入学生から選抜制となり、保健師資格を有する卒業生の輩出は減少している。有資格者の中には、将来保健師として就業する希望をもつ者もいるが、数が少ない上に分散して生活しているため、保健師に関する有用な情報にアクセスしにくい。そこで、卒業生と大学をつなぐ連絡手段を確保し、保健師として活動する卒業生との情報交換や、卒業生が保健師として就業することを考えた際に、役立つ情報が得られるような体制づくりを構築することに主眼を置いた。卒業生

(保健師資格取得者)のメーリングリストを作成し、情報交換の手段として活用する事とした。平成 29 (2017) 年度の運用では、保健師求人情報や学会・研修会情報の配信、卒業生からの相談対応、卒業生が持つ継続教育へのニーズの把握などを行い、キャリアアップ研修会の内容の検討に役立てている。

②地域貢献

a. 看護開発センターによる講演会・市民公開講座

看護開発センターが企画・立案し、学内の教員または外部から講師を招いて、一般市民、本学学生および教職員を対象に、講演会は年 1 回 (表 9-1) 市民公開講座は年 3 回程度開催している (表 9-2)。開催は、公的機関でのポスター掲示、前回の参加者への開催案内の送付及びホームページ等で周知している。また、内容は本学の特徴を生かしたものやアンケート調査の結果から、要望の多かったものを選定している。終了後はアンケート調査を行い、次回以降の内容に反映させている。令和 5 (2023) 年度は、市民公開講座を全 3 回実施した。

表 9-1. 講演会の開催状況

年度	日時	実施内容	参加者数
平成 29 (2017)	9 月 10 日 (日) 13:00~14:30	テーマ: 変わる北海道の気候と自然災害 講演者: 気象予報士・防災士 菅井 貴子 氏	116 名 一 般: 96 名 学部生: 3 名 教職員: 17 名
平成 30 (2018)	10 月 27 日 (土) 14:00~15:40	テーマ: 脳の働き=認知症から脳をまもるために= 講演者: 旭川医科大学 脳機能医工学研究センター 教授 高草木 薫 氏	141 名 一 般: 120 名 学部生: 2 名 院 生: 1 名 教職員: 18 名
令和元 (2019)	1 月 23 日 (木) 18:30~20:00	テーマ: 日本赤十字社の国際活動の実際 バングラデシュ、フィリピンでの活動を通して 講演者: 北見赤十字病院 看護師 上岡 文 氏	97 名 一 般: 50 名 学部生: 26 名 教職員: 21 名
令和 2 (2020)	実施せず		
令和 3 (2021)	実施せず		
令和 4 (2022)	実施せず		
令和 5 (2023)	実施せず		

表 9-2. 市民公開講座の開催状況

年度	実施内容		延べ 参加人数
平成 29 (2017)	メインテーマ： 災害から紐とく地域の安全		193 人
	第 1 回 10 月 4 日(水)	テーマ：災害から紐とく地域の安全 講 師：尾山 とし子	
	第 2 回 10 月 11 日(水)	テーマ：高齢者を支える災害 講 師：山口 佳子	
	第 3 回 10 月 18 日(水)	テーマ：冬を迎える災害 講 師：根本 昌宏	
平成 30 (2018)	メインテーマ： 認知症高齢者を支える		235 人
	第 1 回 10 月 3 日(水)	テーマ：認知症とは 講 師：西片 久美子	
	第 2 回 10 月 10 日(水)	テーマ：認知症高齢者との接し方 講 師：西片 久美子	
	第 3 回 10 月 17 日(水)	テーマ：認知症高齢者を支える 講 師：大倉 美鶴	
令和元 (2019)	メインテーマ： あなたも家族も、できる感染予防		138 人
	第 1 回 10 月 2 日(水)	テーマ：「やっつける」ための感染症の基礎知識 講 師：伊藤 善也	
	第 2 回 10 月 9 日(水)	テーマ：「もらわない」「うつさない」ための感染対策 講 師：吉田 理恵・種本 純一	
	第 3 回 10 月 16 日(水)	テーマ：「ならない」「させない」ための誤嚥性肺炎予防対策 講 師：山本 美紀・山川 京子	
令和 2 (2020)	実施せず		
令和 3 (2021)	実施せず		
令和 4 (2022)	メインテーマ：上手に付き合う糖尿病～自己管理から食事療法、運動療法まで～		172 人
	第 1 回 11 月 9 日(水)	テーマ：糖尿病と自己点検 講 師：河口 てる子	
	第 2 回 11 月 16 日(水)	テーマ：糖尿病の予防と改善のための身体運動 講 師：山本 憲志	
	第 3 回 11 月 30 日(水)	テーマ：糖尿病の予防と改善や困りごとを学び合おう ～自分らしい豊かな生活をおくるために～ 講 師：東 めぐみ	
令和 5 (2023)	メインテーマ：知ろう、学ぼう、看護の世界		142 人
	第 1 回 10 月 11 日(水)	テーマ：看護の大学って何を教えているの？ 講 師：園田 裕子	
	第 2 回 10 月 18 日(水)	テーマ：看護師ってどんな仕事？ －男性看護師からみた看護の世界－ 講 師：種本 純一	
	第 3 回 10 月 25 日(水)	テーマ：看護職（看護師・保健師・助産師）の活躍とキャリア形成 講 師：相馬 深輝	

b. 健康相談事業

本学は、平成 26 (2014) 年度から北見市が毎年実施している「健康まつり」に参加し、市民と健康や生活について関わることのできるブースを設けた。COVID-19 拡大に伴い、

令和 4（2022）年度は情報誌への誌面形式の開催となっていたが令和 5（2023）年度は通常開催に戻り、本学ブースには 153 名の市民が来場した。

c. 出前公開講座・学校連携出前講座

生涯学習の機会を提供し、本学教員の研究成果等を地域に還元していくことで、地域社会との連携をより深めるために地域貢献の一環として、学外からの依頼に応じ、本学教員がオホーツク管内の各地域に出向いて講義を行う「出前講義」を平成 22（2010）年度から実施し、平成 28（2016）年度からは「出前公開講座」と名称を改め継続している（表 9-3）。

本学の出前公開講座は、認知度の高まりとともに依頼が著しく増加している。派遣依頼は、小・中学校、高等学校等の教育機関を中心にオホーツク管内の各種団体からあり、令和元（2019）年度の実施実績は 56 件、講座に参加した人数はのべ 2,600 人以上となった。本学教員の個々の専門性が、地域のニーズとマッチングした事業となっている。令和 4（2022）年度は 13 件の実施であったが、令和 5（2023）年度は 56 件、のべ 1,155 人が参加した。よって、令和 5（2023）年度の出前公開講座ならびに学校連携出前講座を合わせた参加人数は 1,706 人と前年度よりも 100 人以上増加した。

表 9-3. 出前公開講座実施状況

年度	開催件数			延べ 参加人数
	北見市内	北見市外	合計	
平成 29 (2017)	21 件	21 件	42 件	1,723 人
平成 30 (2018)	26 件	14 件	40 件	2,284 人
令和元 (2019)	32 件	24 件	56 件	2,651 人
令和 2 (2020)	実施せず			
令和 3 (2021)	4 件	14 件	18 件	640 人
令和 4 (2022)	5 件	8 件	13 件	792 人
令和 5 (2023)	14 件	14 件	28 件	1,155 人

d. 講師派遣

出前公開講座とは別に、医療機関、地方自治体、教育機関、行政機関、職能団体等から年間 100 件程度の研修会等の講師依頼があり、本学の教員を派遣している。

e. 災害対策教育センターによる防災教育、災害支援

本学は、赤十字の大学であることから、災害看護・災害医療に重きを置き、オホーツク、北海道そして日本全体へ発信することを目的に平成 27（2015）年 4 月に災害対策教育センターを開設し、数多くの事業を実施している。被災者の命を護る取り組みを進めるために、被災時に重要な自助・共助・公助のすべての観点から地域住民に必要な知識・技術、町内会や自主防災組織の運用手法、地域を護る防災行政への提案等を行っている。

厳冬期災害演習は本学において 12 年前から実施している寒冷期災害を想定した実践的な宿泊型の訓練である。マイナス 10℃を下回る厳寒の条件下で、全国の災害医療従事者、防災担当者等の災害に関わる専門職のみを参加者として実施するもので、地域の安全に資する事業であることはもちろんのこと、本事業によって得られた知見は国内外の災害対策に活かされている。令和 4（2022）年度は日本全国から赤十字に関わる病院関係者をはじめ、災害医療・保健・福祉担当者、国・都道府県・市町村の防災担当者、避難所に関わる専門企業ならびに報道機関など総勢 126 名が参画し、この事業は日本赤十字社公式 YouTube にてアーカイブ配信されている。令和 5（2023）年度は元日に発災した令和 6 年能登半島地震に対応するため中止することとなった。

そのほか、防災フェスティバル、赤十字フェスタ in 北見、北海道シェイクアウト等のイベントのほか、本学が備蓄している段ボールベット等の防災資機材の貸出を行い、小中学校等での防災学校のサポートも行っている。

③ 看護研究支援

釧路赤十字病院看護部における看護研究の計画、実施、報告ならびに次年度に向けた改善について、本学教員を派遣し指導に当たっている。令和 5（2023）年度は研究テーマ 7 件の研究指導を行った。

3) 地域交流・国際交流事業への参加

①海外研修

平成 24（2012）年度には、開学以来初めて、本学で学生の海外研修を企画し実施した。

学生 6 名、教員 1 名が参加したアメリカでの看護研修で、高齢者施設でのボランティア活動、急性期・小児病院の見学、講義の聴講、赤十字ロサンゼルス支部の見学、語学レッスン等を体験した。この研修は学生にとって看護の視野を広げ、看護師としてのあり方について考える良い機会となっている。また、平成 28（2016）年度からは、学生の参加を促し研修の充実を図るため、日本赤十字秋田看護大学と協力して実施し、参加者数を確保している。令和元（2019）年度から令和 4（2022）年度までは COVID-19 の拡大に伴い中止となったが、令和 5（2023）年度はオーストラリアのグリフィス大学を中心とした研修を再開し、本学学生 8 名ならびに日本赤十字秋田看護大学とともに他学の学生も参加する 10 日間のプログラムが実施された。

北見国際技術協力推進会議等と連携し、JICA の研修生受入事業を実施している。

令和 4 (2022) 年度は、アルゼンチン共和国から日系人医師 1 名を研修員として受入れ、JICA 日系社会研修受入事業・地域包括医療（看護と介護）を実施し、日本の地方都市における地域包括医療の実際や体制強化の取り組みについて、本学教員や非常勤講師による講義及び視察を 16 日間に亘って行った。令和 5 (2023) 年度の実施はなかった。

点検・評価項目③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学則第 61 条に基づき、教育研究水準の向上を図り、本学の理念を達成するため、本学における教育研究活動の状況について自己点検・評価委員会にて点検及び評価を行い、その結果をホームページ上で公表（自己点検・評価報告書）している。

出前公開講座は、COVID-19 が感染法上の位置づけが変更されたことにより、感染拡大前と同じ件数まで戻すことができた。

さらに、年間 100 回程度、研修会等の講師として教員を派遣しており地域社会に貢献している。市民公開講座等については、学内の教員 3 名が共通のテーマを設定し、心身の健康や災害への備えについて地域住民に還元する形で実施した。赤十字の事業の一つである国内災害救護活動として被災地支援を行っている。また、卒業生の中には、現在、赤十字の国際医療派遣要員として海外で医療活動を行っている者もいる。改善すべき事項として挙げている北見工業大学、旭川医科大学との包括連携、オホーツク地域活力支援包括連携協力、北見市教育委員会との連携協定の成果については、教員派遣や調査・研究の実施、事業の推進など、前述の各項で示した通りである。したがって、概ね改善されていると評価できる。

平成 27 (2015) 年度から立ち上げた災害対策教育センターは、赤十字の看護大学としての役割を果たし、地域貢献してきた。この 5 年間で多くの事業を展開し、地域住民や行政機関においても高い評価を受けている。

オホーツク地域活力支援包括連携は、前述したフォーラムの他、4 機関が毎年一回連絡会議を開催し、機関間で実施した社会連携事業について点検、共有するとともに、次年度以降に向けた連携の在り方、事業の進め方について検討を行っている。

北見市国際技術協力推進会議は、定期的な会議を実施し、JICA との共同事業などの進捗状況の確認を行い、今後に向けた検討を行っている。国際交流については、中止していた学生の海外研修を再開することができた。日本赤十字秋田看護大学との協力等、今後も赤十字 6

大学のスケールメリットを活用していく方策も検討していく。

海外への講師派遣、研修生の受け入れについては、本学独自で企画・実施していくのは難しいため、今後も北見市および JICA 等と連携して実施していく。

ボランティア活動の支援、赤十字科目の適切な運用等で教育環境を整え、災害救援要員としてだけでなく、地域医療従事者として、専門看護職者として、教育・研究者として等、赤十字の基本理念に基づき様々な形で社会に貢献できる人材を輩出することが本学の使命の一つと認識している。

また、災害対策教育センターの役割を地域に向けてさらに充実させ、これからの災害に備えるべく、災害対策への動機づけや災害に強いまちづくりに積極的に参画していく。

(2) 長所・特色

本学は北海道道東地域の中で唯一の医療・看護・保健系の大学である。看護師、保健師、医師、薬剤師、獣医師など多様な専門職能を構成していること、赤十字の特色を活かした活動を実施できることで、地域に根差した、地域に資する貢献が出来ている。

(3) 問題点

講演会について、令和 5(2023)年度は開催日程の調整が難しく見送った。令和 6(2024)年度は、改めて日程を調整し、開催する。地域への貢献は、大学の進化・発展へとつながることが不可欠である。広報に力を入れ、本学に入学する年代への認知率を上げることが必要である。そのためには、小中高校との連携をより深める必要がある。

COVID-19 の感染拡大が収まりつつあり、感染前の状況に戻しつつ、さらなる地域への貢献を進めるために、様々な企画を立案・実施していく必要がある。

全体のまとめ

国、地方自治体や高等教育機関はもちろんのこと地元小中学校、高校等、学外組織との連携がさらに進められている。北海道道東地域唯一の医療・保健系の大学として、地域の健康増進に関わる事案に継続して社会還元を実施できている。特に本学教員が本学経費によって主催もしくは共催する出前公開講座ならびに学校連携出前講座は、本学教員の多様な専門性を踏まえた内容であり、地域の要望に応えることができている。受講対象も小学校低学年の子どもたちから高齢者まですべての年齢層をカバーしており、社会福祉への貢献度合いも高い。同時に厳寒地の赤十字の大学であることから冬期災害・防災への取り組みも数多く行われ、地域の安心・安全に貢献するだけでなく、国の防災計画策定にも寄与している。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学の管理運営に関する方針は、「学校法人日本赤十字学園看護大学規程」に以下のとおり定められている。

第1条 この規程は、学校法人日本赤十字学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）

第49条の規定に基づき、学校法人日本赤十字学園（以下「学園」という。）が設置する看護大学及び短期大学（以下「大学」という。）の管理運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

第2条 大学においては、寄附行為第3条に定める学園の目的を達成するため、看護及び介護福祉に関する教育並びに研究の事業とあわせ、それらと関連する次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 日本赤十字社と連携した赤十字事業

(2) 地域等と連携した社会貢献事業

2 前項に掲げる事業のほか、専門看護師及び認定看護師の養成教育事業、寄附行為に定める収益事業、他の学校法人が設置する学校との連携事業、企業等との共同事業並びに地方公共団体等からの受託事業等を行うことができる。

3 学長は、前項に掲げる事業を実施し、又は廃止しようとするときは、理事長の承認を受けなければならない。

第3条 大学は、学校教育法等の関係法令及び寄附行為をはじめ学園の諸規程を遵守して、常に適正な管理及び運営を行い、かつ健全な経営を保つよう努めなければならない。

また、日本赤十字学園では、令和元（2019）年度から5ヵ年計画の第三次中期計画を立案し、これに基づき本学でも重点的な取組みを単年度の事業計画として策定しており、その内容は、教授会及び事務局の会議において示され、大学の構成員に周知が図られている。なお、

第三次中期計画は、大学ホームページの「情報公開」に掲載し、明示されている。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点１：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点２：適切な危機管理対策の実施

学長の選考については、「学校法人日本赤十字学園看護大学・短期大学長候補者選考規程」に基づき行われている。同規程の第３条に理事長が学長候補者選考委員会を設置すること、第４条、第８条に選考委員会は７名（理事長、理事会で選出した理事（学園職員である理事を除く）３名、経営会議の議を経て選出した所属の正規教職員３名）で構成され、学長候補者１名を選出することが明記されている。選出された学長候補者は、第９条に基づき理事長が候補者を決定し、理事会の同意を得て学長に任用している。

学部長の選考については、「日本赤十字北海道看護大学看護学部長候補者選考規程」に基づき行われている。候補者の選考は、同規程の第４条において、本学の教授のうちから学長が行い、正教授会及び経営会議の意見を聴くものとしている。

研究科長の選考については、「日本赤十字北海道看護大学大学院看護学研究科長候補者選考規程」に基づき行われている。候補者の選考は、同規程の第４条において、本学の看護学研究科担当の教授のうちから学長が行い、研究科教授会及び経営会議の意見を聴くものとしている。

学長の職務については、「学校法人日本赤十字学園看護大学規程」第９条第１項において、大学（大学院を含む）の管理運営の一切の業務を統理し、すべての職員を指揮監督するとしている。

学部長・研究科長の職務については、同規程第９条第３項において、学長の行う職務について学長を補佐し、学長の命を受けて学部又は学科及び研究科の業務を掌理するとしてい

る。

学長の決裁については、「学校法人日本赤十字学園決裁規程」第6条において、大学及び短期大学の事務処理は、すべて学長までの決裁を受けなければならないとし、第9条において、学部長に決裁を代行させることができる事項、第10条において、研究科長に決裁を代行させることができる事項を明示している。

本学には、「学校法人日本赤十字学園看護大学規程」第13条、「日本赤十字北海道看護大学学則」第48条、及び「日本赤十字北海道看護大学院学則」第40条に基づき、教授会及び研究科委員会が置かれている。

教授会及び研究科委員会は、「日本赤十字北海道看護大学教授会規程」及び「日本赤十字北海道看護大学研究科委員会規程」に基づき運営し、学長、教授及び准教授をもって構成されている。それぞれ毎月第3木曜日に定期的を開催するほか、必要に応じて臨時の教授会、研究科委員会を開催している。

教授会及び研究科委員会の権限と審議事項は、「日本赤十字北海道看護大学組織分掌規程」に明記され、以下のとおりとなっている。

第15条 本学に置く教授会及び本学の研究科に置く研究科委員会（以下「教授会等」という。）は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、再入学、編入学及び復学に関すること。
- (2) 卒業・修了認定及び学位の授与に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会等の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。
- (4) 教授会等は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長又は研究科長（以下この号において「学長等」という。）が、つかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

本学の意思決定プロセスは以下のとおりである。

- a. 事務組織又は各種委員会からの発議。
- b. 教授会、研究科委員会での教育研究に関する事項の審議。
- c. 経営会議による経営・運営に関する重要事項の審議。
- d. 学長は、経営会議、教授会、研究科委員会での審議結果を踏まえて、最終決定を行う。
- e. 学則変更及び予算の最終決定は学校法人日本赤十字学園理事会で行う。

本学の経営・運営に関する重要事項の審議機関は経営会議、教育研究に関する事項の審議

機関は教授会、研究科委員会となり、最終決定は学長が行うが、法令と寄附行為による学校法人日本赤十字学園理事会の決定内容が法人としての共通意思決定となる。

本学の設置主体である学校法人日本赤十字学園は、昭和 29（1954）年に創立され、赤十字の理想とする人道の理念を基調とし、教育基本法及び学校教育法に従い、看護教育及び介護福祉教育を行い、資質の高い優秀な看護師及び介護福祉士を育成することを目的して、現在、6つの4年制大学、6つの大学院、1つの短期大学を設置している。

日本赤十字学園の役員については、同学園の寄附行為に明示されており、その規程に基づき選出されている。現在の役員・評議員の内訳は、以下のとおりである

（役員）

a. 理事 12 人（定数 10～13 人）

- 選出母体：ア. 学長のうちから理事会において選任した 3 人、及び法人本部事務局長
イ. 評議員のうちから理事会において選任した者（2～3 人）
ウ. 理事会において指定する日本赤十字社の役職にある者（2～3 人）
エ. 学識経験者のうち理事会において選任した者（2～3 人）

常務理事：4 人（定数 若干名）理事総数の過半数の議決により選任

b. 監事 2 人（定数 2 人）

理事、評議員、職員（学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）
又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任

（評議員）

a. 評議員 26 人（定数 21～27 人）

- 選出母体：ア. 法人の職員のうちから評議員会において選任した者 5～6 人、
及び法人本部事務局長
イ. 法人の設置する学校及び日本赤十字社の看護師養成施設を卒業した
者で年齢 25 歳以上のもののうちから、理事会において選任した者
（5～7 人）
ウ. 理事会において指定する日本赤十字社の役職にある者（5～6 人）
エ. 学識経験者及び法人に功労のある者のうちから、理事会において
選任した者（5～7 人）

（評議員会）

理事長の諮問機関として寄附行為第 21 条により評議員会が設置されている。

評議員会は、理事長の諮問に応じて、予算、借入金、事業計画、寄附行為の変更等の重要な問題について意見を述べるとともに、法人の業務、財産の状況、役員の業務執行の状況について意見を述べ、役員から報告を徴することができる。

（常務理事会）

学園の業務を適正、円滑に遂行するため寄附行為第 20 条により常務理事会が設置されている。

常務理事会は、原則毎月 1 回開催し、理事会から委任されている 5 千万円未満の収支予算の変更、5 千万円未満の財産の処分等の業務を決定するほか、事業計画及び事業報告の策定、予算・決算及び財政の運営に関する重要事項等を協議している。

（理事会）

寄附行為第 17 条により理事会が設置されている。

理事会は、日本赤十字学園の最高議決機関で学校法人の業務を決している。

しかし、大学の根幹である教育研究に関する運営の全ては大学の自治に委ねられており、その内容は、「学校法人日本赤十字学園看護大学規程」、「学園法人日本赤十字学園決裁規程」、「日本赤十字北海道看護大学学則」、「日本赤十字北海道看護大学院学則」、「日本赤十字北海道看護大学組織分掌規程」に詳細に定められている。

学生への対応としては、毎年、学生生活実態調査を実施しており、学生から寄せられた要望・意見を真摯に受け止めて、各委員会及び事務局各課において改善策の検討を行い、学生サービスの向上を図っている。

また、「ご意見箱」を構内 3 か所（講義・演習棟 1 階ロビー、実習棟 1 階学生ホール、図書館）に設置し、記名による投書に対しては大学として必ず回答するほか、無記名の投書に対しては大学運営の参考とし、改善等の必要な対応を講じている。

危機管理対策としては、ハラスメントの防止対策、研究倫理の取扱いについて審議する委員会の設置、研究資金及び研究不正防止、個人情報の保護の取扱いなど、規程等を整備し、適切に対応している。

さらに、「危機対策マニュアル」、「安否確認システム（ANPIC）」を整備するとともに防火設備等の点検、学生・教職員が参加する消防（避難）訓練を毎年実施するなど、危機発生時に対応できる体制を整えている。なお、「危機対策マニュアル」は、令和 5（2023）年 7 月に改訂したほか、「安否確認システム（ANPIC）」は、運用設定において、日本国内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合に安否確認メールが自動配信されるように改善した。消防（避難）訓練については、COVID-19 の感染拡大防止のため、令和 2（2020）年度から中止していたが、COVID-19 が 5 類に移行したことから再開することとし、令和 5 年（2023）10 月 12 日に実施している。

また、平成 31（2019）年 4 月より労働安全衛生委員会の職場巡視が定期的（概ね 2 か月毎）に行われており、職場環境における安全面及び衛生面の改善に努めている。

COVID-19 の感染が拡大した令和 2（2020）年度からは「新型コロナウイルス感染防止対策本部会議」を設置し、COVID-19 が令和 5 年 5 月に 5 類に移行するまで、感染防止対策を随時検討し、その対応を学生・教職員に周知徹底した。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点１：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

本学の予算編成は、9月に予算編成方針を経営会議で定め、それを基に各委員会・各領域・各課等から10月までに各予算案を経理課まで提出させる。その後、経理課で申請された予算を取り纏め、学長・事務局長とのヒアリングを行い、11月に開催される経営会議で予算案を決定し、教授会に報告する。

大学内で了承された予算案を本学が所属する日本赤十字学園へ提出し、3月に開催される日本赤十字学園評議員会・理事会に付議され、決定する。

予算の執行は、原則各予算部門の課で執行管理し、大学全体の予算については、経理課が管理を行い、日本赤十字学園経理規程等に基づき適正に実施している。

以上の手続きを経て実施された予算の執行額は、各部門の課において管理され、次年度以降の予算編成に活用している。

監査は、監査法人（公認会計士）による外部監査を期中監査として10月頃、期末監査として4月にそれぞれ実施している。また、定例監査以外でも会計処理等に関して疑問が生じた場合は、その都度確認し、指示を仰ぐなど適正な会計処理に努めている。

さらに、本学が属する学校法人日本赤十字学園による、業務全般の適正な執行について確認する内部監査を数年おきに実施している。

各予算部門の課において、所管する委員会等で予算執行に伴う効果等を検証し、次年度の事業計画及び予算に反映させている。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点１：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係(教職協働)
- ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

職員の採用は、「日本赤十字北海道看護大学職員就業規則」に基づき実施している。

原則として公募による募集を行い、第一次試験として書類選考、第二次試験として面接試験を行い、採用内定者を決定している。令和 5（2023）年度は、職員（令和 6 年 4 月 1 日採用）の公募を行い、採用内定者として新卒者 3 名を決定した。

職員の昇格等に関する規程は制定されておらず、事務局長が職員の業務遂行能力及び将来の事務組織体制を勘案して学長に推薦し、経営会議に提案のうえ決定している。

各課の事務分掌は、「日本赤十字北海道看護大学組織分掌規程」に定められている。

本学では、平成 26（2014）年度に学生のニーズ及び業務の変化に対応するため、学務支援課、学生支援課から学務課、入試課に組織変更を行った。

現在の事務組織は、学部・大学院を一括した事務局とし、事務局長、事務局次長を置き、総務課 7 名（うち臨時職員 1 名）、経理課 5 名（うち嘱託職員 1 名）、学務課 7 名（うち嘱託職員 1 名）、入試課 5 名（うち嘱託職員 1 名、兼務 1 名）、図書館 3 名（うち臨時職員 1 名）の計 26 名（兼務を除く実人数）、その他、エコチル調査に係る臨時職員 4 名を経理課付で配置している。

なお、業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備として、令和 5（2023）年度に以下のとおり体制を整えた。

- ・ ICT 支援室を設置し、ICT 支援員として総務課施設管理係長を兼務で配置
- ・ 広報戦略支援員として総務課主事 1 名を兼務で入試課に配置

教職協働としては、各種の会議及び委員会に事務局職員が構成員として参画し、教学運営及びその他の大学運営における教員と職員の連携を図っている。

事務職員が構成員として参画している会議及び委員会（令和 5 年度の実績）

1	経営会議	6	情報システム運営委員会
2	内部質保証委員会	7	F D ・ S D 推進委員会
3	IR 推進会議	8	労働安全衛生委員会
4	自己点検評価委員会	9	研究科共同看護学専攻教務委員会
5	キャンパス・ハラスメント防止対策委員会	10	研究科共同看護学専攻入試委員会

職員の士気の高揚及び組織の活性化を図ることを目的に、学校法人日本赤十字学園職員勤務評価実施要綱が平成 20（2008）年に作成され、継続して勤務評価を実施している。

また、併せて事務局長による全事務職員との個別面談を定期的の実施しており、職員から業務改善に関する意見聴取、事務局長からの指導、助言を行うとともに、処遇改善にも反映させている。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

事務職員の研修については、平成18（2006）年から日本私立大学協会北海道支部が主催する職階別の研修会及び、平成20（2008）年から日本赤十字学園の研修会（新入職員対象、年1回）に事務職員が継続して参加している。

日本私立大学協会北海道支部 事務職員研修会への参加実績（平成29度～令和5年度）

実施年度	研修の種別及び参加人数			
	初任者研修会 採用後1年以内	中堅実務者研修会 5～10年以内	中堅指導者研修会 10年以上（事務長・ 課長を除く）	課長職相当者 研修会
平成29 (2017)	0名	2名	0名	1名
平成30 (2018)	0名	1名	0名	0名
令和元 (2019)	0名	1名	2名	0名
令和2 (2020)	0名	0名	0名	0名
令和3 (2021)	1名	2名	2名	0名
令和4 (2022)	1名	0名	0名	0名
令和5 (2023)	1名	0名	2名	1名

また、平成25（2013）年6月に、教員FD推進委員会の企画により外部講師を招いてSD研修会を実施したのを契機に、平成25（2013）年9月よりFD・SD推進委員会へと組織改変し、SD活動の企画立案・実施により事務職員の意欲向上と資質の向上を図っている。

SD活動の実績（平成29度～令和5年度）※事務職員も参加可能なFDで参加実績があるものを含む。

実施年度	実施テーマ	実施種別
平成29 (2017)	・ガルーンの利活用の底上げ	FD・SD
	・誠実な科学者の心得	FD
	・臨床で教育を担う教員、看護職のための「教育」とは	FD
	・SD研修会「赤十字について」	SD
	・FD・SDワークショップ「カリキュラムマップの作成」	FD・SD
	・教育改革と新選抜方式について	FD・SD
平成30 (2018)	・新ガルーン説明会	FD・SD
	・新学務システム説明会	FD
	・2年次「看護の統合と実践Ⅰ（OSCE）」について	FD・SD

令和元 (2019)	・大学改革に関する研修(2030年に選ばれる大学になるために)	FD・SD
	・コンプライアンス研修	FD・SD
	・大学の特徴に併せた支援	FD
	・アセスメント・ポリシーの成績評価について	FD・SD
	・高い意識を持って日々業務に当たるためには	SD
	・発達障害傾向・パーソナリティ障害を抱える学生・スタッフの適切な対応	FD・SD
令和2 (2020)	・遠隔授業説明会	FD・SD
	・新カリキュラムについて	FD・SD
	・令和3年度科学研究費助成事業学内説明会	FD・SD
	・Microsoft Teams を利用した遠隔授業について	FD・SD
令和3 (2021)	・遠隔講義の解説	FD・SD
	・学校推薦型選抜合格者に課す入学前学習の一環と結果報告会	FD・SD
	・令和4年度科学研究費助成事業学内説明会	FD・SD
	・初心者向け科学研究費助成事業学内説明会	FD・SD
令和4 (2022)	・学内で発生した事例における救命処置の検討	FD・SD
	・電子教科書導入検討に係る教員向け説明会	FD・SD
令和5 (2023)	・生成AIについて	FD・SD
	・AED(救急法)研修	FD・SD
	・今後の18歳人口の推移と本学の状況	FD・SD
	・北見市におけるGIGAスクール構想の進捗状況	FD・SD
	・発達障害傾向にある看護学生の対応について	FD・SD
	・大学院教育について	FD・SD

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：監査プロセスの適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

各委員会等は、自己点検・評価を毎年実施し、各委員会等における成果と課題を報告書として取り纏め、自己点検評価委員会に提出している。

自己点検評価委員会は、各委員会等から提出された報告書に基づき、大学全体の点検・評価を行い、自己点検・評価報告書として取り纏め、内部質保証委員会に報告している。

内部質保証委員会では、自己点検評価委員会の報告結果に基づき審議し、課題に関する検討を行い、改善事項を関係部署に通知し、課題の改善を図っている。なお、自己点検・評価報告書は、内部質保証委員会の承認後、教授会に報告されるほか、大学ホームページの「情報公開」に掲載し、学内外に公開している。

また、学外有識者により構成された運営懇話会を毎年開催し、本学の教育研究組織及び運

営の適切性について検証のうえ改善を図っている。

(2) 長所・特色

事務職員の研修については、日本私立大学協会北海道支部が主催する職階別の研修会及び、日本赤十字学園が主催する新入職員を対象とした研修会に参加している。

この研修に加え、FD・SD推進委員会において、SD活動に関する企画立案の下、SD研修を実施し、事務職員の意欲・資質の向上を図っている。

(3) 問題点

医療を取り巻く環境は、高齢化の進展、医療技術の進歩、医療提供の場の多様化、医療制度の変革など大きく変化してきており、地域における本学の役割はますます重要になってきている。

今後、18歳人口が益々減少し、様々な社会構造の変化の中で、本学が安定的に学生を確保することは難しくなっており、持続的な大学運営のための対策検討を進めてはいるものの、効果的な施策には結びついていない。学生を確保するための新たな広報戦略を立て、これまで以上に積極的に取り組む必要がある。

(4) 全体のまとめ

本学では中期計画を実現するために、この計画に基づいた単年度の事業計画を策定し、大学の構成員に周知している。また、「大学と法人の権限と責任」、「学長・役職者の選任方法と権限」「教授会等の役割」については、明確に規定され、規程に基づき適切に大学運営が行われており、予算編成及び予算執行を適切に行っている。

事務組織は学生のニーズに対応し、効果的に業務を実施できる編成となっており、職員の意欲・資質の向上を図るため研修の機会を提供し、職員勤務評価及び面談により処遇改善に反映させている。

大学運営の適切性については、自己点検評価委員会、内部質保証委員会、運営懇話会などによる点検・評価を受け、改善を図っている。

以上のことから、大学基準に照らして良好な運営が行われていると判断できる。

第2節 財務

(1) 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

本学の所属する日本赤十字学園では、令和元（2019）年度から令和5（2023）年度までの5年間の中期計画を立案し、本学においても同趣旨に添った中期計画を立案している。

この中期計画は総合的なもので、財政の関連では、a．経営意識の醸成、b．経営基盤の確立、c．教育研究向上のための財源確保がある。

また、財政と関連の深い a．学生の収容計画・職員の配置計画、b．競争的外部資金等の確保という項目も設定している。

本学は、小規模な単科大学であることから、収入の77.5%は学生生徒等納付金で占めており、補助金が16.5%と昨年（15.6%）から微増したものの伸び悩んでいる。支出は、人件費比率が理想（50%）より高く54.8%を占めており、減価償却費比率は11.5%で金額にすると約1億円である。このようなことから、単年度の固定資産の取得を極力抑えるなどの施策を講じており、基本金組入後収支比率は101.7%と100%を上回ったが、昨年（103.8%）と比較すると改善している。（通常、低い方が良いとされ、100%前後であれば収支均衡が保たれた経営状況にあると判断される。）

ただし、借入金等利息比率は0%であり、また、一般企業では30%以上が健全経営といわれる純資産構成比率は94.1%と高く安定している。また、企業財務の健全性を示す総負債比率は、6.1%と低く借金がほぼ無い状況であり、退職給与引当特定資産保有率は100%となっており、不測の事態にも充分対応可能な資産を保有している。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

教員の研究費は教授には 60 万円、准教授には 45 万円、講師・助教には 40 万円、助手には 20 万円が配分されている。その他学内の研究補助制度として、「学内研究奨励費」、「国際（海外）学会等参加助成費」があり、日本赤十字学園の「日本赤十字学園赤十字と看護・介護に関する研究助成」、「日本赤十字学園教育・研究及び奨学金基金」等が整備され、研究の支援を行っている。

科学研究費の過去 7 年間の申請件数と採択率等は、表 10-1 のとおりである。

表 10-1. 科学研究費の申請件数・採択率等

年 度 項 目	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)
新規申請件数	30	31	24	30	25	22	21
新規採択件数	2	3	0	0	2	2	1
新規採択率	7%	10%	0%	0%	8%	9%	4%
継続件数	7	5	5	5	1	2	5
補助金額(千円)	32, 253	24, 523	21, 687	17, 379	16, 754	18, 061	26, 039

（２）長所・特徴

財政面だけでなく、総合的な中期計画を立案し実施していることは評価できる。

また、借入金がなく、純資産構成比率は 94.1%と高く、総負債比率は 6.1%と低いことは評価できる。

（３）問題点

科学研究費等の外部資金への申請数は多いものの、採択率が少ない。外部資金は大学にとって重要な財源となることから、さらに教員への支援体制を整え、採択率の向上を図る必要がある。

（４）全体のまとめ

本学では、教育研究活動を遂行するための中期計画を策定し、その計画に基づき必要な予算配分が執行され適切な運営が行われている。

以上のことから、本学の財務に関する取り組みは、大学基準に照らし良好な状態であり、適切な運営が行われていると判断できる。ただし、令和 3 年度に実施された大学基準協会による大学評価（認証評価）結果にあるとおり、財政計画に具体的な目標数値がないことから、今後は、財務における数値目標等を定め、その実現に向けた施策の実行と計画の見直しを行うことが望ましい。